

第百一回 参議院環境特別委員会 會議録第九号

昭和五十九年六月二十九日(金曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月二十九日

辞任

片山 甚市君

補欠選任

高杉 勉忠君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

穂山 篤君

山東 昭子君

原文兵衛君

丸谷 金保君

飯田 忠雄君

委員

石本 茂君

梶木 又三君

河本嘉久蔵君

藤田 栄君

星 長治君

森下 泰君

矢野俊比古君

柳川 覺治君

吉川 博君

菅野 久光君

高杉 勉忠君

高桑 栄松君

近藤 忠孝君

中村 鋭一君

美濃部亮吉君

丸谷 金保君

国務大臣

議長

丸谷 金保君

政府委員

環境庁長官官房

環境庁長官官房

環境庁企画調整

局長

環境庁自然保護

局長

環境庁水質保全

局長

事務局側

常任委員会専門

員

説明員

防衛庁経理局工

務課長

大蔵省理財局国

有財産総括課長

文部省学術国際

局学術課長

農林水産省構造

改善局建設部開

発課長

林野庁指導部計

画課長

建設省都市局下

水道部流域下水

道課長

建設省河川局都

市河川課長

建設省河川局開

発課長

発議

○参考人の出席要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(穂山篤君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。

本日、片山甚市君が委員を辞任され、その補欠として高杉勉忠君が選任されました。

○委員長(穂山篤君) 湖沼水質保全特別措置法案及び湖沼環境保全特別措置法案を便宜一括して議題として質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○菅野久光君 先日いろいろな点についてお伺いをいたしました。再度、この法案では、もう既に活動している工場とか事業場等については規制の対象にしないわけであり、その理由、それをもう一度ちょっと明確に言っていたいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐竹五六君) 先生今御指摘の、既に事業活動を行っている工場、事業場についてでございますが、これにつきましては、水質汚濁防止法により、濃度規制ではあります、一応の規制がかけてあるわけでございます。

今回この湖沼法に基づきまして指定湖沼となつた場合には、その濃度規制に加えて負荷量規制、瞬間的な濃度ではなく、一日当たりの排出の限度量の規制を受けるわけでございますが、一般的に新しい法律制度を仕組む場合のこれは共通の考え方でございますが、それまで事業活動を自由に行つていたものに対する規制というのは、やはり必要最小限にとどめるべきである、かような観点から新増設工場、事業場に限りて負荷量規制をかける

ることとし、それではどうも不十分である、こういうことが明らかになつた場合、法律の二十三条に基づきまして、既設の工場、事業場も含めまして負荷量規制をかけることができる、こういうような仕組みをとつたわけでございます。

○菅野久光君 結局、今までの水濁法に今度の湖沼法で上乗せをすることができ、そういうことで汚濁をある程度抑えることができるのではないかと、それと、工場なり事業場なりが既に実際に動いておる、そういうようなこと等も含めてやっただと、そういうふうなふうに思ひますが、本日に水濁法で実際にやられていけば汚濁が進行するということはない、厳格にやられていけば心配はないんだというふうに理解してよろしうございませうか。

○政府委員(佐竹五六君) もちろん、水濁法による濃度規制によつてもかなりの成果が期待できるわけでございまして、現実には各都道府県においては、国の定めました一般基準に加えて上乗せの基準等を定めて湖沼の水質保全を図つてまいつたわけでございまして、ただ、湖沼につきましましては、既に御説明しましたように、湖沼によつて差異はあるにせよ、生活系汚濁化の割合が高く、これを排除するためにはどうしても規制と並んで事業を計画的に組み合わせていかなければいけない。

つまり、下水道の整備とかあるいはし尿処理施設の整備を並行して進めていかなければいけない。それからまた、従来の水濁法の規制にはなじまなかつた畜舎、あるいは養魚施設、こういうものに對する手当てもする必要がある。さらにまた、現在の湖沼の汚濁状況から見ても、従来の濃度規制だけでは足りず、やはり一日当たりと申しますか、負荷総量を規制する必要がある。こういうような観点から、水濁法を一般法とし、特に汚

濁の著しい湖沼につきましては、この湖沼法による規制ないし施設の整備、事業の推進ということを中心とした計画を進めていく、こういうようなところから今回の湖沼法を御提案申し上げている、こういうような次第でございます。

○菅野久光君 先日申し上げましたけれども、現在ある工場とか事業場、そういうものの排水が水質汚濁の原因力を与えているということはこれは否定できないことですね。それは上乗せ基準が今度できるからいいのだとは言いがた、やはりそこそこが私は大変問題になってくるんではないかというふうに思いますが、すべての湖沼について水濁法のはかにこの湖沼法に基づく上乗せ基準の適用されるというふうなことになるのですか。

○政府委員(佐竹五六君) 湖沼法による湖沼の指定を受けた湖沼についてそのような規制がかかってくる、こういうことでございます。

○菅野久光君 私はこの法律の問題はやはりそこだというふうに思っています。湖沼法で指定をした湖沼についてだけはいわゆる上乗せができる、それ以外のところは一切ないわけですね、今の水濁法で。しかし、指定湖沼以外で既に汚濁が進行しているところがあるわけですね。そこそこは一体それじゃどうするか。これは大臣の答弁の中にもいろいろおっしゃられているわけですね。ひどくならないうちに早く手を打ってまいりますので御心配なくと。どうやって手を打つのでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 私ども、本委員会でも御答弁申し上げましたように、当面指定湖沼というものは二十ぐらい考えている。しかしながら、現実環境基準の定められている湖沼の中でも環境基準を達成しているものは四割ちょっとでございますが、六割のものは達成していないわけでございます。そういう湖沼についてどういふふうに対応していくつもりか、こういうことでございますが、これにつきましては、私ども、まず第一点としましては、現在中公審の専門部会

で御検討いただいております。窒素、磷の排水規制をできるだけ早く結論をいただきまして、これを施行することによって富栄養化の原因である窒素、磷の流入を規制する。それから、それと並んで、各種事業を計画的に総合的に施行する、この湖沼法の考え方に基づいた考え方をそれらの湖沼についてもやっていく。そういう指導をするというのを考えているわけでございます。

この湖沼法に基づく指定湖沼は、この法案をこらんにただけはおわかりいただきますように、一つ一つの指定について閣議決定が必要とか、あるいはそれに基づく水質保全計画については知事さんが計画を樹立されて、それを公害対策会議の議を経て内閣総理大臣が同意する、こういう非常に大がかりな手続をとっておりますので、すべての湖沼についてそのようなことをするというのは実務的にも困難な面もございまして、この湖沼法の考え方に基づいた考え方で各都道府県知事さんがやっていただくように指導してまいりたい。それと並んで、窒素、磷の排水規制を、これは湖沼法の指定湖沼、それからその他の湖沼共通に水濁法でやっていく、こういうふうなことで対応してまいりたいと考えているわけでございます。

○菅野久光君 国が指定した湖沼についてはある程度国が、指定しないやつはそれぞれの都道府県で何とか湖沼法に準じた形でやってみようという、これは指導というものはなくともお願いということになるんでしょうか。そういうふうな考え方が、これは指導と理解をしてよろしくございませうか。

○政府委員(佐竹五六君) 指導と申しますか、お願いと申しますか、そこは言葉の使い方の問題の面もあるかと思いますが、各都道府県も、県内の湖沼につきましては、仮にこの湖沼法の指定を受けられないような規模の小さいと申しますか、そういう湖沼でもいろいろ地域住民にとっては非常に問題であることは否定できませんので、積極的にそれらについては対策をとっていかれる御意向をお持ちでございますので、そういう御意向の

上に立って私どもさまざまな面でそういうお手助けをしていくということをやりたい、こういうことでございます。

○菅野久光君 それではちょっとお尋ねいたしますけれども、先日の質問で、当面指定しようとする湖沼を十ほど挙げられたわけですが、その十ほど指定していると言われたその指定する湖沼の指定基準といいますが、何を基準に指定をされようとしているのか、そこそこをお尋ねします。

○政府委員(佐竹五六君) 湖沼の指定の基準につきましては、法律上は法律の第三条に規定されております。環境基準が「現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれ著しい湖沼であつて、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるもの」これが指定の要件になるわけでございます。

その中で十ないし二十をどういう基準で選んだかというところでございまして、これはあくまで当面の各都道府県との現在相談が進んでいる湖沼の名前を一応挙げたわけでございます。若干の出入りはあるかと思いますが、一応湖沼の規模、それから利用の現状、それからまた、法律上で言えば水の利用状況に入ると思いますが、その及ぼす影響の広がり、これは湖沼の規模に大体並行してまいります。それから問題の深刻さの程度、こういうようなところから十程度の当面取り上げて、さらに十ぐらいを追加することを一応前提に準備を進めているわけでございます。

○菅野久光君 いろいろな理由、幾つかの理由を挙げられましたけれども、そのうち最も重点的に考えられたのは何でしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 利用状況が一つ大きな要素として上がっております。それからまたその湖沼の規模、こういうことが大体一番要素としては大きく働いているわけでございます。

○菅野久光君 利用状況というのは、いろいろ利

用する部分があるんですけれども、そのうちのどの部分を重点的に考えられましたか。

○政府委員(佐竹五六君) やはり水道利用がなされている、上水としての利用がなされているというふうな場合には、できるだけこれは、もちろん湖沼の規模とか汚濁の程度ということも兼ね合わせて見ていくわけでございますけれども、一つの大きな要素になってまいります。

○菅野久光君 それでは、十の湖沼のうち上水道に利用される、いわゆる水源地として利用されている湖沼は幾つございませうか。

○政府委員(佐竹五六君) 十湖沼のうち六つは上水としての利用がなされているわけでございます。

○菅野久光君 先ほどの答弁の中で、上水道に利用している、それは相当重く考えられたということとありますが、十のうち六つが水源地として利用されている、あとの四つは上水道の水源地としては利用していない。それじゃ、他の湖沼で上水道の水源地として利用されているもので指定をされているもの、しかも環境基準に達していない、それはどのように考えられておりますか。

○政府委員(佐竹五六君) やはりおのずから湖沼の規模の問題もございまして、上水水源として利用される、例えば琵琶湖、霞ヶ浦、それから印旛湖、それから相模湖、金房ダムというふうな、これはある程度規模が大きいわけでございます。上水として利用されているけれども、非常に規模が小さいというふうなものについては、一応指定湖沼としてこの湖沼法の手続をとるといふところまではまいらないで、県独自で対応をお願いいたします。

○菅野久光君 これは、湖沼法というものを制定をして、少なくとも水質を何となくよくしていく、かなきやならぬ、こういうことでありますから、国が指定をしてやるということ、それそれぞれの都道府県で自治体が自主的にやるということでは、相当やっぱり重みが違うというふうには私は思うわ

私は代表質問の中でも、アメリカの西暦二〇〇〇年のあれを引用して言つたわけですけれども、水を原因とする病気が相当深刻な状況になるといふようなことを含めて言えば、少なくとも水源地として使われて汚濁の状況のひどいところ、これは優先的のといひますか、相当国としても真剣に取り組んでいかなければ、国民の健康に直接かかるのある問題だといふふうに思うわけです。

それは規模の問題もいろいろありますけれども、十のうち上水道の水源地として利用しているのは六つしかない。六つしかないというのは六割ということですね。それではちよつと私は、せつかく法律を制定しながら、一番国民の健康にかかわりのある上水道の水源地、ここをやらないといふことについては問題があるんじゃないかといふふうに思うんですけれども、その辺のところはどのようにお考えになりますでしょうか。

ただいま六つと申しましたが、これは直接潮溜りから大きく上水道をとっておる、小さなものは余り載せておりませんが、上水道が全然ないというわけではないわけでございます。それから、今上水道でないと言いましたが、例えば手賀沼のようなものでございますが、これは手賀沼の出口から——出口といいますが、利根川に排出するその出たところでもう上水道がある。これは上水道としてその水は使用していないといつても、その出たところで使うわけでございますので、これは上水道に關連をしておると申しますか、非常に密接に關連をしておるというものでございます。

それから、それじゃそのほかにまだ残っているじゃないかというと、今度は非常に大きくて、例えば宍道湖のような非常に大きくて、なかなか府県で対応するというのも大変であるというようなものを選んだらどうだろうか、こういうような趣旨で、それと、汚濁の程度というようなことを考えて選びたいというふうに考えておるのでございます。上水道の水源地として非常に汚濁が大変だ

というふうなものがほかにあれば、またそれは考えていきたいとは考えておりますが、汚濁の程度が非常に低いというものであれば、これは府県でもある程度対応がすぐにやれていけるんじゃないか、そういうようなものは府県にお願いをいたしたい、こういう考え方でございます。

○菅野久光君 上水道の水源地として使われているところが汚濁のひどいところ、これ等については、一応今十ということ、まださらにそれぞれの県との対応の中で数がふえるだろうということなどは予測されますけれども、その判断の基準の一番大きなウエートとしてこの問題をひとつぜひ取り上げていただきたいというふうに私は思うわけでございます。

つい最近も、下水道協会などでも、河川や湖の水質が、水濁法その他でかなりいろいろやってはおるんでしょうけれども、以前よりよくなったということはわずかしかないうで、ほとんどのところは以前よりも、例えば十年前よりも何か水質が悪くなった、特に精進湖地域で悪化しているというようなことが出されているわけですね。そういったようなこと等について、本当に水濁法が実効を上げているのか。上げている部分があったとしても、現実的にはこういうような調査が出ておりますが、この調査をごらんになっていると思いますが、それについてどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 今手元持っておりますが、私どもも、先般たしか下水道協会でございますが、実施された調査の内容は承知しております。

今先生御紹介になりましたように、人口が比較的、地方中小都市ないしその周辺部で悪化が進んでいるということでございます。これは、水濁法は御案内のように、特に生活環境項目については五十トン以上の工場、事業場について規制している、それからまた下水道整備も従来はやはり大都市中心に行われてきた、かようなところから、今先生御指摘になられたようなアンケート調査の結果

特に湖沼について言えば、そういう琵琶湖、霞ヶ浦等をとってみましても、非常に広範な農村部を抱え込んでいるわけでございまして、このような地域での生活排水、汚水の処理をどういうふうに進めていくかということが、これは環境庁のみなさんならず建設省、厚生省、農水省を含まして私どもも重要な課題であるというふうに受けとめておるものでございます。各省それぞれ対策を進めているところでございますが、緊急に措置しなければならぬようなアンケートの結果を解消できないというふうに判断しているわけでございます。

○管野久光君 本当に水の問題は、何といつても私ども人間の生存にかかわる大事な問題だけに、みんなで真剣に取り組んでいかなければならないというふうに思うわけです。

湖沼をよみがえらせるために、この間の本会議の御答弁ではありませんけれども、湖沼法をつくったとしても、特効薬ではない、漢方薬みたいなもので、長い間かかって悪くなったんだから長い間からなければよくならないというようなことをおっしゃられておりますが、一般的に考えてみて、確かに大臣が言われたような感じは持つわけでありますが、しかし、長い間かかって悪くなったからといって長い間かかってよくしなきゃならぬというものではない、なるべく早くこれは薬効のある漢方薬でよくしなきゃならない、そういうふうに思うわけであります。

いずれにしても、こういったようなことをやるについては、今の水問題がどれだけ国民の生活、健康に影響があるかということが、いわば国民全般にわかつていなきや協力を得られないわけですね。だから結局、環境基準以上のものを垂れ流しするような工場、事業場、いわば、言葉は少しきついかもしれませんが、利潤を得るためには多少そういうものは目をつぶってでもやらねばならぬというような不心得な者が中にやっぱりいるように見えますね。たまたにそういうことが監視員によって発見されるということがありますが、そ

いうようなことがやっぱり絶対起きないような、
 何というんですか、国民的な、水をきれいにしな
 きやだめなんだということの運動、そういうよう
 なものを起こさなければこういう法の実効とい
 うのは私は上がらないんじゃないかというふうに思
 うんですが、その辺のところはどのように大臣お
 考えでしょうか、ちよつとお伺いしたいと思いま
 す。

○国務大臣(上田稔君) 先生御指摘のとおり、工場あるいはまた個人が水をきれいにするということをお考えをいただかないといけないのではなかろうか、そのとおりだと思つてでございます。それに対しまして、また一方におきまして、なかなか今までの慣習もあつたりして、何かそういうことをうっかりおやりになる方もあるわけでございますので、そういう面でいろいろ県の方においても、私は、この法律が施行されるとともにまた監視もひとつ十分やっていただきたいと思つてでございます。

工場やそういうものに對するばかりではなくて、例えば個人で浄化槽をおつくりをいただいておる、その浄化槽を、例えば十家族なら十家族でおつくりになっておるといふようなところに、夏になって、あるいはまた観光シーズンになってたくさんの方が来られて、そうして十家族分ではとても賄ひ切れないようなふん尿がざつと入ってくる、あるいは雑物が入ってくるというようなことになってはもう全然効果がないわけでございますので、そういうような面についても十分に監視をしていただき、またそれに対する対策を考えていただくということを、早く手を打っていただくということを考えなければならぬと考えております。

また、先生の御指摘のように、なるべく早く浄化していかねければいけない、これはそのとおりでございます。したがいまして、私が漢方薬と申し上げましたが、漢方薬でもやはり非常に高貴なものと思うでないものといろいろあると思うんですが、ございますが、高貴なものをなるべく早く使いた

い、つまり下水道の工事を大いに進めていただきたい、また、し尿処理のようなことも生活雑排水では早く対策を立てていただきたい。これを日本の国の経済の進捗とともに予算も私はふやしていただかなければならないと考えておりますが、そういう予算を大いにとり進めたい、伸ばしたい、いただくということを推進したいと考えております。

○菅野久光君 今お話しの中で、特に監視体制を強化しようというお話がございましたけれども、私もそうだと思うんですね。特に、工場や事業場の排水が地下に埋没されてそして放流されるような場合に、本当になかなかその水質をやるということが困難な面があって、そしてそのことがまた湖沼の汚濁に一層拍車をかけていく、そういったような状況等があるやに聞いておりますので、監視体制の問題について強化をしていただくという、何というんですか、要望という指導といえますか、そういうことでこの監視の面についてなされようとお考えになっておられるのか、その辺をちょっと伺いをいたします。

○政府委員(佐竹五六君) 水濁法に基づきます排水規制につきましては、都道府県を通じて監視を行っておりますのでございまして、この必要な経費に対しても助成措置を講じているわけでございまして。現在財政事情が非常に厳しくございまして、これらの助成につきましても、お話しもございましたように、水濁法を本当に有効に働かせるために不可欠に必要な経費でございまして、できるだけ削減等も一律ではなく必要最小限にとどめて、さらにまた、できれば、今後の財政状況にもよりますが、だんだん新しく監視をしなければならぬ項目等もふえてまいりますので、増加させるように努力してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○菅野久光君 人件費の削減の問題、これは財政事情ということで、今できるだけ削減を抑えてというようにございましてけれども、これは私は重大な問題だと思っております。私はいろいろところで話をするわけでありますけれども、防衛防衛ということ、本当に戦争があるのかどうかかわらないところに二兆八千億円も九千億もかけておられるわけですね。しかし、これは国民の健康を防衛する一番大事なところじゃないでしょうか。そのところが削減される。片方はマイナスイメージの中で上げていく、片方はそういうことで下げていくということは、私は重要なこれは問題だというふうに思っておりますけれども、その辺の御認識をひとつ伺いたいと思っております。

は重大な問題だと思っております。

○国務大臣(上田稔君) 私も、なかなか今の問題につきましてもオールマイティーでございせんので、これは下水につきましても建設省の方でやりをいたしておりますし、また、河川水の水質監視につきましても建設省の方でいろいろ手を打っていただいております。今まで指定していないようなところの河川についても水質検査をおやりをいただいております。そうしてそれがどういふ原因でどうなっているかというふうなこともいろいろと調査をしていただいております。

○菅野久光君 防衛防衛ということでもちろんならばかり金をとって、そしていざというときには自衛隊の人がよろよろしている、国民の健康がおかしくなっているということじゃ、一体何

のための防衛かということにもなってしまうか。そういう私は大事な問題だというふうに思っております。ぜひ国民の健康を防衛する防衛費を増額するように万全のひとつ体制を図ってもらいたいということを、この点については要望しておきたいというふうに思っております。私もまたそういうことでは環境庁の予算獲得のためにとくにひとつ努力をしていきたいというふうに思っております。

○政府委員(佐竹五六君) 指定湖沼に限定することとは考えておりません。これは水濁法に基づく空素、燐の規制措置ということになりますので、広く富栄養化しやすい湖沼について空素、燐の排水規制の基準を決めていきたい、かように考えているわけでございます。

○菅野久光君 この湖沼法案再提出の際に、環境庁に対して通産省が、中公審で検討中の空素、燐の排水基準は緊急性を要する湖沼だけに限定すべきであるという旨の何か要請を行ったというふうに聞いています。その辺はどうか。

○政府委員(佐竹五六君) 特に通産省というわけではございませんけれども、この湖沼法案再提案に際しまして政府部内で、富栄養化対策、特に空素、燐の規制をどのような仕組で行っていくかという点について議論があったことは事実でございます。

産業系の負担だけに規制をかけたのでは問題が片づかないのではないかと、両方均衡ある対策が必要ではないか。これが一点。

第二点といたしまして、空素、燐の規制につきましては、まだ学問的にもどうも解明されていない面がかなりある。それから処理技術についても必ずしも、特に空素については除去技術が完成されたとは言えない。しかし、わからないからといって現在の富栄養化の汚濁を放置していいということではないことは、これは政府部内で認識が一致しております。しかし、そういう処理技術が未確立である、あるいはまだわからない面があるというふうなことであれば、やはり限定的にある程度やるべきではないかというふうな主張がなされたことは事実でございます。

これに対して私もいろいろとしましては、先般来御議論いただきましたように、一度汚濁されてしまつたところを戻すのは大変なコストとエネルギーがかかるということを考えれば、水質汚濁防止法の未然防止という精神は空素、燐についてやはり守られなければならないのではないかと。かようなことから、やはり水濁法で、我が国の湖沼も小さい沼まで全部とは申しませんが、富栄養化しやすい湖沼については広くこれを規制を行うべきである。かような考え方になったわけでございまして、このような観点から、現在作業が進んでおりますように、空素、燐の規制は水濁法でやる、それから湖沼法については現在御提案しているような内容でいこう、かようなことで政府部内で見解が統一されて御提案申し上げた、かような次第でございまして。

○菅野久光君 では次に、閉鎖性水域であります海域の空素、燐の環境基準及び排水規制についてはどのように対処されようとしているのか、そのお考えをひとつ伺いたいと思っております。

○政府委員(佐竹五六君) 同じく湖沼と並んで閉鎖性水域である内湾、内海、具体的例で申し上げますと、瀬戸内海、伊勢湾、東京湾、こういうところにつきましては、同じように富栄養化が非常

に問題になっているわけでございます。私ども現在、まず環境基準をどういうふうにするかというところで、局長の私的諮問機関ということでございますが、検討会を設けまして御検討をいたしているわけでございます。本年度中にはその結論はいただきたというふうなことをお願ひでございます。それから、それ以後環境基準の設定、それから排水基準の設定という手続が進むことになるわけでございますが、現在までの検討の段階で言え、海城の場合には湖沼以上にどうもわからない点が非常に多いわけでございますけれども、その辺も今後、現在までわかったこと、それからさらに追加して検討すべきこと等もこの研究会ではつきりさせていただきます、かように考えているわけでございます。

ただ、そう言っても、現実にはただいま申し上げました海域については赤潮の発生等非常にいろいろ問題が出ておりますので、これらにつきましては、特に瀬戸内海については潮について削減の行政指導を行っているわけでございます。これが五十九年度で一応目標年度が切れるわけで、次期対策を現在瀬戸内審議会の専門委員会御検討いただいているというわけでございます。

東京湾、伊勢湾、それから瀬戸内を含めまして、それ以外にはCODの総量規制を行っております。これにつきましては五十九年度で一応の目標年度が来るわけでございますが、次期対策を引き続き継続することが必要であると考えて現在目標等の設定等について検討を進めている、かようなことでございます。結論からいえば、窒素、磷の環境基準、それからそれに基づく排水基準を設定されるまでの間は、これらの削減の行政指導あるいは総量規制をもって対応してまいりたい、かように考えているわけでございます。

○菅野久光君 ちよっと先に戻って恐縮ですけれども、湖沼の指定にかかわって水質保全局長が衆議院の環境委員会、五月十五日だと思ひますが、ここで、第四条の「水質保全計画に基づきまして各種公共事業の整備を進めていくことになる」そ

して「各省の所管いたします公共事業のうち湖水対策として割き得る限界があるわけでございます。そのために、おのずからこの湖沼の指定は数字が限定されてくるわけでございます。」と答弁されております、会議録では。

それで、湖沼の指定は、第三条で指定の基準として水質の汚濁から判断することになっているはずなものでありますけれども、予算から逆算して指定湖沼の数を制限するというようなことになりましかどうか、そこだけお答えいただきたい。

○政府委員(佐竹五十六君) 法律の解釈の問題といひましては、この三条で、特に水質の「施策を総合的に講ずる必要」をどういうふうな理解するかということでございますが、私がそこでそういうふうな申し上げました趣旨は、つまり、湖沼法に基づきまして水質保全計画を立てた以上は完全に予算の裏打ちをつけて確実にそれが実行されるようにしなければいけない。そういったことと、これは五年間で計画を立てるわけでございます。その分はいわば予算の先取りみたいなことになるわけでございます。例えば下水道に例をとれば、もちろん建設省も第五次五カ年計画の投資の重点項目として湖沼等の閉鎖性水域の水質浄化を挙げておられるわけでございますが、一方、同時に大都市の既成市街地等でもまだ必ずしも下水道の整備は十分と申せないわけでございます。おのずからやはり湖沼に割き得る予算の規模というものは限定されるということがあることは、これはそのよしあしは別として、現実問題として認めざるを得ないわけでございます。

そのような観点から、水質保全計画につきましては、知事がお立てになられた計画を国に出していただきまして、公害対策会議、関係関係会議でございまして、ここで相談するということになります。ですから、各省もその計画の内容から見て、それぞれの官庁の予算執行の現状から見ても、可能な範囲で最大限努力していただく。もちろん、湖沼法を出す以上は従来より一層促進されなければならぬわけでございます。しかし実現の可能性のある計画にしていきたい。かようなことから、十ないし二十というふうな申し上げたのも、今の国のいろいろな予算の状況その他から見て、ここ数年の間では当面やれるのはそのくらいではないか。かような点から申し上げたわけでございます。決して予算の方から何かあれを制限する、そういう趣旨で申し上げたわけではないわけでございます。その点ひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○菅野久光君 そこで、水質を改善するために当面緊急に何を一番重点にやらなければならぬというふうな環境庁としてはお考えでしょうか。

○政府委員(佐竹五十六君) もちろんすべての対策が等しく必要性は高いわけでございますが、なかんずく、現実問題として、湖沼によって程度の差はあるにしても、生活系汚濁対策がすぐれていることは否定できませんのでございまして、これに対する対策について特に精力的に取り組んでいきたいというふうに考えているわけでございます。

○菅野久光君 建設省に下水道の関係についてちよっとお伺いをいたしたいというふうに思ひます。

今環境庁の方から御答弁がありましたように、湖沼の水質改善については、何といつても生活系排水、これにかかわる下水道の普及が当面一番の緊急の課題だ、そういうことであります。必ずしも下水道だけが万能ではない、いろいろなことがあるということも今おっしゃられておりますが、しかしやはり下水道が何といつても当面やっ

ていかなきやならないことなんでしょう。しかし、その下水道もつくり方によっては後々に困難を生じたり、対策がおくれたりしてしまふ結果になります。そういうこともあるというふうに思ひます。そこで下水道と湖沼の関係についてちよっとお伺いをいたしたいと思ひます。

今回湖沼法が制定された場合、指定湖沼となることが予測されている十の湖沼の集水域の下水道の普及率、それについてちよっとお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(斎藤健次郎君) お答えいたします。環境庁が指定する十の湖沼周辺の下水道の整備状況でございますが、琵琶湖につきましては八〇％、霞ヶ浦一〇〇％、あるいは諏訪湖につきましては三〇％という状況でございます。そのほかたくさんございますが、平均いたしますと大体二〇％強程度の普及率になっておるものと推定しております。

○菅野久光君 今お話し、平均して二〇％、琵琶湖では処理人口に対する普及率が八〇％なんです、下水道が。これは、琵琶湖総合開発計画が昭和四十七年に決定をされ、五十七年にさらに変更されて、もう十年以上たつていてまだ八〇％しか普及率がない。ここに私は大変な問題があるんじゃないかというふうに思ひますが、このようにお聞いているのは、その主たる原因は何でしょうか。予算上の問題でしょうか、何でしょうか、ちよっとお伺いしたい。

○説明員(斎藤健次郎君) 従来から、私も建設省は、湖沼等閉鎖性水域にかかわります下水道につきましましては積極的に対応してきたところでございますけれども、やはり下水道の整備の方針としては幹線管渠の整備が先行いたします。そんなことで必ずしも十分今普及率が上がっていないという事実もあるわけでございます。また、先生御指摘のように、昨今非常に厳しい財政状況でございます。下水道事業が伸び悩んでいるというところも一つの理由かと思ひます。

○菅野久光君 この十の湖沼のうちで、流域下水道ということで計画されているのはどこかわかりでしょうか。

○説明員(斎藤健次郎君) 十の湖沼のうち、流域下水道につきましては現在事業を実施しておりますのは琵琶湖、これは琵琶湖の流域下水道でございます。それから霞ヶ浦の常南流域下水道等でございます。それから諏訪湖、これも諏訪湖の流域下

水道でございます。それから安道湖、中海でございますが、これは安道湖の流域下水道事業を行っております。それから印旛沼につきましては印旛沼の流域下水道、手賀沼につきましては手賀沼の流域下水道、それから荒島湖につきましては荒島湖の流域下水道という事業をそれぞれ実施いたしております。

○菅野久光君 流域下水道は、地域によつては若干のメリットもあるようですけれども、このように下水道の普及率が低いのは、この流域下水道を考へてゐるために遅くなつてゐるのではないかと、いふふうな私は心配があるわけです。幹線管渠が必要のために処理施設が非常に大型化をして、それができない場合は実際に供用できないというふうな、そういう問題もあるわけでありまして、その辺のところはどうなんでしょうか。

○説明員(斎藤健次郎君) 流域下水道に必ずしも限りませんけれども、下水道事業につきましても、その地域の状況とかあるいは事業に当たつての経済性等を十分勘案して最も適切な方法ということで事業を実施してゐるところでございます。

○菅野久光君 できるだけ早く湖沼の水質をよくしていくためには、先ほどからお話しのように、下水道をできるだけ普及していく、そういうことが必要なのではないですか。

何か大臣はこちらの方の専門家だというふうにお聞きをしておるわけですが、本当に流域下水道の計画をずっと進めていくことが早くできるのか、それとも個々の、何というんですか、小規模といふんですか、そういうそれぞれの地域地域の下水道、そういうものを早く完備していくことが必要だということになるのか。その辺はひとつ専門家としての大臣の御意見をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(上田総吉) 建設省でないで、私の言うことは個人的意見になります。その点をお許しをいただいております。と思ひます。

まず、下水道は、大都市の方は今たしか四〇%

を超えて進捗をいたしております。ところが、そのほかの中小都市以下になりますとこれは進捗率が非常に少のうございまして、一〇%ぐらいになつてしまふやうなところかと思ひます。特に、湖沼周辺のところというのはそういう状況でございます。

それはどういふ理由であるかと申しますと、やはり下水道の技術者の不足と申しますか、そういうことが一つ。それから、個々に市町村で計画を立てておられますとなかなか金がかかる、非常に高価につくといふやうなことからこれはなかなか着手してもらえなかつたといふことでございます。

それからもう一つは、国の方の体制もこれは私はあると思ひます。それはどういふことかといふと、終戦直後におきましては、とにかく飲み水の方をやれ、こういうことで上水道の方の予算に回されたわけでありまして、そうして下水道の方はそれから後回しにされてきた。だから、下水道の予算がぐんぐん伸びてきたのは二十年ぐらゐの後のことでございます。

したが、いま、そういうような観点から、特に湖沼の周辺というの大都市がございせんので、全体的に下水道の伸びが悪いといふことでございまして。しかし、手賀沼とか印旛沼、これは東京周辺で非常に人口が張りついてきたものから、それは下水道やらなくちゃいけないと一生懸命にやつてはいただいておりますが、まあ二〇%を超えて、まだ三〇%にはなつていないと思ひます。

これにやほは計画的にこれから伸ばしてやらなくちゃいけないやうな状況になつてきておられますので、下水道の促進を図つていただきたい、これが私どもの考え方でございます。

しかし、琵琶湖に例をとつて申しますと、大津の周辺とか彦根とか、こゝういったような都市のあるところは下水道がなるほど促進をされますが、それから今の流域下水道の区域になつておりますところはある程度でございますが、そうでない区域も

私はあると思ひます。そういうたやうなところに対しては、し尿処理に対しての施設をひとつ大いに頑張つてやつていただくとか、あるいはまたそのほかのいろいろな小規模の下水道、そういうたやうなものも考え方も出していただかなければならない。また、小規模のものは非常に高価につくといふことはあるわけでございます。で、それに対しては各関係の省が、あるいは厚生省で、あるいは農水省でやりをいただいておりますが、建設省でもやつていただいております。が、そういうたやうなものをいろいろ計画に入れていただきたい、こゝういふふうに考へております。

○菅野久光君 専門家の大臣から大変詳しい御説明をいただきましたが、湖沼の水質を改善するといふことが今緊急な課題といふことでこの湖沼法が出されておりますが、そして、最も緊急を要する下水道事業の大きな柱である下水道が流域下水道、何かお聞きしますと、着工から供用開始までに十年から十五年ぐらゐかかるということなんです。これでは、緊急と言ひながら十年も十五年もかかつたのでは到底緊急とは言ひ得ないといふふうに思ひます。これは所管が建設省だ、だから環境庁の方からといふことにはなるんでしようけれども、しかし、これはやっぱり環境をよくしていくといふ意味合ひでは、緊急を要する課題なだけに環境庁と建設省との間で何らかの協議をしながら進めていかないと私はまずいといふふうに思ひます。

それで、私は、流域下水道については相当供用開始までに時間がかかるということなども含め、取水口からはけ口のところまでの問題やいろいろあるわけ、公共下水道方式をぜひ活用する、あるいは特定環境保全公共下水道事業、こゝういふものもあるわけですから、そういうものでできるだけ短い期間、早い時期に下水道の事業を完成をさせて供用をしていくことが私は必要だといふふうにお話を聞きながら思つてゐるわけですが、先ほど言ひましたように、下水道は建設

省だから環境庁からどうのこうのといふことではなく、ひとつその辺の相互に協議をする場があると思ひますが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(上田総吉) 今度は指定湖沼の周辺については計画を立てていただくことになつておるのでございます。その計画につきましては関係関係会議にもちろんかけるわけでございますので、それにかけるまでに関係各省といふ打合せをさせていたたく、こゝういふ場ができると思ひます。私どもは、先生の御指摘のとおり早くこの対策を立てていかなければならない、こゝういふ考え方で進めさせていただいておるのでございます。

もう一つ、先ほどから流域下水道と公共下水道のお話が出ました。流域下水道になりますと、これは県知事さんが主体になつて計画を立てていただくわけでございます。それにまた下水道事業団といふものをおつくりをいただきました。これに下水道の技術者が入つていただいておりますので、その技術者がやはり計画をいろいろ立てていただいて、そして工事そのものを今事業団でやつていただいておりますので、そこに県知事さんから委託をされるというやうなこともございまして、こゝういふことで進めさせていただいておるのでございます。

なかなか下水道の方も、実は大幅に予算増を建設省の方では考へていただいて、河川の予算よりも下水道の予算は初めはもう十分の一ぐらゐだったんですが、今はずっと上がつてきてまして河川の予算とほとんど同じぐらゐにまで追いついてきておるのでございます。しかし、こゝういふふうに伸ばしますと今度は技術者の方が足りなくなつてくるといふやうな問題が起つて、下水道事業団といふものをつくつてもらつて、一方において事業団では技術者を養成する、また一方において事業を委託を受けてやる、こゝういふたやうなことをやつてもらつておるのでございます。

したが、いま、下水道の促進をひとつ図つて

いかなければいけない。一つの町村で下水道をやるとなるとその点が非常に苦しいのでございませう。そういったようなことをいろいろ考えてこれからやらせていただきたいと思っております。

○菅野久光君 これは指定湖沼にかかわってはそういうような場があるわけでありまして、指定湖沼でないところでもこれは流域下水道の計画のある湖沼というのがありますのでございませう。

○説明員(斎藤健次郎君) 指定湖沼に予定されていない湖沼で現在流域下水道事業を実施している例といたしましては、山梨県の富士五湖周辺を対象にいたします富士北麓流域下水道、あるいは八郎潟の水質保全を図るための、これは秋田湾・雄物川流域、こう言っておりますけれども、秋田湾・雄物川流域下水道、あるいは人工湖でございませうが、奈良県のダム湖を対象といたします宇陀川の流域下水道等に例がございませう。

○菅野久光君 指定湖沼のところは協議の場がありますけれども、それ以外のところも今御答弁のように流域下水道ということでやられている。先ほども申し上げましたように、供用開始までに十年なり十五年なりかかるということになれば、当然ここでのまた水質の汚濁ということが考えられるわけでありませう。ですから、これは指定湖沼であるとかないとかということにかかわらず、湖沼をどうやって守るか、湖沼の水質をどうやって改善していくかということにかかわっての政府としての基本的な考え方、こういってようなものを立てていかないと大変じゃないかと思うんです。大きいことはいいことだということで、どんどんそういうことでやることかえって環境を悪くするということのような状況が生まれてくると思っております。その点は私の意見としてひとつ申し上げておきますので、ぜひ参考にしてそういう方向をとっていただければ大変いいのではないかとこのように思っています。

次に、下水道ができる家庭用の雑排水のCODが除去されるわけですが、し尿の窒素、磷も合わせて流入することになるわけで、水質が

かえって悪くなることがあるというように指摘もあるわけですね。そのため下水の三次処理の必要が言われるわけでありませうが、三次処理ということまでになると、コストが非常に高いことと、まだ何か技術的に不安定だということをお聞きしております。湖沼の集水域に排出される下水道水の窒素、磷の排出基準をどうするか。そしてまた、それは三次処理を前提とするかどうか。その辺をお聞きしておきたいと思っております。

○政府委員(佐竹五六君) 現在、窒素、磷の排水基準につきましては、先ほど申し上げましたように、中公審の専門部会で検討していただいておりますので、直ちに三次処理が必要になるかどうか、ちょっとお答えいたしかねるわけでございますが、ただ、この点は現在まで既に専門部会の中ではほぼ一致した御見解というふうに私も考えておるわけでございますが、国が定めます一般的な窒素、磷の排水基準は一般家庭汚水に含まれる窒素、磷の排水濃度とバランスさせるということを一応考えておるわけでございます。この程度の濃度であれば一応現在の二次処理でも対応できるのではないかとこのように考えておるわけでございます。

ただ、非常に汚濁が著しく進んでいるとか、あるいはまた上水道の水源になっているというようなことがあれば、当然都道府県で上乗せ等の措置が必要になるわけでございます。それに見合っではまた三次処理が必要になる場合もあるかと思っております。建設省におかれてもこの点三次処理について鋭意御検討をいただいているというふうに私も承知しているわけでございます。

○菅野久光君 次に、下水道の建設が時間を要すること、また下水の処理については窒素、磷の除去が不十分なこと、湖沼の水質改善には生活雑排水の簡易処理の方が好ましいというように意見もあるわけですね。

最近、都市下水路雑排水対策モデル事業が行われておりますが、その実績がどうなっているのか、それをちょっとお伺いしたいというふうに思

います。

○説明員(斎藤健次郎君) お答えいたします。下水道の未整備地域におきまして、生活雑排水が都市下水路あるいは在来の水路を経まして公共用水域に流れているという現状がございまして、これも御指摘のとおり、公共用水域の水質汚濁の原因の一つになっておるわけでございます。そのため、私どもは都市下水路雑排水対策モデル事業といたしまして、下水道整備が図られている地域におきまして都市下水路、これは構造的に申しま

す開水路、小さな川とお考えいただければよろしいかと思っております。これに接する材を用いた処理施設を設置いたしまして、それに付着いたしました微生物等の働きによりまして水質の浄化を図ろうという事業を五十八年度から実施しております。五十八年度は茨城県の鹿島町の御手洗下水路を初めいたしまして七カ所で事業を実施いたしました。五十九年度、本年度も数カ所で実施する予定にいたしております。

○菅野久光君 下水の処理水の放出をどこにするか、これは一つの問題点であるわけですが、住民の感情からすると、なるだけ下流へということとは十分考えるわけでありませうが、しかし、下水処理後の水は早く自然に返すことが自然の浄化も期待できるし、また河川の水量を豊かにすることができると好ましいというふうに言えると思うんです。

そこで、湖沼の流入河川に下水の終末処理場をつくる場合、湖沼流入直前とか湖中に放出口をつくるのではなく、なるべく取水口の近くに置くように指導すべきではないかというふうに思うんですけれども、そこそこはいいか、どうでしょうか。建設省でしようか、環境庁か、どちらか。

○説明員(斎藤健次郎君) 一応下水道側の考えをお答えいたします。下水道のはけ口の計画に際しましては、関係機関と十分協議をした上で、放流先の水質環境基準とか、あるいは水利利用形態などを総合的に検討い

たしまして、それらに支障のないように決めているところがございます。またそのように実施するように地方公共団体を指導しているところがございます。

○菅野久光君 建設省さん、どうもありがとうございます。それじゃ次に、時間もございませぬので法案のことについてお伺いをいたしますが、指定地域として指定する場合、第三条の三項ですが、「管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない」となっておりますが、この意見聴取の方法とか効果、例えば聞きおくだけなのかどうか、そういうことを含めてどのようにお考えかお伺いしたいと思っております。

○政府委員(佐竹五六君) これは、まず指定をいたしますには、当該湖沼が存在する県から申し出が必要になります。ただ、湖沼の集水域を指定地域として指定するわけでございますが、この場合二県にまたがる場合があり得るわけでございます。そこで関係県の知事さんの御意見を聞く、こういうことになるわけでございますが、実際問題といたしましては、非常に大きく数県に集水域がまたがるというのとは極めて限定されておりますし、また、それらの県では十分関係県で従来からお話し合いが行われておりますので、特にこの意見聴取の過程で問題があるということはないと思っております。ということは、つまり、あらかじめ知事さんが指定してくれということの内閣総理大臣に申し出られる場合には、実態上は話が十分詰まっております。こういうふうな判断しておるわけでございます。

○菅野久光君 それじゃ、第三条の第四項で、都道府県知事は、第一項の申し出、指定湖沼の指定、または第三項の意見陳述をしようとするときは、関係市町村長の意見を聞かなければならないとされておりますが、その意見聴取の方法とか効果、これもあわせてお伺いしたいと思

います。

○政府委員(佐竹五六君) これにつきましては、

当然のことでございますが、湖沼の指定を受ければその集水区域内は種々の規制措置が講ぜられるわけでございまして、そのようなところから、地域住民の意向を代表するという意味で市町村長の意見を聞くように義務づけたわけでございまして、当然のことでございますが、指定の申請の際には関係の市町村長さんの意見がどうであったかということとを添付していただきまして、私どももその内容を審査いたしまして指定するかしないかを決めていく、こういうようなことにならうかというふうに考えております。

○菅野久光君 このような問題といいますが、この種の指定に際して関係住民の意見を聞く制度を取り入れていないのはなぜでしょうか。湖沼が関係住民と深いかわりがあることとの関連において説明をしていただきたいと思うんです。

○政府委員(佐竹五六君) 湖沼の水質を保全するために当然集水区域、流域全体が問題になってくるわけでございまして、流域の関係住民の数はかなり上るわけでございまして、やはり市町村長さんがそれらの意向を一番よく承知しておられるというように私も判断したわけでございまして、これは一つの例でございますが、やはり湖沼問題を考えます際に非常に難しいのは、湖に直接面している地域の住民の方は非常に御関心が深いわけでございまして、湖から離れるに従って関心の程度が落ちてくるというように各都道府県から聞いていくわけでございまして、そのようなところに規制をかけていくというようにございまして、むしろ市町村長さんの御意見を聞くことにより十分その地域住民の意向というものを聞くということがむしろ適当ではないか、かように考えたわけでございまして。

○菅野久光君 前にも意見も交えて申し上げたわけですが、この種のもは、いわば行政関係だけでやろうとしても地域住民の人たちの協力がなければ本当の実効を上げるということは難しい、また実効を上げるためには時間がかかる、そういうことだというふうに思うんですね。そう

いう意味では、それは市町村長が地域住民を代表するといえは確かにそのとおりですけれども、やはり地域住民の意見を聞くということを取り入れていくことが、住民に対してこの問題の本質をいいますか、問題がどこにあるかということを確認をしても、そのことによつてその地域の住民の人たちが関心を持って湖沼を守る、湖沼の水質をよくしていくんだということに私はつながっていくのではないのかというふうに思うんです。その辺がどうも何か、行政の縦割りの、それだけで済まそうとするのは、私はこの種の問題は実効を求めるといふ意味からいって、ちょっと甘いといひますか、そういうふう思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 湖沼は、当然でございますが、これからの生活環境項目関係の水質問題につきましまして、やはり身の回りの水環境をよくしていくという地域住民の積極的な御協力をいただくなければ進まないという点では、私も全く先生の御意見と同じでございます。運用の問題でございますけれども、関係市町村長の意見を聞く際には、先生から今御指摘のあったような点を十分踏まえて行うように、この法律を仮にお認めいただきまして施行する際には、そのように措置してまいりたい、かように考えております。

○菅野久光君 今のことについて何か前向きに取り組むというような答弁をいただきまして、大変ありがたいでございます。本日にそういうような形でぜひみんなの力で、ただ単に行政に依存するということではなくて、国民の一人一人が自分たちの健康を守る、命を守るという観点でこの湖沼の水質を改善していく、湖を守るという観点で運動が進められるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

そこで、湖沼の水質保全計画で、都道府県知事が五年ごとに湖沼の水質保全計画を定めなければならないということになっているわけであります。この五年ごとにしたという理由が何かござい

ますでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 湖沼対策と申しますのは、自然現象でございますので、効果がきょうやつてあしたすぐ出るというものではないわけでございまして、ある程度の期間を要しなければその効果というものは上がってこないのではないかと。それからまた、これはやはり一度計画を立てまして実行いたしましたも、どうも不十分な点あるいは理解が誤っている点等いろいろあるかと思ひます。湖沼についての知見はまだ学問的にも必ずしも十分とは言えないものでございしますから、そこで五年ごとに見直す、こういうふうにしたわけでございします。三年ではちょっとその効果を見るのにやや期間が短過ぎる、七年ではちょっと次のアクションをとるのに期間が長過ぎる、かようなところから一応五年と定めたわけでございします。

○菅野久光君 次に、第四条の第四項です。湖沼水質保全計画を定めるに際して、「河川管理者に協議する」というふうにある意味なのも、協議が整わないときの効果はどうなのか。また、「内閣総理大臣の同意を得なければならぬ」というふうにあります。同意と不同意というものは全体的、包括的なものかどうか。変更同意といふこともあるのかどうか。その辺もちょっとお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(佐竹五六君) 現在、湖沼はほとんど河川区域に認定されておまして、都道府県知事あるいは建設大臣が湖沼の河川として管理されているわけでございします。そのような意味で、私ども、この湖沼水質保全計画が河川管理計画にも非常に影響するわけでございしますから、御協議申し上げることとしたというふうに制度を仕組んだわけでございします。

○菅野久光君 時間ですので一言だけ申し上げますが、ことしの三月に出しました「湖沼の水質保全対策について」という環境庁水質保全局の資料でも、富栄養化問題の発生が百四十八湖沼、うちアオコ、淡水赤潮八十一、水道の異臭味八十というふうな数字が出ております。湛水面積十ヘクタール以上で流域面積一平方キロメートル以上の湖沼の数が約千五百、富栄養化しやすい湖沼、水の年間回転数が百回以下、これが約千三百というふうに出て、大変な状況だというふうに思ひます。一日も早く湖沼の水質改善がなされますように、私どもも努力したいと思ひますが、環境庁の皆さん方の一層の御努力をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○河本嘉久蔵君 私は滋賀県でございしますが、御承知のように琵琶湖の汚水が激しくなっております。まず、上田環境庁長官にお伺いしたいのですが、最近淡水赤潮が毎年発生する状況であります。そこで滋賀県は五十四年に琵琶湖富栄養化防止条例をつくりまして、五十五年の七月から実施しております。これは御承知のとおりであります。この条例は、急速に進む琵琶湖の富

ことをやなくて、実質的に双方十分に理解し合った上で手続を進めるといふふうに進んでまいりたいというふうな考えられているわけでございします。それからまた、内閣総理大臣の同意でございします計画について事後、補完的に同意をする。と申しますのは、結局、先ほど御説明いたしましたように、国の予算執行にもいろいろかわつてまいりますので、そのような意味で同意という制度を仕組んだわけでございします。法律的に条件つき同意があり得るかということになれば、それは純粹に法律的に言えばあり得ると思ひますが、私ども、そのようなことにならないように十分事前に詰めを行つて、条件つき同意だということが生じないようにしてまいりたい、かように考えております。

一つの法案に全部入れておいてやろうじゃないか、こういうお考えのものでございますので、私は同じようにいけるんじゃないかと思いますが、私どもの方は、今あります法律をひとつづつとも使わせていただきたい、こういうふうに考えております。

○高杉雄忠君　今環境庁長官から社会党の案についての評価、所見を伺いましたが、せっかくでありますから、この際、大席席にもいらっしやるわけでありますから、発議者に伺いたいと思うんです。

政府提案によります。湖沼水質保全特別措置法案と比較しますと、社会党の提案であります。湖沼環境保全特別措置法案は、湖沼の水質保全や自然の環境保全、湖沼に即した汚濁負荷量の総量規制及び富栄養化防止のための措置など、政府案よりはるかに実効性のあるというか、すぐれたものであると思います。具体的にはどこがどのように異なり、あるいは特徴があり、また政府案についてはどのようにお考えになりますか、所見を伺います。

○丸谷金保君　まず第一点は、市民参加の道を開いたということで、三条の二項で、都道府県知事に対して意見を積極的に述べることでできるというふうにいたしております。これは、知事さんによっては指定の申し出をしないというような御意向のところもあるように承っておりますので、そういう場合に住民が直接申し出を知事に対して要求できる、こういう市民参加といいますが、そういう道を開いた点が一点でございます。

それから、二十五条で、富栄養に対する対策を挿入してございます。政府案でございまして、これについては、水質汚濁防止法の法文を中公審のそれにについては、水質汚濁防止法の法文を中公審のそれに答申をまつて改正していくというふうなことで対応していくというお考えのようでございますが、やはりこれはここで一応一つの法の体系としてこの問題にも法案の中で取り組むという姿勢を明らかにした方がいいんじゃないかなるうか、それが第二点でございます。

それから、一番根本的に変わっている点、これはもちろん第一条の目的でございますけれども、私どもは、水をきれいにするためには、周辺環境を同じ法律の中で対応していくようにまとめていかなければならない、こう考えておりますし、政府案の方は、水質をきれいにするための対応としては、それぞれの関係法令に依拠する、こういう考えのようでございます。

それから第四点としては、財源措置、これらを明確にして推し進める措置をとらなければ、立派な法律ができて、も西蔵点睛を欠くのではないか、こういうように考えております。

それからもう一つは、許可と届け出の關係で、いわゆる届け出制度よりも一步強い、できるだけ知事権限を強化して許可制を多く導入する。

以上のような点でございまして、それらの点におきまして、私どもの方がむしろ五十六年中公審答申をできるだけ忠実に採用させてもらつて法案を作成した、このように考えております。

○高杉 彌忠君　ただいま兩法案に対しての基本的認識についてそれぞれお伺いをいたしました。

限られた時間でありますから、以下、私は霞ヶ浦を主とする関係についてただしたい、このように考えております。

近年の霞ヶ浦の水質状況の特徴についてお伺いをいたしますけれども、風光明媚とうたわれ、ワカサギの帆引き漁として特徴を持ち、全国でも有名な霞ヶ浦であります。山紫水明の言葉そのままに、関東の名山であります筑波山とセツトでその風光をたたえられてきた霞ヶ浦も、ここ二、三十

年来水質が年々悪化をしております。近年では、常に水質ワーストリストの上位を占めるようになってきているわけです。このために、茨城県では去る五十七年九月に、琵琶湖に次いで全国二番目の富栄養化防止条例をつくって、水質の改善に取り組んでいるところであります。

そこで、まず環境庁に伺いますが、第一に、近年における霞ヶ浦の水質の状況についてどう把握されていますか。第二に、また特に富栄養化防止

条例施行以後の状況についてどのような特徴が見られますか。見解をお伺いをいたします。

○政府委員(佐竹五六君) 霞ヶ浦の現況水質でございますが、五十七年度の水質は、西浦で一一p

P m、北浦で七・一 P m ということでござい
 して、これは、霞ヶ浦の環境基準は湖沼の A 類
 型、COD で三 P m でございますので、三倍
 強、二倍強の状況になっているわけございま

す。また、これに伴いましてアオコの発生が著しく、水道の異臭味、時によってはコイのへい死等の障害が出ているわけでございまして、霞ヶ浦の状況というのはまことに憂慮すべきものであり、全国的に見ましても汚濁がかなり進んだ湖沼だというふうに認識しているわけでございます。

霞ヶ浦につきましては、かかる現状もございまして、茨城県におきましてつとにいろいろ御検討なられて、五十六年末に霞ヶ浦富栄養化防止条例を成立され、五十七年二月から一部施行、五十八年九月から全面施行されたわけでございます。全面的に施行されましたからまだ一年も経過してお

りませんために、現在直ちに具体的な水質改善の効果が認められる状態にはなっておりません。しかしながら、既に五十六年七月から同じような内容の富栄養化条例を全面施行された琵琶湖につ

まして見ますと、先ほど大臣からのお話にもございましたように、隣につきましては数年を出すして低下傾向が見られ、窒素につきましても五十八年は若干低下を見たというような報告を受けておりまして、霞ヶ浦につきましても、将来は同様な効果も期待できるのではないかとというふうに今判

断しているわけでございます。

○高杉 彌忠君 建設省の方いらっしゃいますか。

——那珂川から霞ヶ浦、そして利根川の導水路建設で、どのように霞ヶ浦の湖水の浄化が改善されるのか、これをまず伺いたい。

それから、建設省では現在試算をしているようですけれども、しかし環境庁の方では試算をしていない、こういうふうに聞いておりますが、これはどういふ理由があるんでしょうか。いかがなん

ですか。それからまた、千葉県の手賀沼の試算状況も同様のようであると聞いているんです。建設省と環境庁との省庁間の連携は一体どういうふうになっているんですか。両省から伺います。

○説明員(志水茂明君) 霞ヶ浦の導水事業は、先生御承知のとおり、那珂川の下流部、それから霞ヶ浦、それから利根川の下流部を連絡します延長約四十四キロの流況調整河川を建設するものでこ

さいまして、これによりまして、霞ヶ浦それから那珂川支川の桜川の水質浄化を図りますとともに、毎秒十二・七立方メートルの都市用水の開発を行いまして、あわせて那珂川下流部及び利根川下流部の既得用水の補給など、流水の正常な機能の維持を図るものでございます。

この事業の実施によりまして、那珂川から年間約三・三億立方メートル、利根川から年間約三・二億立方メートル、計六・五億立方メートルの流水が霞ヶ浦に導水されることになりまして、これは霞ヶ浦の水質浄化に非常に大きな効果があるものと期待いたしております。

私どもでもいろいろ試算をしておるわけでございますが、先生さつきおっしゃいましたように、私たちの試算によりますと、霞ヶ浦の水質保全対策の一環といたしまして、現在実施されております

排水規制だとか、それから下水道及びし尿処理施設の整備、これらの浄化対策と相まって、この霞ヶ浦の導水事業を実施することによりまして、現状、先ほど七から一一ppmといったようなお話がありました、これが暫定の目標値五ppmには浄化できるものと推定をいたしております。

○政府委員(佐竹五六君) この事業は建設省の直轄工事で行われておられますので、当然のことながら

ら、霞ヶ浦の水質浄化を目的とする上において、私ども環境庁あるいは茨城県の環境局で講じております対策と目的は一致いたしております。ただ

いま建設省からの御答弁にも、霞ヶ浦についての富栄養化防止条例に基づきます県の目標値を使われているわけでございまして、現場の工事事務所と、それから県の環境局との間では十分相談がな

今後の問題でございますけれども、従来、先生
の今御質問いただきましたように、同じ目的であ
りながら各省ばらばらで仕事が進められてきたと
いうことがあるわけでございまして、今後、潮沼
法をお認めいただきました暁には、この水質保全
計画におきまして今の事業が重要な一つの対策事
業として位置づけられるわけでございまして、国
のレベルでも環境庁、建設省の間で相談が行われ
ることに当然なっていくだろうと思えます。今先
生不思議であるというふうに言われたわけでござ
いますが、従来の行政組織でも、個別に各担当者
間ではいろいろな交流があったわけでございますけ
れども、今後制度的にもきちっと各省の事業が整
合的に進められるようにやってまいりたい、かよ
うな観点で今度の制度を仕組んだわけでございま
す。

○高杉敏忠君 ひとつ密接な連携の上に一体になって浄化をしていいただきたいと思うんです。

次に、現行の県の施策と法案による施策との重複について伺いたいと思うんですけれども、茨城県は、霞ヶ浦の富栄養化防止条例を施行すると同時に、同条例に基づく霞ヶ浦富栄養化防止計画というものを策定をして、霞ヶ浦浄化のための諸施策を推進をしているわけです。この計画によりまして、現在西浦、北浦、常陸利根川の全平均で九・一ppmのCOD値を六十五年に六ppm台にすることを目標としているわけなんです。窒素や磷については、要因別流入負荷削減目標を定めているんですね。また目標達成のための基本的方策としては、下水道の整備など生活排水対策、工場、事業場排水対策、農業排水対策、畜産排水対策、漁類養殖対策及び湖内浄化策などの推進を盛り込んでいるわけなんです。

このように、現行の県の計画の内容を見ますと、提案をされております湖沼法案の施策はほとんど盛り込まれているわけなんです。ただ、違う点といえば、湖沼法案には新増設工場、事業場に

こういふように見えますと、潮沼法案は、少なくとも霞ヶ浦に関する限り、現在県が進めている諸施策に何ほどのものをつけ加えることができるのかと疑問に思ふんです。

そこで、伺いますが、この点について環境庁はどういうような見解を持っておられるのか、この際伺います。

○政府委員（佐竹五六郎） 私ども湖沼法を仕組むに当たりましては、非常に先進的に意欲的に取り組んでこられました茨城県あるいは滋賀県の経験を十分いろいろ勉強いたしまして、それに基づいて制度を仕組んでいるわけでございまして、その意味では、先生おっしゃるように、つけ加えるべき何ほどのものもないではないかというふうに今おっしゃられれば、その御指摘は確かに認めざるを得ない点があるかと思えます。

しかしながら、この計画を立てられるに当たっては、これは都道府県の担当者が大変な御努力をされてゐるわけでございます。と申しますのは、例えば農業、畜産業、漁類養殖業、これはそれぞれ行政目的を持っておりまして、中央官庁の農水省、ただいまの例で言えば農水省の指導が行われてゐるわけでございます。それに對して、いわば霞ヶ浦の水質保全のために新しい規制をかけていくことになるわけで、各都道府県の担当官がおいとくという実態があるわけでございます。

そのような点もあって、今回の湖沼法については、私どもから申し上げるのもいかがかと思いますが、都道府県の実務担当者から、いろいろな不満な点はあるけれども、やはり仕事がやりよくなるから早くつくってくれ、こういう御意見を承っているところでございます。この点、計画作成につ

それから第二点は、今回茨城県でも、現在の富
 栄養化防止条例で目標達成のために各種事業を
 予定されているわけでございます、下水道の整備
 を初めといたしまして、これにつきましては、予
 算単年度主義でございますので、国の財政措置が

ない限りはなかなか計画を立てにくい面もあるわけでございます。従来、予算配分の実績等から見てこのくらいは何と確保できるだろうということでは県はやられたわけでございますが、今回茨城県の立てられました富栄養化防止条例に基づく計画が、恐らく基本的には、年次の若干の調整を除いてはそのまま水質保全計画の内容になってくると思ふわけでございますけれども、それについては、今度は私どもで県からの計画を提出した

きましたら、各省に申し上げて、まあいろいろ予算面の制約はあるにしても、最低限六ppm台の水質というのは暫定目標としてはいわば最低限の目標だろうと思います、現に上水道として使われているわけでございますから、それを達成するためには予算的に協力していただきたい。それからまた、仮にある部局で無理ならば、それにかわるような代替措置で予算的に余裕のある方策はないかというようなことも県と一緒に御相談して、またそれぞれの所管庁に御相談申し上げる。

こういうようなことをして、現在茨城県が非常に努力されてつくられた富栄養化防止条例を国のレベルでも全面的にバックアップして実効あるものにしていきたい、かように考えているわけでございます。

そのような点で、確かに先生の御指摘はつけ加えるべき何物もないではないかというのは、計画のいわば形式的な中身ではそのとおりでございますけれども、それを実効あらしめる点で私どもも相当お役に立ち得るのではないか、この湖沼法に基づく水質保全計画はお役に立ち得るのではないか、かように考えておる次第でございます、今申し上げましたことがうそにならないように今後努力してまいりたい、かように考えているわけで

○高杉建忠君　うそにならないようにということですから、基本計画ですから、具体的な推進については十分な裏づけをぜひひとつ環境庁挙げて取り組んでいただきたい。お願いをしておきます。

そこでは、富栄養化問題に関連をして、露ヶ溜のフ
オコの毒素判定について伺いたいと思うんです。
昨年だと思うんですが、東北大と東京都が調査
をしたその結果、東北大の方では毒素あり、こう
いうふうな結果が出ているんですね。ところが都
庁の方では毒素なしとなっていると聞くんです。
こうしたことを見ると、先ほども指摘しましたよ
うに、省庁間、研究所間の、国立公害研究所と筑
波大の研究体制の横のつながり、こういうのが欠
如していると思われるんです。

そこで、総合体制ということは一様かどうか、ということになるんですか、これを伺います。

○政府委員（佐竹五六郎） ただいま御指摘の点でございますが、私どもも、先生御指摘のように東京都の衛生研究所において四種のアオコについてマウスに対する毒性試験を行ったところ、一種について毒性があるという報告があり、一方東北大の研究では毒性がない、私どもはそうに聞いているわけでございます。

これにつきましては、国公研もそのようなや
内容の異なった報告が出たことについては大変関
心を持っておりまして、国公研で、筑波大あるい
は東京都の衛生研究所等と研究グループを結成し
てこのアオコの毒性の研究に今後取り組むための
具体的なプランについて検討している段階でござ
いまして、そのような状態にあることを一応御報
告しておきます。

○説明員(重蔵学二君) お答えいたします。
文部省といたしましては、問題になっております環境と人間生活の關係のことにつきまして、極めて重要でございますので、文部省に科学研究費補助金という予算制度がございますが、昭和五十二年から特別に環境科学特別研究という枠を設けまして、現在大体年十億円ぐらいの予算額でござ

ざいますが、これを設けまして、全国的にいろんな分野の研究者、それからいろんな研究機関の研究者による共同の研究を推進してきております。過去にも、霞ヶ浦につきましても五十二年からかなり総合的な研究調査を実施いたしましたし、それから過去五年の間に筑波大学の研究者はもちろん、国立公害研究所の研究者もこの文部省の科学研究費補助金による研究を実施いたしております。それからなお、筑波大学では学内で何人かの研究者が霞ヶ浦につきましてもいろんな研究をそれぞれの専門的な立場からいたしております。

それで、文部省といたしまして、大学あるいは国立公害研究所あるいは都道府県の研究者、そういう研究者による総合的な研究チームで特に研究計画を立てた場合には、その申請を受けて、しかるべき審査の上で補助金、研究費を交付いたしておりますが、なるべく総合的な立場からの研究、解明ということが望ましいと考えますので、そういう申請があれば審査の上検討したいというふうに考えております。

○高杉勉忠君 次に、環境基準の達成の見込みについて伺います。

霞ヶ浦のCOD環境基準値はA類型、三PPm以下、こうなっていますけれども、現状は、五十七年度時点の全平均で、B類型の五PPmはおろか、C類型の八PPmをオーバーしているという今日の汚れようなんですね。環境の基準類の当てはめを行った昭和四十七年当時、県では基準値三PPmを目標に浄化方策を立ててきましたけれども、その後この値は達成不可能、こういうように判断をして八PPmに目標値が引き下げられた経緯があるわけですね。ところが、さらに、その後富栄養化防止条例の施行に伴って作成をされました基本計画では、今度は六PPmに引き上げられた。

そこで、今回の湖沼法案が成立した場合、第一に、目標値、これは幾らにするか。第二に、達成時期、これはいつになるのか。それから第三に、環境基準値の三PPmの達成の可能性という

ものはあるのかどうか。それから第四に、達成の見込みがないとすれば、基準類の当てはめというものを変更する意図というのがあるのか。この四つの諸点について伺います。

○政府委員(佐竹五六君) 霞ヶ浦につきましては、現実には数十万の方々の飲用水の水源とされている、かようなことから、現在の水質環境基準は、CODについて申し上げますと、水道利用の可能な限界というのは三PPmであることが望ましい、こういうようなところから三PPmという当てはめが行われたわけでございます。しかしながら、現実の状況は、今先生から御紹介のございましたように、富栄養化防止条例の目標年次六十五年では、四十年代の半ばの水質の六PPm台、こういうような目標が置かれたわけでございます。したがって、私も今後この水質保全計画を立てる際の検討課題となるわけでございますけれども、やはり現在の富栄養化防止条例が、各種いろいろな環境条件を十分詰めた上で立てられたものであれば、それに近い値になるであろうということは大体予想できるわけでございます。

しからば、じゃ一体いつ達成できるか、こういうことになるわけでございますが、これは五年ごと改定するわけでございますが、現在の段階では、今後の下水道整備予算をどのくらい確保できるかというふうなことも関連いたしてまいらる関係上、具体的に十年以内なら必ずやってみせるということをここで断言するわけにはまいらないわけでございますが、再三申し上げておりますように、水道水源になっているという現状を踏まえ、できるだけ早くこの目標が達成できるように各種対策を推進するように私も努力してまいりたい、かように考えるわけでございます。

それから、当てはめをそれでは変えるのかというところでございますが、この環境基準そのものを引き下げるといふことよりも、むしろ環境基準をやはり終局的目的として、中間的に可能な目標を示していく、こういうような方向で対応してまいりたい、かように考えているわけでございます。

この点につきましては、茨城県ともよく協議の上、現実的であり、かつまた、霞ヶ浦が数十万の方々の水道水源になっている事実を十分認識した数値が打ち出されるように相談してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○高杉勉忠君 局長、十年とかいふことを言われるんですが、そういうことでは困るんです。水道水源について言うと、御承知のとおり、霞ヶ浦周辺の住民は、現に水道二級の、CODの三PPmをはるかに超えている汚れた、しかも悪臭のある水源の水を飲まされているんですよ。本委員会では六日に御視察になるそうでありまして、先生方にもごらんいただければわかるかとおり、しかも、そういう水源の水を飲まされていて、これが将来とも基準を達成する見込みがない、こういう現状では大変困るんですね。このような水源の水を永久に飲まされることについて一体どういうふうに、国民の健康、保健、日常生活の問題ですから、考えているのか。ひとつ長官から責任ある御答弁をいただきたいと思うんです。

特に、浄水技術の高度化によって、汚れた水を無理して飲料水に適するまでには大変な苦勞をしているんですね。さらに、これに伴う危険性が最近言われているんです。こうした現状や事態に対して環境庁どういうふうにお考えになっているのか。思い切った水源を切りかえるなどの措置をとる必要性が私はあると思うんです。ですから、そういうことについて大臣からひとつ責任ある御答弁をいただきたいと思うんです。

○国務大臣(上田穂君) お答えを申し上げます。環境庁といたしましては、水道水源でございますが、霞ヶ浦の水質の保全は非常に重大なことであると認識をいたしておりますので、何分霞ヶ浦の水質がもう既に悪くなっておりますので、その対策として今建設省の方でも導水計画をお立てをいただいで、そして早くこれを良質に変えていきたい、こういうことでおやりをいただいております。そのほかに、いろいろ

県の方にお願いして、霞ヶ浦の富栄養化防止条

例をおつくりをいただいで、そしてこの浄化に努めていただいでおるのでございますが、そういうものもろの施策、これをひとつやはり計画的に一本に早くして、そしてそれを実行していただくようにお願いをいたしてありますので、これを速やかに御審査をいただきまして、そして霞ヶ浦を速に浄化したい、今水源として悪いものをよくしていくということを考えていただきたいと考えておるものでございます。

○高杉勉忠君 長官、ぜひひとつ一日も早く浄化の方へお願いをいたしたいと思っております。次に、下水道計画について伺います。霞ヶ浦流域の人口というのは約八十二万人であります。このうち、まず一つ目としては、下水道計画がある区域の人口はどのくらいか。二番目として、計画がない区域の人口、これは幾らか。それから三番目として、現在の下水道処理人口並びに各流域下水道及び単独公共下水道計画による目標の処理人口及び目標の年次、この際示していただきたいと思うんです。さらに、下水道計画がない区域の生活排水対策、これはどのように進めるのか、あわせて伺いたいと思っております。

○説明員(斎藤健次郎君) お答えいたします。霞ヶ浦の流域内に住んでおります人口は現在約八十八万人でございますけれども、このうち下水道計画のある地域に住んでおります人口は約七〇%の五十五万人程度でございます。したがって、残り約三〇%、二十五万人程度が計画のない地区に住んでいるということと推定いたしております。

次に、霞ヶ浦関連の下水道事業の状況でございますが、現在霞ヶ浦に隣接いたします下水道といたしましては、需ヶ浦常南流域の流域下水道及び湖北の流域下水道、もう一つ霞ヶ浦水郷流域下水道、三カ所の流域下水道事業が行われております。また、単独の公共下水道といたしまして、神栖町の公共下水道、それから鹿島町の公共下水道が実施されております。

これらの、現在事業実施しております下水道の計画処理人口は八十七万七千人でございます。それだけの事業につきまして、事業の着手の年度はそれぞれ違っておりますが、一番早いのは潮来町の下水道でございます。これは、先ほど申し上げました霞ヶ浦流域下水道に現在切りかわっておりますけれども、四十七年に着手をいたしまして、その後逐次事業を開始しております。また、供用開始、つまり処理開始につきましては、霞ヶ浦常南流域下水道が昭和五十一年に供用開始をいたしまして、以下霞ヶ浦湖北、神栖町それから霞ヶ浦水郷については、五十二年ないしは五十三年に通水を開始しております。鹿島町の下水道については、現在終末処理場の建設を進めてという状況でございます。

五十七年度末の数値でございますけれども、処理人口は約九万七千人程度で、普及率に換算いたしますと約一二％程度でございます。それから、下水道の計画のない地域の生活排水に対してどういふふうにするのかという御質問でございますけれども、私どもといたしましては、やはり生活排水対策としては、基本的には下水道の整備の促進を図ることが最も重要であるというふうに考えておりますけれども、湖沼周辺などにおきまして、特に生活排水によりまして汚濁が問題になるといふような地域で、かつ下水道計画がないという場合には、一つの例でございますけれども、昭和五十八年度に創設いたしました都市下水路排水対策モデル事業などで対応するといふようなことも考えられるのではないかと考えているところでございます。

○高杉勉忠君 ヘドロのしゅんせつについて次に伺いますけれども、霞ヶ浦に堆積されているヘドロというのは約五千万トンと推計されておりますけれども、第一に、ヘドロのしゅんせつ計画の概要及びその実績、これについて御説明をいただきたいと思っております。

二番目に、しゅんせつしたヘドロの処理、処分、これはどのように行っているのか。

それから三番目に、霞ヶ浦湖底ヘドロの排除船を、従来四隻あったのが二隻に減らされたというのを、減らされた理由というのは何なんですか。

あわせて諸点について伺います。

○説明員(近藤徹君) 霞ヶ浦のしゅんせつの概要と実績でございますが、霞ヶ浦においては、湖の水質改善を図るため、昭和五十年から直轄河川環境整備事業として湖底に堆積したヘドロしゅんせつを実施しております。これによりまして、昭和五十八年度までに事業費二十一億八千万円で約五十四万立方メートルのしゅんせつを完了しております。

ヘドロの処理の方法でございますが、ポンプしゅんせつ船でしゅんせつしたヘドロは、湖辺の処理ヤードへ運搬しまして、十分天日乾燥した後、湖の周辺の公共用地等へ処分しているところでございます。

それから排除船のことでございますが、霞ヶ浦においては昭和五十年からポンプしゅんせつ船を二隻、さらに、五十一年度からはアオコの水面清掃船と藻切り船を各一隻、昭和五十四年度からは処理船を一隻、さらに五十六年度からはアオコの水面清掃船を一隻と逐次就航させまして、現在までに合計五隻が動いているところでございます。

以上でございます。

○高杉勉忠君 減っているということはないんですね。

○説明員(近藤徹君) ございません。

○高杉勉忠君 次に、しゅんせつヘドロの処分と、埋め立て、干拓について伺います。

諏訪湖では、しゅんせつしたヘドロを湖に埋め立てておりました。このため湖沼環境が二次的に悪化している、こういうふう聞いています。霞ヶ浦では現在埋め立て、干拓は行われておりませんけれども、今後とも行おう計画がない、こういうふうなことを聞いています。今後、しゅんせつヘドロの処分に係るものを含めて埋め立て、干拓は行わない、こういうことを

の際確認できますかどうか。できれば長官からひとつお答えをいただきたいと思っております。

○説明員(近藤徹君) しゅんせつしたヘドロは、天日乾燥した後湖沼周辺の公共用地等へ現在まで処分しており、今後とも湖の埋め立て、干拓に使用する予定はございません。

なお、諏訪湖の関係でございますが、私も現地に問い合わせたところでは、埋め立てたヘドロは流出しないよう十分しっかりとした構造で現在まで実施しております。今のところそれが直接原因で水質汚濁につながったというところは聞いておりません。

○高杉勉忠君 今後のあれはないと確認できますか、今後埋め立て、干拓は行わないと。

○説明員(近藤徹君) そのような予定は現在ございません。

○政府委員(佐竹五六君) 埋め立て、干拓は湖水の水質等に非常に影響があることは御指摘のとおりでございます。これは、今後水質保全計画を立てて運用していくわけでございますが、埋め立て、干拓を行う場合には公有水面埋立法により所要の手続がとられるわけでございまして、その前提をいたしまして、水質保全計画内でそのような埋め立て、干拓に対する考え方も恐らく書き込むことになるかと思っております。

私も現在霞ヶ浦についての具体的な事情について承知しておりませんので、ここではっきり申し上げかねるわけでございますけれども、今のようない趣旨を水質保全計画等に織り込んで霞ヶ浦の水質浄化に遺憾のないようにしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○高杉勉忠君 次に、水がめ化による水質の悪化について伺います。

霞ヶ浦開発事業実施計画によつて、現在、逆水門から太平洋に流出する年間十三億ないし十四億トンの水というものを五億トンに減らして、差し引き八億トンないし九億トンをさらに工場用水等に利用しようとするための工事が六十二年三月完成を目指して進められているわけです。これが完

成しますと、霞ヶ浦はいわゆる水がめ化して、閉鎖性が一層強まるわけです。これは御承知のとおり水質の悪化がさらに進むことは当然言えるわけですし、これは八郎潟や児島湖の先例を見ても容易に想像できるわけなんです。この計画の完成に伴いまして水質といふものはどの程度悪化するかと予想しているのか。

それからまた、水質改善のためには、逆に海への流出量を今よりもふやして流動性を高める必要がある、こういうふうなふうに思っておりますけれども、これについてはいかがお考えですか。

○説明員(志水茂明君) お答えいたします。

霞ヶ浦から現在海へ出ております年間総流出量は、最近の三十一年の平均値で見ますと、今先生がおっしゃいました数字から実際に使っております水を別に抜き出しておりますから、海へ出ておりますのは約十一億トンが出ております。この開発事業実施後は、御承知のように毎秒四十立方メートルの都市用水、農業用水を取水いたします関係上、先ほどおっしゃいました年間おおよそ五億立方メートルに減ります。

ところで、先ほど申し上げましたように、霞ヶ浦導水事業で年間約六・五億トンの水を霞ヶ浦に持ってまいりますので、これを、取水する水も入れまして換算をいたしますと、海へ出ます水はおおむね九億立方メートルになります。したがって、海へ出ます流出量というものは現状よりやや減少するわけでございますが、先ほど来話の出しております排水規制あるいは下水道あるいは尿処理施設、こういったものの建設などとお合わせまして、清浄なこういう多量な水を流入させることによりまして霞ヶ浦そのものの水の回転率が上がります。水質は相当改善されるものである、このように考えております。

○高杉勉忠君 次に、自然湖岸線の減少についてお伺いをしますけれども、霞ヶ浦開発計画によつて八億ないし九億トンの水の太平洋への流出をとめることに伴って、霞ヶ浦の水位の上昇に備えて湖岸堤の建設が今行われているわけですね。この

ため、水辺の動植物が生息をして湖水の自然浄化にすぐれた機能を持つなぎさ線というものは年々減少しているわけです。霞ヶ浦の湖岸線の総延長、そのうち現在の自然湖岸線の延長及び人工湖岸の延長、それぞれどのぐらいになるのか、ひとつ教えていただきたいと思います。

また、開発事業完成時における自然の湖岸線延長及び人工湖岸線延長はそれぞれどのぐらいになるのか、これもあわせて教えていただきたいと思うんです。

さらに、なぎさ線の消滅に対する代償の措置として、琵琶湖で行っているような人工なぎさをつくる計画が霞ヶ浦にあるのかどうか、あわせまして伺います。

○説明員(志水茂明君) 霞ヶ浦におきましては、総湖岸延長が約二百キロメートルございます。そのうち霞ヶ浦開発事業開始以前に既に約百八十キロメートルの区間にわたりましては堤防がござい

ました。そして湖周辺の土地利用が図られておったわけでございます。この開発事業におきましては、この約百八十キロメートルの区間の概成堤防に對しまして堤防の腹づけを行ったり、それから

かき上げを行ったりしまして所定の堤防断面のものに改築をいたしましたり、あるいは護岸の補強を行います。それと同時にまた、残っております約二十キロの区間につきましては、無堤区間ござ

いますが、これにつきましては、堤防を新築いたしましたして、湖周辺の洪水によります浸水を防除いたすことといたしております。

ように、新たに湖岸堤とか湖中堤を建設するに際しまして、極力自然の前浜を残すということにしておりますけれども、約六キロ区間にわたりましたは、消波効果の機能の増進を兼ねまして人工のは

前浜を設置することにしたしております。ところが霞ヶ浦におきましては、琵琶湖に比べまして対岸距離が非常に短いわけで、それから水深も平均四メートルでございますので、非常に浅いわけ

でございまして、特に消波効果を期待するような

前浜というものは必要でございませぬ。

湖岸総延長は先ほど申し上げましたように、二百キロのうち大部分の百八十キロにつきましては既に何らかの形で堤防ができておりましたわけでございますして、これを、先ほど来申し上げましたように、堤防をもっと強固なものにするに際し

ましては、前面の砂浜など状況を極力変化させないように配慮しながら実施をいたしております。それから、残りの二十キロの区間内の一部につきましては、この湖岸堤の築造に際しまして、前浜

を保全したり、あるいは親水機能の確保のための砂どめ工などを実施する計画といたしておりまして、いろいろ御指摘の件につきましては極力配慮をしてやっておるつもりでございます。

○高杉雄忠君 次に、国定公園の關係について伺いますけれども、水郷筑波国定公園の概要、それからその沿革、その特徴、この際御説明をいただきたいと思うんです。

それからさらに加えまして、国定公園霞ヶ浦の保全方策についてもあわせ伺いますけれども、落城県の環境白書によりますと、県内の国定公園、県立自然公園の特別地域内の開発行為にかかわる

許可申請等件数は、昭和四十三年の三十七件から年々増加しているんですね。五十五年には二百七十八件で、四十三年を一〇〇とした指数で計算しますと、七五・一と大幅な伸びを示しているわけです。

すね。霞ヶ浦地区に限ってもこの傾向は同様であると思うんです。これはどういうふうにお考えですか、それをまず伺います。

同時に、湖岸堤の建設などで湖岸や湖辺の改変

が進みまして、国定公園の特別地域としての価値が低下している霞ヶ浦地区の近年の状況をどういふように認識されているのか、あわせて伺うように思います。このように霞ヶ浦の地区を今後どの

ように保全をしていくのか、その具体策をひとつ伺いたいと思います。

○政府委員(山崎圭君) お答え申し上げます。

水郷筑波国定公園でございますが、昭和三十四

年に水郷国定公園といたしまして、まず指定が行

われております。次いで、十年たちました四十四年に筑波地区が取り入れられまして、拡張を見ておりまして、その結果水郷筑波国定公園という名称になったわけでございます。そして、昭和五十七年にこの全体の国定公園の中身を再検討をいたしまして、新しい保護計画あるいは利用計画を策

その概要はもう既に先生は御存じのとおりであります。水郷地域が面積が約二万一千ヘクタール、大部分が第三種特別地域でございますが、こ

の湖水面を約二万ヘクタール含んでおるわけであります。また、筑波地区につきましては、面積が一萬ヘクタール強ということでございまして、これまた大部分が第三種の特別地域、こういう地種

区分になっております。

特徴といったしましては、何といひしても我が国の湖沼で琵琶湖に次いで二番目に大きい霞ヶ浦、あるいはまた、利根川といったものと一体と

なりましての広大な内水面、あるいはその周辺に
あります鹿島神宮あるいは潮来というような人文
景観と申しますか、これらが一体となった景観を
特徴として持っている。さらにはまた、犬吠埼に

代表されるような、何といいますが豪快な海食崖の景観がある。また、筑波につきましては、平野部に屹立しております。豊かな植物層を持っており、そういう筑波山の景観、こういうことが総体

としてのあの国定公園の特徴であらうと考えておるわけであります。

次いで第二点、先生御指摘の茨城県環境白書を引用されている許可件数、申請件数の増加傾向でこ

さいます。これについて若干私ども茨城県にも尋ねたところであります。が、茨城県におきましては、先ほどの国定公園あるいは県立自然公園、この両面につきまして、県土の自然環境を保全して

いきたいというようなことで積極的に自然公園の区域拡張を推進してこられたわけであります。そういうことが背景になりまして、先生御指摘の三十七件というその四十三年当時と比較いたします

と、特別地域の面積がちよど七、八倍に拡大し

ておるのであります。先生、指数で七百数十という指数を申しましたが、どうもそれに一応パラレルに關係しているのではないか。つまり、特別地域でございますといういろいろな行為の許可が要るわけでございますので、どうも特別地域の面積拡大が深くこれに関連しているのではないかと考え

ております。もちろんそのほかに社会経済状況もあろうと思いますが、一応はそういうふうに考えております。

と、昭和四十三年のデータありません。昭和四十五年で五十三件でございまして、確かに昭和五十四、五年は九十件とか九十七件とか、百件に近い申請件数がありますが、また最近五十七年、五十

八年では十二件とか十一件とか極めて減つておる、こういう状況でございますので、いろいろと変動はありますけれども、あの増加傾向がそのままだと伸びているという関係ではございません。こ

それから第三点でございますが、先ほど建設省の方から御説明申し上げました例の湖岸堤の建

設、これに関連しての固定公園としての価値低下ということに関してのお尋ねでございます。

何と申しますか、私ども公園の景観というものを考えます場合に、全体としていいますか、一

体としてといいますか、極めてそれもマクロに、大きな地域をとらえるというそういう感覚的なところがございまして、そういう意味で、潮沼なり河川の何といいたしても広大な水域景観、これが

あそこの特徴でございますので、それをまた主たる保護対象としているというようなことでございますので、湖畔堤などの建設によってもちろん局地的にはいろいろと変化があることは避けられない

いと思っておりますが、また、そのことの是非は別にいたしまして、**国定公園全体としての価値**が特にこれによつて低下しているとは考えていないのであります。

なおまた、今後の保全策につきましては、先ほ

どももちょっと冒頭で触れましたように、五十七年三月にこの水郷地域全体の見直しを行いまして再検討したわけでございますが、水域の景観保護強化を図るために、この再検討結果を踏まえまして今後ともこの水域景観の保護に万全を期したい、かように考えておるところでございます。

○高杉雄忠君 次に、山林保全の方策について伺います。

山林が栄養塩類を吸収する作用というのは著しいものがある。茨城大学の高村助教の報告によりますと、年間一平方キロ当たり一トンの窒素が流入するのに対して、流出する量というのは〇・三トンで、差し引き〇・七トンが山林に吸収される、こう述べているんですね。また、鱒の場合には〇・四トンの流入に対して、流出は〇・〇三トン、差し引き〇・〇一トンが山林に吸収される、こう述べているんですね。このように水域の浄化に果たす山林の役割は極めて大きなものがあると思うんです。

霞ヶ浦流域の土地利用状況を見ますと、地形の関係から、琵琶湖などに比べて早くから農地化が進んできたところへ、近年工場用地、宅地というものの造成のために山林の消滅が急速に進行しているんです。流域に占める山地の比率というものは、琵琶湖が七三・三％であるのに対して、霞ヶ浦は二五・〇％、格段に低いわけなんです。水質浄化機能の点で一段と不利な条件を背負っていると考えられるんです。

霞ヶ浦流域における十年前及び現在の山林面積、さらに今後の山林保全の具体的方策についてはどういうに進めるのか、この際示していただきたいと思うんです。

○説明員(野村靖君) 霞ヶ浦周辺の森林面積の推移でございますが、霞ヶ浦周辺には三つの森林計画区がございます。森林計画区と申しますのは、都道府県知事が樹立をいたします地域森林計画の樹立単位でございますが、この三つの森林計画区内に所在します森林面積は、昭和四十八年には約十萬一千ヘクタールございましたが、昭和五

十八年には約九萬五千ヘクタールとなっております。減少の傾向が見られております。

先生御指摘のとおり、森林は水源の涵養、環境の保全等、公益的な面で多面的な機能を持っております。水質を保全する上でも大きな役割を果たしていると考えております。林野庁といたしましては、このような森林の持つております諸機能を高度に発揮させるために、計画的な森林施策の実施を通じて、活力のある健全な森林の維持造成に努めているところでございますが、今後とも森林計画制度、保安林制度あるいは林地開発許可制度等の適切な運用を図り、また造林事業、治山事業等の公共事業の実施を通じて森林の保全を図り、公益的機能の発揮に努めてまいりたい、かように考えている次第でございます。

○政府委員(佐竹五六君) 森林の保全につきましては、第一義的には、林野行政の面からたゞいま林野庁から御答弁のあったような諸施策が講ぜられるわけでございますが、それ以外にも、都市計画法施行地域で線引きがあれば開発許可制度等もかかってくるわけでございます。その他の各種開発規制、法制を総合的に運用いたしまして、霞ヶ浦の水質に対する影響をできるだけ軽減にする、このように努めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○高杉雄忠君 次に、国立公害研究所の淡水赤潮研究について伺います。

国立公害研究所では、霞ヶ浦に臨時実験場を設けるなどして、淡水赤潮の発生機構等の研究を行っております。こういうことを聞いていますので、これについてこの際御報告をいただきたいと思うんです。

て、一つは、非常に富栄養化が進むということはもちろんあるわけでございますが、それ以外にも、各種植物プランクトンの中で一定の種が非常に成長していきますために必要な微量要素、それからさらに、それが集団にまとまって広範囲に広がっていくための物理的な現象、原因と、各種要因が組み合わさっているようにございます。

これがまた各赤潮の、それぞれの湖ごとに植物プランクトンの種類が違っているようにございまして、植物プランクトンの種類ごとに今のような点について知見を詰めていくということになるわけでございますが、淡水赤潮につきましては、現在までのところ一応赤潮生物の増殖要因の解明はほぼできた。これは幾つかのプランクトンに限られているわけでございます。これはマイクロゾムで大体発生温度等、それから塩分濃度等を、これは海の赤潮の場合でございますが、増殖をコントロールできるような段階にはなっていないようにございまして、今後はさらに臨湖実験等の施設も使用しまして、より具体的な発生機構の解明、こういうようなところに重点を移してまいりたい、かように考えているわけでございます。

特に赤潮につきましては、経常研究といたしまして、ダム湖における淡水赤潮発生機構解明に関する研究として、五十七年から六十年までの研究期間をとりまして、赤潮生物の増殖要因及び生成機構の解明、これは大体は申し上げましたようにできたわけでございます。さらに今度は赤潮生物発生に対する制御手法の検討、こういうところを研究してまいりたい、こういうふうに予定しているわけでございます。

○高杉雄忠君 次に、調査研究推進の具体的方策についてこの際伺います。

五十六年一月の「湖沼環境保全のための制度のあり方について」という中公審答申では、「国及び地方公共団体は、湖沼の環境保全に関する調査研究及び技術開発を促進する必要がある」というふうに述べております。本法案の第一項にもこの趣旨のことが書かれておりますけれども、今後調

査研究が具体的にどのようなに進められるのか、この際伺います。

○政府委員(佐竹五六君) 湖水の水質保全に係る調査研究につきましては、環境庁の附属機関である国立公害研究所が中心になって各種研究機関と連携をとりながら研究を進めてまいる、かようなこととなるわけでございまして、このようなシステムを通じて遺憾のないように研究を進めてまいりたい、こういうようなことを考えているわけでございます。

○高杉雄忠君 時間もわずかでありましてから、長官と発議者の方にこれから締めくくりにして御質問申し上げ、御要請を申し上げたいと思っております。

長官、今までの質疑を通じて明らかのように、政府提案によります湖沼水質保全特別措置法案では、残念ながら霞ヶ浦は完全によみがえらない、こういうふうに思っています。すでに霞ヶ浦に関心を持つ多くの人の間では、霞ヶ浦は死んでいる、こういうふうなまでに言われている現状なんです。霞ヶ浦の水質はもうろんでありますけれども、美しい自然の環境を取り戻し、ワカサギの帆引き漁が回復できるように一日も早く湖をよみがえらせなきゃならないと思うんです。

そこで環境庁長官に要請を含めて所見を伺いますが、この際、政府提案の湖沼水質保全特別措置法案を思い切って修正でもしまして、今回の日本社会党提案によります、一段とすぐれた実効性のある湖沼環境保全特別措置法を本委員会において成立させるべきだと私は考えます。長官いかがですか。

○国務大臣(上田稔君) お答えを申し上げます。

私は、日本の行政というものはいろいろ縦割り行政というふうなことが言われておりますが、また一面におきまして、いろいろな省がおのそのの特色を発揮して行政をおやりをいただいております。今の環境の保全につきましては各省においていろいろ対策を立てていただいております。また水質の問題においてもいろいろ計画を立てていただいております。しかし、そ

れが縦割り行政だからばらばらになっておるといふことは、これは否めないのをごさいます。したがいは、これを一つの計画に持っていくといふことにおいて、そうしてそういう調整官庁が必要であるということから環境庁がつくられて今やらせていただいておりますのでございます。

そういう意味におきまして、各省の立てておられますいろいろな計画、あるいはまた各省が持ちをいただいております各法令、こういうものを使いまして、そうしてこれに当たっていったら一番早くできていくと私は考えておるものでございます。環境庁は、そういう意味におきまして関係各省の御協力をいただきたい。それには、環境庁が一つの法律でぐっと自分でまとめてやっていくというふうなことになりますと、やはり関係各省はこれは協力が薄れてくるということでもありますので、環境庁としては今のこの法律でやらせていただきますと念願をいたしております。

○高杉勉忠君 最後でありますけれども、私も質疑を通じて幾つかの提案をし、要請をいたしました。そういう意味では環境庁を挙げて長官を初めとして激励をしている、そういう立場だと思いたす。ひとつ浄化のために一層の御尽力をいただきたいと思いたす。

最後であります。せつかくであります。湖沼環境保全特別措置法の発議者であられる丸谷先生に所見を伺いまして、私の質問を終わりたいと思いたす。今まで私の質問を通じても明らかになように、政府提案の湖沼水質保全特別措置法案と比較検討いたしますと、湖沼が、安定的な水資源だとかあるいは水産の場としての機能とか、その他人間にとって多様な機能を営む重要な水域として、その恵沢を国民が享受するために湖沼環境保全特別措置法の成立をぜひ期すべきである、こういうふうには私に思いたす。どうも強く感じてなりません。

あわせましては、霞ヶ浦についても、申し上げましたとおり霞ヶ浦は茨城県民にとって大きな資産であります。あるいは全国民の貴重な自然の

資産でもあると思いたす。しかも、明年は御承知のとおり科学万博が筑波で開催をされます。世界の人々が霞ヶ浦を見るわけです。科学と自然を比較して、そういうふうに見られると思いたす。著しい科学の進歩と調和のとれた美しい霞ヶ浦の自然が相まってこそ科学万博も価値あるものと思いたす。

湖沼の水質はもちろん、これに影響を及ぼす周辺の自然環境を一体として保全するという立場から、最後に丸谷先生の所見を伺いまして、私の質問を終わります。

○丸谷金保君 湖沼の汚染をできるだけ早く改善しなきゃならぬというのは、国民的な要望であらうと思いたす。そういう点で言いますと、今御指摘のございました、科学万博を控えての霞ヶ浦というのは国際的に見ても緊急を要するということでは、これは論をまたないところでございます。したがって、そういう点から言いますと、私もやはり思い切った政策遂行、そういう法的な裏づけを持った環境行政、こういうものが必要でなからうか、かように考えております。

したがって、そういう観点から見ますと、政府法案というのは、それぞれ既存の法体系を縦横に駆使して効果を上げよう、これも一つの考え方だと思いたす。実際にはなかなかそういかない。例えば、先ほどから保安林というふうなものもあるというお話が出ております。しかし、この保安林一つとってみても、この指定するところの法の目的といえますか、これは大分水脈の涵養、これが一番大きな、いわゆる水源涵養林といいたすけれども、こういうことが日本の保安林行政の中心でございます。さらにまた、治山関係の土砂の流出、こういうものを防備する、あるいは雪崩や落石というふうな、いろいろな保安林指定をする場合の要件を出してございまして、その中に水をきれいにするというふうなことをあえて探せば、幾つかの項目のうちの十項目に、保安林指定の二十五条ですが、十項目に「公衆の保健」、こういうふうなものがございまして。

ですから、そういう点で確かに水にも関係ないとは言えないですが、法の立て方なり目的が違うものでそれをいろいろ駆使してもなかなか目的達成することは、現況の行政機関の縦割りの中で難しいだらうというふうな考えますと、やはり水をよくするために周辺も網をかける、こういう法の立て方が必要でないか。中公審の答申もそういう立場で答申をなされたのでないかと考えております。もちろん、全国的な一律基準としての私どもの環境保全法案ですから、霞ヶ浦のように一歩踏み込んで進んでいるところ、こういう面についてはまた別途考えなきゃならない問題も当然出てくるかと思いたすけれども、しかし、とりあえずとしてはやはりこの程度の踏み込んだ環境行政を進めることが私は絶対に必要だ。

そういう点で、本法律案の成立、そしてそれの一つの足がかりにして、例えば農業汚染の問題であるとか、今までも当委員会が数々取り上げられてきた、全体を含んだ水質保全ということになきゃならぬと思いたす。そういう点で、本法案ぜひ皆さんの御協力を得たい、かように考えておる次第です。

○委員長(丸山篤君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時五十分まで休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

午後一時五十四分開会

○委員長(丸山篤君) ただいまから環境特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、湖沼水質保全特別措置法案及び湖沼環境保全特別措置法案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○飯田忠雄君 両法案を拝見いたしました。大変よくできておりますけれども、一カ所だけどうして私理解できない条文がありますので御質問を申し上げます。

それは、政府案の三十条、それから社会党案の

三十八条、経過措置の規定でございますが、この経過措置の規定の中で、括弧しまして「(罰則に関する経過措置及び経過措置に関する罰則を含む)」という文言があるのでございますが、この意味がどうにも理解しがたいのですが、いかなる意味でしょうか、お尋ねいたします。

○政府委員(佐竹五六君) まず、三十条の罰則に関する経過措置でございますが、例えば、今回の改正法で規制の対象を拡充いたします場合に、違反に対する罰則の適用を一定期間猶予するということが考えられるわけでございまして、本来であれば、まさに罰則の適用関係でございますから、法律自身できちんと決めるべきでございますが、新しく規制の対象になった施設について違反が生じた場合の罰則をかけるには、ある程度周知徹底させるための期間を要するというようなこともございまして、この法律に従いますと、「その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、罰則をかけない」というようなことを定めることができる。これが罰則に関する経過措置でございます。

さらに、経過措置に関する罰則でございますが、これは例えば、新しく届け出が必要になる施設が本法が施行されると出るわけでございまして、これがこれにつきまして、本来の届け出にかえて、ある一定期間は簡易な届け出をすることができるといふ意味で、法律本来が予定しているよりも簡易な届け出の様式等を定めることができることとなるわけでございまして、この場合にもそれについて罰則をかけることができません、その簡易な届け出であるにしても、その実効が担保できないわけでございまして、これも本来であれば罰則をかけるわけでございまして、法律自身できちっとその要件なり何なりを決めておくべきでございまして、今申し上げました趣旨に基づきまして、一定の期間、政令で簡易な届け出違反に対する罰則をかけることができる、こういうことを定めたわけでございまして。

○飯田忠雄君 だいたいの御説明、まだちょっと理解しがたいんですが、例えば、今おっしゃった罰則に関する経過措置というのは、罰則を緩める場合のことだ、その場合は法律に決まなくても命令で決めてもいいではないか、こういう御説明だと思ひます。

罰則を緩めるということは、それは法律で罰則が決めるのに、命令で罰則を緩めるということがあり得るかどうかという問題です。こういう問題が一つあるんです。

それから、経過措置に関する罰則というのは、簡易手続をする場合に、罰しないとか都合が悪いので罰則を決めるんだ、そういう場合のことだというふうに承ったんですが、簡易措置であらうと何であらうと、罰則をつける以上は、これは刑罰です。だから、罰則というのは、それを命令でやっていると、これは憲法に反するのではないか。

憲法の三十一条には、法律に定める手続によるにあらざればとはっきり書いてあるんです。法律に定める手続でなければ罰してはいかぬぞと書いてあるのに、命令でそういうことをできるようにするということは、これは罪刑法定主義の原則をなし崩しに崩していくことにどうなるような気がいたすわけです。憲法に違反するのではないかと思ひますが、いかがでございましょうか。

○政府委員(佐竹五六君) そのような御疑問もあるところから必要最小限にとどめるという意味で、「その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において」ということでございまして、そういう状態で将来とも永久に続くわけではございませんので、合理的に必要と判断される範囲をどのくらいに設定するかということもございしますが、一年以内ぐらいと考えるのが常識かと思ひますが、極めて経過的な措置として許されるのではなからうか。

憲法の解釈につきましてはこれは私も十分勉強しておりますが、法制局で御審査いただいたところ、このような規定を設けることについてお

認めいただいた、こういうことでございします。

○飯田忠雄君 この法案は当然閣議にかけられたんですから、法制局の目も通っておると思ひますけれども、法制局の目を通したから憲法問題をいにかげんにしているというところにはどうもならぬのです。結局、合理的に必要と判断される範囲内においてならば命令で罰則を決めてもいいという、そういう原則を政府がつくり出されるということとはこれは困るわけですね、根本問題として憲法問題ですから。これは私はこういうふうにか書かれるというところは問題だと思ひますよ。

これは、もし法制局の方でこれでもいいとおっしゃったということであれば、ぜひこの場に法制局の人を呼んでいただきたい、直接私にお尋ねいたしたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(佐竹五六君) 私の説明がやや不十分な点あるかと思ひますけれども、経過措置に関する罰則につきましては、先ほどの説明が必ずしも法律的に的確であるかどうかは存じませんが、先ほど御説明しましたようなことでございまして、私もど御説明しましたように、御指摘のような憲法上の問題についても法制局等で吟味された上でこのような条文の書き方をお認めいただいたのではないかと思ひます。

ちょっと今立法例を探さしておりますけれども、比較的事態としては間々起きるような事態に関する規定でございしますので、恐らく他にも立法例はあるのではないかと。もちろん最終的にはこれは裁判所の御判断を仰ぐことになりましかれども、私も私どもは一応許されるのではないかというふうにお思ひます。

○飯田忠雄君 これは重要なものかと思ひますが、今の御答弁はこれは大変重要な問題で困ったことだと思ひますよ。

明治憲法のもとにおいては、現在の憲法のような三十一条はなかったんです。だから明治憲法のもとでは命令で罰則を決めることができた。しかし、現在の憲法では一切命令で決めることは禁止しておるわけです。ただ憲法三十一条の解釈で、

あそこ書いてある「法律」という言葉を、国会が決めた法律ではなくていわゆる一般的な意味の法律という意味だと、こう御解釈になるならこれは別ですよ。しかし、あの三十一条は、いかなる憲法学者もこれは制定法であるという解釈を下しておりまして、制定法以外の法でないという解釈を私は見たことがありません。ですから、この問題につきましては、法制局がいいと言つたからというてそれで見逃すわけにまいりませんので御研究をお願いします。

私はこの条文は賛成できません。この条文一つでこの法案はもう憲法違反の法案ということになりますよ。

○政府委員(佐竹五六君) 実は、お言葉を返すようでございますが、先ほど申し上げました立法例について申し上げますと、例えば建築基準法九十七条の四「経過措置」でございまして、これにつきまして、「この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる」という規定がございします。それから、水質汚濁防止法の二十七条においても同じような規定が設けられております。

もちろん政府でこういう規定を設けたから直ちに今の問題が解決するという性質のものではないことは私も承知しておりますけれども、現在政府部内の法律解釈といたしましては、このような規定を設けることについて一応憲法上の問題はなという判断に立っているのではないかと、私もこのように考えておるわけでございます。

○飯田忠雄君 ただ、いまお挙げになりました法律がそういうことを書いてあるのは全部憲法違反なんです、その法律自体が。だから、当然憲法違反である部分については無効なんです。憲法に反するものは無効と言えましよう。あの法律全体が無効じゃありませんよ。憲法に反する部分だけは無効なんです。その無効のものをまねして、お手

本にして、これからつくられるこういう立派な法律にそういうものを導入されてはいかがかと思ひますが、いかがですか。

これはぜひ取る、取られるなり、あるいはもつとかの命令による罰則以外のことについてだけの問題だとされるようにしていただきたいわけですね。つまり、括弧の中は、これは非常に憲法違反の疑念があるので削除されたらどうかと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(佐竹五六君) 法律の最終的な効力につきましては、裁判に際しまして、最終的には最高裁判所で、この規定に基づきまして定められた経過措置に関する罰則で処罰されたその処分が合法的であるかどうかという形で争われることにならうかと思ひますが、私も、私どもも、ただいまの先生の御指摘につきまして、政府部内でも種々議論があつたであらうというふうな想像するわけでございします。突然の御質問でございまして、その経過を十分調べてまいりませんが、もしお許しいただけるならば、後刻その点については、どのような議論が交わされ、どのような解釈に立つてこういう規定を設けたのか御報告申し上げます。

私も私としては、従前の立法例もある以上、このような形でひとつお認めいただきたい、かように考えておるわけでございます。

○飯田忠雄君 この三十条につきましては、御答弁は納得いきませんので、これはもう一度将来検討し直すということにしたいと思ひます。それではきょうはほかの質問に移ります。

この法律の中で、大臣は提案理由をいろいろおっしゃってくださいましたが、その中で「水質の汚濁に係る環境基準の確保が重要な湖沼について」云々、こういうお話がございました。そこで、そのような「水質の汚濁に係る環境基準の確保が重要な湖沼」という、そういう湖沼をどういうふうな判断基準で判断して決められたのか、またそういう湖沼は、現在具体的にどのような湖が我が日本全国にあるのか、それは幾つあるのか

という問題についてお尋ねをいたします。

○政府委員(佐竹五六君) 法律の三条の問題でございしますが、まず一つの要件といたしましては、環境基準が「現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい湖沼」であることが要件として挙げられるわけでございます。これについて言えば、現在湖沼についての環境基準が定められている湖沼は百三十三ございますが、その中で環境基準が達成されているものが四十三でございます。達成されていないものが九十でございます。ですから、六十について言えばまずこの要件は満たすわけでございます。達成されている四十三のうちにも将来達成されないこととなるおそれのある湖沼もあるわけでございますが、一応六十ということになります。

それから、「当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるもの」ということでございまして、「当該湖沼の水の利用状況」といたしましては、先ほども御答弁申し上げましたように、上水利用がなされていることというのが一つのその場合の有力な判断の基準になるのではないかと。

それから、「水質の汚濁の推移等からみて」ということで、仮に現在環境基準を達成していても漸次よくなってきたりというものは、これは当然外れてもいいのではないかと、必ずしも指定しなくてもいいのではないかと、こういうふうな判断するわけでございます。趨勢的に水質が悪化している湖沼ということになります。

それから、「特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められる」と、この解釈でございすけれども、やはりここでのおのずから湖沼の規模というのが出てくるのではないかと、いうふうな判断するわけでございます。と申しますのは、やはり国が指定して各種対策を国のレベルで総合的に推進することについて検討していくということになれば、おのずからある程度規模の大きい湖沼、こういうことになるのではないかと

いうふうな考えられるわけでございます。

以上、抽象的に申し上げましたけれども、当面十ないし二十の湖沼についてこういう要件を満たすものだというふうに判断しているわけでございす。

○飯田忠雄君 具体的な湖沼の名前はわからぬわけですね。

○政府委員(佐竹五六君) 具体的に申し上げますと、若干今後出入りもございすけれども、当面具体的な湖沼の名前を挙げて都道府県との間で協議を進めている湖沼といたしましては、琵琶湖、霞ヶ浦、諏訪湖、安曇湖、中海、印旛沼、手賀沼、児島湖、相模湖等、こういうところになるわけでございす。そのほか十ないし十一程度さらにここ数年の間に指定することを検討してまいりたい、かように考えているわけでございす。

○飯田忠雄君 ただいまの湖は大変重要な湖ばかりでございすが、そのほかでも、河川をせきとめたダムのようなところ、最近私見てまいりましたが、ほとんどのダムが色が変わってございすね。二十年前に見えたときには澄み切ったものが現在は黄色い色に変わってございす。

木曾川をとめてつくりました恵那湖というのがありますが、あそこは前はそれこそきれいなところでした。つい先日あそこへ参りましたところが、本当に黄色い、ちょうど大便を流したような色をしてございす。天気の良い日ですよ。そしてごみもいっぱいたまっている。これは木曾川のようなああいうきれいな川がそのようになったのは結局恵那の町の排水を全部ダムに流し込んでおるからでございす。そういうようなことになっておるから私は湖沼が大変濁っておるんじゃないかと思ひますが、結局この水質汚濁をとめるというためには湖沼にそのような汚水を一切流し込まない、ということが先決問題だと私も素人なりに考えるわけですね。

いろいろ環境庁のお方にお伺いしますと、流域下水が大分完備されてきた、だから将来はよくなるというお話もございました。例えば琵琶湖の周辺に流域下水道ができたというんなら琵琶湖が汚れるはずはないのですが、どのぐらいの程度でそういう流域下水というものはつくっておられるんでしょうか、完成しておるんでしょうか。ただつくっておるというだけじゃ困るので、その点いかがでございすか。

○説明員(青藤健次郎君) お答えいたします。現在、湖沼に係ります下水道につきましては合計四十一の湖沼について下水道事業が行われております。下水道の数にいたしまして五十九カ所の下水道の整備が進められてございすが、その中で流域下水道につきましては十六カ所でございます。さらに、その十六カ所のうちに十一カ所については既に供用開始といたしますが、処理を開始しているところもございす。

ちなみに、残り四十三カ所のうち三十カ所が公共下水道でございまして、これは二十一カ所が既に供用開始いたしてございす。これは単独の公共下水道でございす。独自に終末処理場まで持っている公共下水道が三十カ所、うち二十一カ所が供用開始をしております。

それからもう一つ、公共下水道の一つでございすけれども、特定環境保全公共下水道といまして、国定公園とかあるいは自然保護地域を対象にいたしている下水道でございすけれども、これにつきましては十三カ所において事業が行われておまして、うち五カ所において供用を開始いたしている状況でございす。

○飯田忠雄君 今の御説明で抽象的にはわかったんですが、具体的にわからないのは、その下水をつくったためにどの程度湖の水質が防止されたか、そういう問題を御調査になったでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 先ほど建設省から御答弁なされたように、多くの湖沼周辺で今流域下水道計画が進んでいるわけでございすが、流域下水道の場合には、先生も御案内かと思いますが、末端の市町村が事業主体になります事業が完成いたしましたものと下水道事業としての機能を発揮しないわけではございす。

○飯田忠雄君 それでは次の問題にいきますが、湖沼へ流れ入る河川に、生活排水とか農業排水とかいろいろの濁水、そういうものを排出することを条例等で禁止しておる都道府県はございすか。あるいはまた、禁止とまではいかなくても何らかの規制をしておる自治体はございすか。

○政府委員(佐竹五六君) 湖沼に対する排水行為自体を禁止している、そういう条例等をつくっている都道府県はございせんが、しかしながら、

いわけではございす。その意味では、琵琶湖等におきましては、大規模建設でも力を入れておるわけでございすが、やはり非常に都市部が少なくないということもあって下水道普及率が八割ぐらいというのが現状でございす。したがって、著しく下水道普及率が高まったところについてでないと、たゞいま申されたような調査等なかなか難しいわけではございす。

ちなみに、諏訪湖等では下水道普及率が、流域下水道が既に稼働いたしまして普及率がたしか三〇%強まで進んでいるかと思いますが、その効果といたしましては、諏訪湖については近時少しづつではございすが、浄化の効果があらわれてきているというふうな報告を聞いておるわけでございす。

具体的な数字で申せませんが、先般、諏訪湖につきまして私どもが五十七年十二月に策定しました環境基準を当てはめを行いました際に、長野県において詳細に検討した際にそのような知見があるという報告を受けておるわけでございまして、いまだ多くの湖沼で目に見えた形で効果が出てこないというのは、遺憾ながらまだその事業の進捗率が必ずしもはばかしくない。特に湖沼の周辺というのは非常に人口の密度の低い中小都市あるいは農村部が主体になるために、最近顕著に下水道事業に力を入れ始めたというのが現状でございまして、多くの湖沼については目に見えるような形で、一般の方々の目に見えるような形ではその効果が必ずしもあらわれていないのが現状でございす。

○飯田忠雄君 それでは次の問題にいきますが、湖沼へ流れ入る河川に、生活排水とか農業排水とかいろいろの濁水、そういうものを排出することを条例等で禁止しておる都道府県はございすか。あるいはまた、禁止とまではいかなくても何らかの規制をしておる自治体はございすか。

○政府委員(佐竹五六君) 湖沼に対する排水行為自体を禁止している、そういう条例等をつくっている都道府県はございせんが、しかしながら、

具体的な例で申し上げますと、国が定めておりますCODの一般的な環境基準は一六〇ppmでございますけれども、これに対して、例えば一番汚れていると言われている手賀沼では、既設について言えば二〇から八〇ppm、これは業種によって違いがございますが、ですから二倍から八倍厳しい基準。それから新設について言えば一〇ppmから七〇ppmということで、同じくこれは国の一般的に定めましたCODの排水基準に比べれば非常に厳しい基準を適用しているわけでございます。

さらにまた、個別のケースでございますけれども、例えば霞ヶ浦の周辺に最近立地しました先端産業について言えば、霞ヶ浦の水質汚濁の現状から、住民からの非常に強い御要望もございまして、役所で行政指導をした結果、湖水に対しては一切排水しない、クロージドシステムをとった、そういう事例も個別にはあるわけでございまして、一般的にそのようなことを条例等で規制している自治体というのはないわけでございまして。

○飯田忠雄君 先般滋賀県から県の人が出てまいりまして陳情に來られました。それは、このたび出されておるこの湖沼水質保全特別措置法をぜひ通していただくように、これが廃案になると困るという趣旨の陳情でございましたが、そのときに私はお尋ねしたわけですが、それは、湖の周辺に最近旅館がふえたりあるいは工場誘致をしておられるのではないかと。そういうことをなさることによって汚れた琵琶湖であるのに、そういう問題を棚上げしてこの法律を早く通してくれ、こういう御陳情なんです、何か一つたがが抜けておるような気がいたします。

先ほどの御説明で、琵琶湖の周辺には下水道ができた、こういうお話でしたが、下水道ができたならばなぜ下水道にそういう汚水を流さないのかという問題があるわけですが、そういう問題についてどうもはっきりとした御返事がいただけなかったのです。いたいたしたのは、工場を誘致しないと滋賀県の経済が立ち行かぬ、だから呼ぶんです。

こういうお話でしたね。

こういうような問題について、環境庁はどのように従来御調査になり、また現在どのようにお考えになっておりますか。

○国務大臣(上田稔君) お答えを申し上げます。

滋賀県におきましては、琵琶湖の水というものの対峙に非常に愛着を持ってそうして取り扱っていただいておりますのでございまして。そして、今先生が御指摘をいただきました工場でございますが、工場はいろいろ吟味をされまして、悪水を大きく出すようなそういう重工業的なものは呼びないうで、そうして軽工業的な、内陸工業的な工業を誘致しておられるのでございます。したがっていまし、そういう排水というのは、工場からの排水による汚染というものは海と比べて、例えば瀬戸内と比べて産業による汚濁というものが非常に少ないという数字が出ておると思うのでございまして。もう一つの先生の御指摘の、下水道ができておるのにということでございますけれども、琵琶湖の周辺におきましては、先ほどから御説明がありましたが、八割しかまだ進捗をいたしておりませんので、大半の一部分あるいはその他の都市において少し下水道ができておるといふところでございます。まだ十分にその機能を發揮しておらないのが現状でございます。

○飯田忠雄君 流域下水道をつくるということ

は、結局地方の自治体の考え方が相当影響すると思ひます。

加古川という川がございまして、その加古川は現在には相当水がよくなっておりますが、十年ぐら前はこれは手のつけられない泥水になりました。

関電灘という、昔は清流でアユがとれる場所がございまして。ここには漁業組合もあったんです。それが上流の方で悪水を流すことになってアユも来なくなつて水がほとんど麻痺するような状態にまで陥りましたが、現在の三重県知事が腹を決めまして、流域下水道をつくるということで各市町村に、まああそこは村がありませんから市町です

ね、市と町に呼びかけまして協力を求めて下水道をつくりました。人口三万から五万の都市ばかりですが、そういうところでもうつくつたんです。その結果大変水がきれいになりました。上流から汚水を流すということはいくらも減ったんです。まだ今でもあることはありますが、農耕の方は。そういうことは、結局自治体の長がどういう考え方を持つかによって決まることなんです、きれいごとでなしに本当に実行するという腹があるかどうかの問題だと思ひます。

湖の場合も私は同じだと思います。琵琶湖の重要なところ、大阪市民それから京都市民その他の都市の飲料水です、あれは、それを放置しておるといふことが私は大変問題だと思ひますが、なぜ今までたつた八割ぐらしか下水がでないのか、これは問題だと思ひます。意識の問題。

それから、こういう湖ばかりでなしに、上水道の源になるようなものは河川だつてあるんです。名古屋市の上水道は木曾川ですね。その木曾川の上流で、先ほど申しましたような恵那峡のようになつておるわけですね。ダムをつくりまして、それがそれこそ手つけられないような水になつておる。そういう水を皆飲まされておるわけですね。消毒すればよくなるというお話だろうと思ひますけれども、それはちょっといただけないと思ひますよ、消毒だけでは。

そういう指定湖沼ばかりでなしに、そのほかの飲料水にしなきゃならぬような水をとる河川、こういうものについての手当てが今まで非常に不十分でございまして、今度この法律案をつくられたわけで、残念ながら特定の指定湖沼だけであつて、それ以外入っていないんです。このような問題につきましては、環境庁はどのようにお考えになりますか。

○政府委員(佐竹五六君) もちろん、私もが当面考へております指定湖沼以外にも、上水道水源等になつておる天然湖沼あるいは人工湖沼があるわけでございます。それらにつきましては、まず

第一に当面私どもが考へております対策といたしましては、指定湖沼も含めまして、水濁法に基づきまして窒素、燐の排水規制を行う、これを第一の対策として考へておるわけでございまして。さらにまた、そのような湖沼につきましては、それぞれ各都道府県におきまして、この湖沼水質保全計画に準じた計画、つまり規制と事業とを組み合わせて、ある目標を定めてその目標を達成するよう努力していく、そのようなやり方というものを指導していきたい、かように考へておるわけでございます。

このような思想は、この法律に基づきまして内閣総理大臣が定めます湖沼水質保全基本方針でございまして、この中におきましてそういう指定湖沼以外の湖沼についての対策の考へ方、かようなものを書き込むこととしたしまして、これに基づきまして各都道府県を指導してまいりたい、かように考へておるわけでございまして。

○飯田忠雄君 今の問題に関連しまして、湖沼とか河川の水質汚濁が地下水に与える影響について御調査になつたことがございまして。

○政府委員(佐竹五六君) 地下水につきましては、五十七年におきまして十七化学物質について調査を行つたところでございまして。地下水も当然私どもの所管しております公共水域というふうには觀念されております。従来地下水問題というのはやや量の問題として関係省庁間で議論されてきたわけでございまして、やはり質的な面でも、かえつて一度そこに流れ込んだ化学物質等が分解しにくいというような問題もあるわけでございまして、質的な問題についても今後引き続き検討してまいり、最終的には要すれば制度的な措置というふうなことも考へてまいりたい、こういうふうにお考へておるわけでございまして。

○飯田忠雄君 環境庁長官の国務大臣の御説明の中に、「その他の湖沼の水質の保全に資する事業」という言葉がございまして。「その他の湖沼の水質の保全に資する事業」というのはどういう事業を予定しておられますか。これは水質保全計画のと

ころの言葉ですがね。

○政府委員(佐竹五六君) 水質保全あるいは水質改良のための事業といたしましては、ここに書きまして、下水道の整備が中心の事業になるわけですが、そのほかの事業といたしましては、浄化用水の導入、よその川等からきれいな水を持ってくる事業、あるいは曝気方式、つまり水を強制的に物理的な方法で攪拌する、これは余り大きい湖沼については適用できませんけれども、神奈川県が相模湖について現在実験しておりますが、そういうような曝気事業、そういうものが当面考えられるわけでございます。

○飯田忠雄君 それでは、建設省のお方にお尋ねいたしますが、湖沼の沿岸の流域下水道以外の下水道、そういうような下水道について実施計画はお持ちでしょうか。

○説明員(斎藤健次郎君) 下水道の法律でございますが、下水道法に基づきまして全国の水質環境基準が定まっている流域につきましては、流域別下水道整備総合計画というものを、流域計画と言っておりますけれども、そういう計画を立てることになっておりまして、その計画に基づきまして、それぞれの流域において流域下水道あるいは公共下水道、そういったものをどういうふうに配置していくかという計画を立てることになっております。

○飯田忠雄君 計画は立てることになっておるの、まだ立てていないのですか。立てておるとしまして、指定湖沼あるいはそれに流れ込む川の流域下水道を完成するのに大体どのぐらいの年月が必要でしょうか。これから指定湖沼だけでいいですが、そしてまた、それに要する費用というものはどのぐらいの費用がかかるか、概算されたことがありますか。

○政府委員(佐竹五六君) 指定湖沼につきましては、今御指摘のような詰めをこの水質保全計画の樹立を通じて検討してまいりたいというふうに考えているわけでございます。

水質保全計画は一応五年を単位にしておりま

す。したがって、そこで水質目標も設定するわけでございますから、それを達成するのに必要な汚濁負荷量の削減必要量というものが出てくるわけでございます。それに對して、それじゃ下水道事業の処理対象人口をどのぐらいにしなければならぬかというものが次に出てくるわけでございます。それに對して逆に今度は、毎年度の予算の面から実現の可能性も考えて、今度はもし現実的に不可能であれば目標の方を若干修正するというような作業をいろいろやっていった上で水質保全計画を固めたいということでございます。

その段階では今の先生の御質問に的確にお答えできるわけでございます。現在の段階では的確にお答えできるべき数字がちょっと持ち合わせておりませんので、恐らく建設省の方でも同じかと思っておりますので、その点御理解いただきたいと思っております。

○飯田忠雄君 これは昔話を申し上げて恐縮ですが、私も子どもが子供のころには、農村では田に引く水は用水と言いました。その用水は大きなきれいな川から取ってきまして、その用水には生活排水とかその他の汚水は一切流し込まないという鉄則があったんです。そして、生活排水などは、別に悪水路をつくりまして、その悪水路に流し込んだものです。稲を植える水というのはどんな水でもいいというわけではないので、それはもう厳重に区別しておりました。ところが、現在はそうした区別が知らぬ間になくなりまして、用水もそれから悪水もまじり合っちゃっておるといふ状況です。

こういう状況を一日も早く昔に戻しまして、河川のうちで悪水河川と上水河川をはっきり指定をいたしまして、上水河川には一切汚水は流し込まないという制度が私は必要だと思います。そうしませんといつまでたつても湖沼の水はよくならない。悪水河川は、湖水に入るところで横へ道をせらしまして、別に汚水処理をする湖を設けましてそこへ流し込むという処置でも講じない限り、いい水というのは保存できないというふうに思わ

れるわけです。

こういう昔の人の考えておった知恵を今日も応用することについてどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○国務大臣(上田徳君) お答え申し上げます。

今先生の御指摘は、農業用水を例にとつていただいたと思うのでございます。私も、実は大阪の方で勤務をいたしておりました水を取水扱わしていただき、上水道の方もやらしていただいたのでございまして、その当時に、庭園あたりのところにおきましては、用水と悪水と一緒にした用悪水路というふうなものもございました。上流の方はきれいな水が入りまして、それを使いまして後また下の方では悪水が入ってくる、こういうようなことでやっておったのでございますが、今現在建設省がやっていただいております流域下水道というのは、まさに先生の御指摘の悪水路でございます。

して、この悪水を浄化をいたしまして、そうして川の中に入れても大丈夫なような水質に変えて持っていくという考え方をしております。

下水道の考え方は、大きな雨が降って出てきたものに対してと、それから生活排水等のものと区別をいたしまして、そうして分流水の下水道の浄化方法というふうなものもつておるのでございます。それはいずれにいたしましても下水道というところでやっておりまして、非常に今のところ金がかかるというのが実態でございます。

○飯田忠雄君 鉄筋コンクリートの土管をつくりまして、そしてそれで下水道をつくる、あるいは鉄管でつくるという思想に立つ限り私はお金がかかると思えます。これは都市ではそういうことが必要だと思います。しかし、田舎の方へ参りますと、別に土管を埋めなくても、土を掘って溝をつくつただけでいいと思えます。昔の小川式のものをつくれば結構で、その小川が都市に入ったときに上を覆えばいいのではないかと思えます。現在日本の国でどうしても土管でなければならぬというところはそんなに多くないと思えますが、都市部とそういう都市部でないところと、大

体面積の比率というものはおわかりでしょうか。山地を抜きまして平野部だけでも構いません。都市よりも都市でないところの方が広いでしょう。都市といいますが、何々市といいますが田舎のような市もあるんです。そういうところは別に土管でなくても、土を掘つただけでいいわけですか。土を掘削しまして溝を掘りまして、それを悪水路にするということでも可能なのではないですか。そうであるなら大分費用が節約されて、労働力があつたらいというふうになる。いかがでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 確かに、昭和三十年以前、大体三十年、高度経済成長期以前の農村部というのは、先生の今御指摘になられましたように、非常に微妙な水の使い方をいたしまして、用水、それから排水がエコロジカルなシステムができていたことは御指摘のとおりでございます。

しかしながら、現在農村について見ました場合に、まず水の使用量が当時とは全然違つてきているわけでございます。当時であれば一日五十リットルとか六十リットルぐらいのものが、最近では洗車などの水を含めれば都会地と変わらないほど水を使うようになってきている。それから、第二点といたしましては、生活形態が非常に変わつてきている。これは食生活の内容が変わつたというふうなこともあつたわけでございます。それからもう一つは、電気洗濯機が入り、洗剤が入つてきてい

る。こういうようなことでございまして、従来の農村部の排水システムに依存している場合には、どうも排水路の汚濁というのはいくら進んでもしょうというところがございます。そのような意味から自然浄化機能だけに依存できないというふうな、これは農水省等でも認識して、それなりの対策をいろいろ講じているわけでございます。ただ、御指摘された点は私も私も思ひます。重要視して考えなければいけないと思ひます。これは建設省でもそのような方向をとつておられるわけでございますけれども、従来の生活排

水の処理は大体大都会地中心でございまして、そのような非常に人口密集地帯の汚水処理技術というものをヨーロッパの技術の中から入れてきて使ってきた。ところが、そのような方式を農村部等でやる場合には、非常にこれは人口密度も薄いわけでございまして、お金の掛かる、管渠の費用等も非常に掛かるということで、やはりこれは自然の生態系を活用していくことが必要である。ただ、自然の生態系だけに依存していただんでは現在の生活圏汚濁負荷の現状からいってとても無理があるわけで、そこで人工的な技術と、そういう生態系をうまくかみ合わせた、そういう新しい技術の開発が必要であるというのが最近の大体各省共通の認識でございまして、建設省におかれましても、そのような観点から小規模下水道の技術基準のようなものを策定されておられますし、また農水省におかれましても、集落排水施設整備事業の計画基準というものを検討されているようにございまして。

今後、特に私も、ヨーロッパにもこれがないわけではございませぬけれども、広範な水田地帯を含んだ農村地帯の生活排水の処理というのは、これはヨーロッパ、アメリカを含めて全く未経験でございまして、大変むずかしい課題でございまして、先生の今の御指摘の趣旨も私も私としては十分わかるわけで、生かして今後検討を進めてまいりたい。現に国公研等でもそのような研究が進められておりますし、それからまた科学技術庁の資源調査所でもそのような研究が進んでいるところとございまして、御趣旨は今後の私の国の事業の中にさまざまな形で生かされていくのではないかとこのように考えているわけでございまして。

○飯田忠雄君 ただいまの御答弁大変喜んでおります。ところで、そうした農村地帯につくる悪水人造河川、こういうものをつくるというところに御賛成いただいたと私は理解して喜んでおるわけですが、そういうものをつくるに当たって、やはり国家予算というものが必要ですが、余りたくさんのお金を出すわけにいかないわけですね、現在。そうしますと、金を使わないでそういう悪水人造河川を日本国じゅうに張りめぐらすということになりますと、これは非常に大きな労働力を必要とします。

そこでお尋ねするわけですが、都道府県でそういう計画をなさったときに、労働力の獲得がむずかしいというときに、自衛隊に対して援助出動をお願いするということをした場合に、現在の防衛庁ではそういう自衛隊の活動は法的に許されるとお考えでおいででしょうか。あるいは許されないと考えておいでか。あるいは法的に許されても現在そういうことを計画してやることは差し支えがあるとか、いろいろなことがあると思いますが、もし来ておられましたらお答えをお願いしたいと思います。

○説明員(及川廣男君) ただいまお話のございました水路について自衛隊が協力できるかどうかという点につきましては、この工事が自衛隊法第百条による受託土木工事として自衛隊が受託できる場合に限り協力できるものと思っております。

このような工事を自衛隊が受託する場合の要件といたしましては、訓練目的に適合すること、この工事に對して地元住民の合意が得られていること、自衛隊の持つ技術力で施工が可能なこと、工事に必要な費用を負担していただくこと等でありまして、地方公共団体の長等から具体的に申し出がありまして、地方公共団体の長等から具体的に申し出がございましたら、その時点で検討させていただきます。

○飯田忠雄君 ただいまの防衛庁の方のお方の御説明の範囲内で都道府県が人造河川をつくるというところを計画いたしました場合に、環境庁あるいは建設省の方の御方針と衝突するようなことはないでしょうか。例えば、建設省の方でそんなことをせられたんでは土木業者から抗議が多くなつたのだとかといったこともございませう。そういうような問題についてどのようにお考えでございましょうか。建設省はいかがですか。もし建設省が差し支えあれば環境庁の方でお願いいたします。

○国務大臣(上田稔君) 先生の今の御質問は、自衛隊を工事に使つてはいけなからかという御質問ではないかと申すのでございまして。

なるほど先生の御心配のような地区もあるとは思いますが、自衛隊の方にお願いをいたしまして、災害の場合なんかにおきましてはこれは全面的に御協力をいただいております。また、山中の道路の築造、こういったようなものにおいても市町村からお願いをして、御協力を、演習をしていただくというようにもお願いをしておる例も多々ございまして。

○飯田忠雄君 そういう人造河川をつくるには土地が必要なんではございませぬが、掘る土地につきまして国有地を掘れば余り問題が起らないと思ひます、民有地ですと大変いろいろの問題が起ると思ひますので、一体、そういう湖水に流し込む水を吸収できるような川を掘るに適當な国有地、そういうものは現在日本全国でどのくらいあるものでしょうか。大蔵省、おいでになつたらお尋ねいたします。

○説明員(田中誠二君) お答え申し上げます。国有地は、地方公共団体が排水路の用に供する場合は、これは国有財産法によりまして無償貸し付けができることになっております。また、公共下水道、都市下水道等の用に供する場合は、これは下水道法によりまして無償貸し付けまたは譲与することができることになっておるわけでございまして。したがって、仮に先生の御指摘のように、排水路を設けることとなりまして、地方公共団体から具体的な国有地利用の要望がありまして、場合によっては、関係省庁それから地方公共団体等と十分協議してまいりたい、こういうふうに思っております。

先ほど、現在どのくらいあるかということにございませぬけれども、今水路といたしまして無償貸し付けしているもの、これは五十七年度末でございませぬけれども、八十二件、二十七ヘクタールほどございまして。それから、ほかにかどうかという

るいは霞ヶ浦であるとか、そういうところになり
ますと、そういうところはなかなか得られないの
ではなからうかというふうに考えられます。ま
た、山の中の上流のところの湖、例えば諏訪湖で
ございますと、それを下流の方まで持つていくと
いうことになり、また相当長い距離にもなりま
すし、川に入れないように持つていかなければ
なりませんので、これもまた大変な事業になる
ということでございます。

したがって、比較が、先生の言われるそういう
水路をつくる延長と工事量、それから地下水に入
らないような結局コンクリート巻きか何かをや
りしなければならぬと思いますが、そういうよ
うな費用と、そして下水道をおやりになる場合
はある短い距離でおやりになるということであ
らう、その比較、こういうことになるかと思
います。

それで、例をいたしまして、実は京都の下水
道、これが今進捗が四十何%になっております
けれども、以前は二〇%まででございました。そ
して京都の下水の汚れが桂川に入って淀川に入
って、そして大阪の方が水を飲む。私も大阪に住
んでおりましたときは京都の下水を飲まして
いただいていた。こういうことになっておいた
で、ひとつその悪水と上水とを分離しようじや
ないかというように今まで言い出したことがある
のであります。そしてそれを検討していったの
でございますけれども、結局は、そういうふう
にいたしますと非常に金がかかるということがわ
かりまして、京都の下水を進めてもらいたいとい
う話になりまして、下水道やっぱり促進だとい
うことで、下水道の予算をふやすという方向に
向けて、やっとな今四二、三%ぐらいまで進
んでおりました。今京都市の下水道も事情の許
す限り予算をつけていただき、また市の予算の
許す限りこれを行進をさせていただいておる、
こういうこと
でございます。

○飯田忠雄君 長官の御答弁大変ありがと
うござ

いまして、もう少し元氣を出していただくとい
いと思ひますね。

田舎の方、現在実は田舎も全部下水道をつ
くった方がいんですが、金がなかなかないので
田舎の方は改善の策で露天掘りですね、都市部
は下水道をつくる、こういうことであるとい
うことは急には難しいにしても、そういう方法
でも講じませんと湖に入る汚水をとめることが
できないというふうな思われるわけございま
す。それで、私は改善の策でもいいからいい方
法を環境庁で考えていただけて手をつけていた
だきたい、こういうことでお尋ねをいたした
わけでございます。

そこで次の問題に入りますが、指定湖沼の水
質保全に関する特別措置というものでございま
すが、工場とか事業場に関係する排出水の排
出規制というものが述べられておりますが、こ
れはどうかを意味するのでしょうか。どこへ排
出する規制なのか。つまり湖へ排出する規制
なのか、川に排出する規制なのか、あるいは下
水に排出する規制なのか、その辺のところは
いかがでござい
ますか。

○政府委員(佐竹五六君) これは十四条、十五
条、十三条等に規定があるわけでございますが、
指定地域内ということになるわけでございます
が、いわゆる湖沼の集水域ということになる
わけでございます。ですから、湖に直接排水
する施設はもちろんのこと、湖に流入する河
川に排水する施設につきましても同様に規制
がかかること
になるわけ
でございます。

○飯田忠雄君 湖に直接排水するということ
を何とかやめるわけにはまいらぬでしょうか。
湖に直接入れないで下水を入れるとか、ある
いはそういう水を一たん入れる水路をつくる
とかして、それができるだけ湖には入れない
方法を講ずることができないだろうかという
ことを実は私考案するわけでございます。とい
いますのは、湖の水は多かれ少なかれどこ
でも飲料水にするわけですね。飲料水はこれ
はたきれいだからいいというわけではいいか
ぬので、やはり感情問題が入ります。感情を
無視すれ

ば、浄化すればいいということでしょうが、例
えば、肥えだめからくんできて汚物を抜きま
してその水分をきれいにするれば、それが飲
み水になるかという、なることはなるであ
るでしょうが、感情問題が入りますね。

ですから、それを拡大したような考え方
で、今後の飲料水を確保するという意味でも
できるだけ厳格な方法で二重、三重の手を
通すということをお考えになることはでき
ないでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 湖に直接排水
することを禁止したらいかがであるかという
御提案でございますが、確かに、浄化施設
を設置して浄化した上とはいい、湖に直接
流し込むことが望ましくな
いことはそのとおりでございまして、でき
れば下水道等を経由して終末処理施設で
浄化した上で湖なり、あるいはさらに
でき得べくんば下流に放流するとい
うことが望ましいわけでございますけれ
ども、やはりそれぞれの湖沼の具体的
事情あるいは地形等からいまして、湖に
直接放流せざるを得ない場合もかなり
あるわけ
でございます。

私どもとしては、そのような施設につ
いて、少なくとも新増設する場合には
届け出をしていただきまして、湖沼に
対する汚濁負荷をできるだけ軽減
した上で排水していただく、か
ようなことをやはり現実問題として
認めざるを得ない状況にある
わけ
でございます。

○飯田忠雄君 湖沼の沿岸、自然の沿岸を
破壊して埋め立てるということがよく行
われますが、沿岸をコンクリートで固
めてしまった場合と自然のままの場合
とで、湖沼の水の状態というものは
変化するかしないかという問題につ
いて御調査にな
ったことはござい
ましょ
うか。

○政府委員(佐竹五六君) その点が私
どもの一番今まで欠けている点でござ
いまして、確かに、琵琶湖の場合で
ございまして、内湖とかあるいは自
然湖沼、それからまたその湖周辺の
ヨシ、アシが一種の浄化機能を持
つという御指摘がいろいろ諸先生
からもあるわけ
ござい
ますが、これを組織

的にきちんとした形で定量的につか
ないわけ
でございます。今後の私どもの一つの
研究課題であらうというふうに考
えておるわけ
ござい
ます。

○飯田忠雄君 時間が大分たちま
したので、先に必要なことをや
りましてから、それから後また御
質問いた
します。

湖沼環境保全特別措置法案という
のがございまして、この案と、それ
から湖沼水質保全特別措置法案、
この二つの法案が一緒にございま
す。同時に審議をいたしておるわけ
でございますが、これは拝見いた
しますと大変よくできておるま
して、水質保全特別措置法案とよく
似た文言でできておる。そして、
ただ違うのは、環境保全であるか
水質保全であるかというだけの問
題になっておる。これは同時に審
議しておりますので私お尋ねする
のです。これは両方出して、おま
え、いい方、どっちがいいかと
れと、こういう御趣旨なのかどう
かというところが問題ですから、
それでお尋ねするん
です。

まず政府の方へちょっとお尋ね
いたしますが、湖沼環境保全特別
措置法案について御研究になった
ことがございましょ
うか。今まで御研究になったこ
とはござい
ますか。

この二つの法案を比べてみますと、
結局、水質保全がいいのか、環境保
全がいいのかというところになり
ます。どちらがいいかということ
になると、やっぱり範囲の広い方
がいいように思われてくるんですが、
それにもかかわらず、政府案が環
境保全をとらないで水質保全の方
をおとりになったということには
それ相応の理由があるという気が
いたします。政治における総合調
整の問題があると思ひますが、そ
れはどういうようなことが考慮さ
れたのか。その間の事情をもしお
差し支えなければお伺いをいたした
いわけ
です。

○政府委員(佐竹五六君) 実は、中
公審答申は、しばしば当委員会にお
いても御指摘いただきまして、た
うに、湖沼環境保全に関する特別
措置法案とい

うこと、そういう制度を仕組むべきであるという御答申をいただいたわけでございます。その中公審答申の中で、湖沼の環境保全については一応都市計画法、森林法、自然公園法、河川法等既存の制度を活用せよ、さらに必要があれば新しく湖沼について地域指定をして各種開発行為を規制するような制度を検討せよ、こういう御答申をいただいたわけでございます。

そのような答申を受けて、私どもの検討の過程では、確かにこの社会党御提出の法案にもございませうな、地域指定をいたしましてそこで開発行為を規制するような法制も検討の段階であつたことは事実でございます。しかし、その後私ども各開発規制の法規を一つ一つ照らして、これは政府で新しい法案をつくるべきと然行われる作業でございませうが、その地域指定をして規制しようとする行為が従来の法制で一体的に達成できないのかどうか、こういう検討を一つ一つやっていたわけでございます。

そういうしますと、まあかなりの程度カバーできる。特に、我が国の主要な湖沼については河川法の河川として指定されておまして、河川として指定されれば、河川区域が指定されておまして河川法の二十三条から二十八条までの規制がかかることになるわけでございます。特に、近時、河川管理者、建設省におかれましては、河川の環境保全については大変意を用いられておまして、五十六年に河川審議会から河川環境整備についての答申を受けられて、その中で、湖沼の管理についても十分意を用いるような、そういう答申が出されているわけでございます。

そのように一つ一つ詰めてまいりますと、中公審から検討せよという御答申はいただいているものの、必ずしも新しい制度を設けなくても既存の制度の運用で一応目的は達成できるのではないかと、かような結論に達しましたわけでございます。

そこで今回の法律では、既存の各種法制を湖沼の環境保全に役立つように運用していただくとい

う趣旨も兼ねまして、二十五条に「国及び地方公共団体は、この章に定める他の施策と相まって指定湖沼の水質の保全に資するよう緑地の保全その他湖沼の自然環境の保護に努めなければならない。」旨の規定を設けたわけでございます。しかしながら、目的としては、湖沼自然環境保全法というにはこの二十五条の規定だけではやはり不十分である、これは法律技術的な観点からそのような意見がございまして、直接本法で考えております水質を中心に法律の名称もなった、かようなことでございます。

るる申し上げましたが、私どもも自然環境を一体として保全すべき必要性については毫も否定してあるところではございません。ただ、それを手段といたしましてこの法律にすべてを織り込むのか、それとも、この法律は最も重要な水質に限定して、その他の部分は他の個別法規の運用でいくか、こういう手段の違いにあるのではなからうか、かようなふうなことを考えているわけでございます。

○飯田忠雄君 この政府案は、お出しになった以上はこれでいかれるということ、撤回されることは恐らくないと思ひますがね。

それで、ここの環境保全特別措置法案を提案なさいました提案者にお尋ねをするわけですが、内容は必ずしも同じではないということをお聞かしておきますが、衆議院でこの湖沼環境保全特別措置法案が否決されたということをお聞きしておるわけですが、社会党案の方が政府案よりは非常に原則的に進んでおるようには理解をされますけれども、すぐれておるから、だからそちらをとって可決してしまおうということになりますと、結局両院協議会を開かねばならぬということになるんですが、それは衆議院の方の発議を必要とするわけでございます、憲法上。衆議院が否決をした法律案を衆議院に送付できるかどうか、この点が大変運用の問題で問題が起ってくるわけなんでございませう。

そこで、仮に政府原案を本院で否決いたしましたし

て社会党案を可決したといたしましても、結局、憲法の五十九条第二項で、衆議院が出席議員の三分の二以上の多数で再びこれを可決すればそれで法律になってしまう、こういうことになるから、たとえこちらで否決しても衆議院でなるからいいではないかというふうに抽象的には思われるかもしれませんが、しかし、これは場合によつては政府原案は廃案となる危険が多分にあると思われるわけでありませう。

そこで、政府原案を廃案としてでもこの理想案の社会党案をどうしてもつなごう、こういう御趣旨なのか、あるいはそうでなくて、理想を一応この際示そう、とにかく政府案に対して対案として示して、もっとしっかりせよ、こういう活を入れる意味なのか。その辺のところを、本當の御真意ですね、御真意を承りたいんですが、いかがですか。

○丸谷金保君 質問通告いただいてからも、これいろいろ大変難しいので考えた次第でございませうけれども、ただ、事実認識で一つ違っている面がございませう。

それは、私どもの調査によりますと、衆議院で社会党案が否決されておらないんです。賛否を問われていないということでございます。ですから、建前から言うともまだ衆議院で生きていることになるんでないかなというふうに思っております。ただ、逆に言うと、生きておるから、こちらから可決をしていただいて送付したときの取り扱い、これはどうなのかと、逆にそういう実は心配もいたしておる次第でございます。しかし、それは衆議院でやってくればいいことで、我々は参議院の独自性のもとに参議院で法的に行える委員会の持ち方を進めていけばいいんじゃないか。その限りにおきましては、当院で私どもが提案いたしました法案というのは本委員会御議論いただくことについては一向に差し支えない、こういうふうな考えております。

それからまた、両院協議会という御質問でございませうけれども、これは、一つの法案が送付され

たり、あるいはまた向こうへ持っていくたり、そういう中における取り扱いの問題でないかと思ひますので、この段階で両院協議会を直ちに持たなければならぬというふうな扱いのものではないんじゃないかというふうに私は思っております。

それから、こちらで可決すると、今度は衆議院で三分の二というところで、両方とも廃案になる、それでもやはり提案して審議しなければならぬのかということなんですが、私は、この社会党の案というのは、非常に目配りをして、必ずしも厳しいというだけのものではなく、それぞれ御賛同いただけるんじゃないかというように実は判断しております。したがって、この案を参議院で与野党の皆さん方の御協力でも可決させていただいたならば、衆議院段階でも必ず思いを新たにしたいので、余り廃案になるというふうなことに心配は実はいたしておらないのでございませう。そうでございませうので、よろしくひとつ御協力のほどをお願いいたします。

○近藤忠孝君 まず、環境庁が予定している指定湖沼を十カ所挙げられましたけれども、これが五十七年度基準でCOD環境基準を達成するために必要とどれくらい汚濁負荷量の削減が必要なのか、大体の要削減率を御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(佐竹五六君) 湖沼ごとにかなりの差はあるわけでございますが、総じて申し上げますと六割から七割程度の削減が必要になる、かようなことでございます。

○近藤忠孝君 個別に言っていただけですか。○政府委員(佐竹五六君) 琵琶湖について申し上げますと、北湖が六二%、南湖が七四%。丸めて申し上げます。霞ヶ浦は大体七〇%、諏訪湖で六〇%、安曇湖で五〇%、中海で五〇%、それから印旛沼で八〇%、手賀沼で八〇%、児島湖で大体五〇%、それから相模湖につきましては、これは当てはめが違いますので、ちょっと計算数値が出

ておりませんが、もう一つ金房ダムでござい
ます。これは大体六〇％ぐらい、こんなことになり
ます。

○近藤忠孝君 いずれにしても相当な削減率が必要
とされるわけですが、問題は湖沼法案との関係で
す。

この湖沼法案を提案された原点について質問し
たいんですが、この湖沼法案の根本任務の一つ
は、今挙げられた要削減量をいつまでを目途にど
うな対策、手段を講じて削減するのか。この
ことを制度の上で本当に実効ある特別対策として
どう担保するのか。このことについて湖沼法案の存
在意義があると思うのですが、そこで長官の御見
解を承りたいと思います。

○国務大臣(上田徳吉) お答えを申し上げます。

この法案を成立をさせていたしまして水質保
全計画を立てさせていただきまして、水質保
全として今の負荷量を減らすというところにこれら
計画を立てていただくわけですが、なかなか
まだわからない点が相当あるのでございま
す。

それともう一つは、たとえ負荷量が一時——
時といいますが、全体で減っても、水のかわりと
いいますか、汚濁されている部分が流出してか
わっていくスピードが、一遍にばあっと押し出して
全部水を空にして、新たに入ってくるものをどん
どん入れていくということになればそれはきれいに
なるのですけれども、湖沼というものの性格上
そういうわけにはいかぬわけでございます。入
ってきた水は表面をさあつと流れていく、そして
ある程度ものが下へ行って下の方も少しづつ押
し出していく、こういう性格を持っておりますの
で、それがそう急には全体についてはいけません。
入ってくるものについてはきれいなもの、な
かなか湖沼のものがきれいになるには時間がか
かるといことを申し上げたのでございます。

それからもう一つは、アンノーンの点とい
うことを申し上げましたが、これはどうい
うことかと、先日も琵琶湖の問題でいろいろ学

の先生方が御研究になっておられるところを發表
しておられますが、湖に出てくる地下水がござい
ます。そういうようなことがやはり汚濁と関係が
あるということもございまして、そういう点がい
ろいろ重なっておりますので、計画を立てて五
年たつてそれがどういふふうなぐあいに浄化され
ていくかというように調べて、またそのほか
の原因もあるかどうかというように調べて、
も調べていくということについて全体の計画を立
ててやっていただくということに非常にメリッ
トがあると思うのでございます。

○近藤忠孝君 私が聞きまして、端的に言
って、湖沼法案の存在意義です。それは、先ほど
局長が答弁しました要削減率はもう大変な率で
す。それを削減すること、単に減らすだけじゃな
くて、いろいろな難しい問題があるということ
は今長官が説明されたわけですからわかっておるん
ですが、いろいろな難しい問題があるけれども、
先ほど例を挙げられた要削減率をゼロにしてい
く、単に減らすだけじゃなくてゼロにしていく
ということ、そこにこの法律の存在意義があるの
ではないか、こう聞いたのですが、それに対して端
的に答弁いただきたい。

○国務大臣(上田徳吉) 私は、湖沼の水をきれい
にするということがこの目的であるというふう
に考えております。

○近藤忠孝君 それは素人の答弁でして、長官は
この問題の専門家としての立場ですから。じゃ何
を基準にとかいえば、それは環境基準。環境基準
に対して現状は余りにも基準をオーバーしてい
る。だから、そのオーバーした分をなくして環境
基準に達していく、これがやはりこの湖沼法の存
在意義でしょう。

○国務大臣(上田徳吉) 環境基準に合う湖沼の水
質にしていくということでございます。

○近藤忠孝君 それがいよいよになっていくとい
う意味だと思ふんです。

そこで、一昨日私は琵琶湖を例にとりまして窒
素、磷対策の問題を質問したんですが、その本質
もまさにそこにあると思ふんです。窒素、磷につ
きましては、環境庁は、夏以降水濁法による一律
排水規制とそれから県条例による上乗せ措置を用
意している、こう聞いております。しかし、琵琶
湖それから霞ヶ浦で問題になっているのは、富
栄養化防止条例でその対策をもうすでに先取りし
て目いっぱいの実施をしておるわけですね。その上
でさらに相当量の削減を迫られている、ここに私
は問題があると思ふんです。

一昨日も指摘しましたけれども、長官が、第Ⅱ
類型を当てはめて五年間で達成しようというこの
琵琶湖の例で、これは現行対策、いろいろなこと
をやっていますね、琵琶湖なんかで。それを目い
っぱい実施した上で、なお環境基準の達成のため
には、一昨日も指摘しましたけれども、トータル
窒素で南湖で四五％カット、北湖で一五％カ
ット、それからトータル磷について南湖で三五％カ
ット、これは新たに必要なことなんですね。

そこで改めてお聞きしたいんですが、琵琶湖で
は湖沼法案の特別対策はまさにこの要削減量をど
うのようにして達成するのか。そこにこの存在意義
があると思ふんですが、これをどうやって削るの
か、そこをどうしてお聞きしたいんです。

○政府委員(佐竹五十六君) 若干申し上げますと、
先ほどの削減率でございますが、これは五十七年
度の水質でございますので、滋賀県の富栄養化防
止条例の成果というものはもうちょっと後になつて
あらわれてまいりますことが期待されますので、
この削減率すべてがこれ以上規制によって下がり
ないというものではないのだからと思ふわけでご
ざいます。

そのほか、主として生活系汚濁につきまして
は、施設の整備、端的に申し上げますと下水道の
整備が一番大きくなると思ふんですが、その他尿
処理施設、それから農林水産省の農村集落排水施
設整備事業、こういうもので生活系の汚濁化をカ
ットする。さらにまた、実は内部負荷と申します
か、湖底の底泥から溶出してくる負荷があるわけ
でございます。これにつきましては施工方法をか

なり工夫してやらないといかぬかと思ふますけれ
ども、汚泥のしゅんせつ、そういうような事業も
湖水の水質浄化には一定の役割を果たすのではな
いか。このような手段によって浄化を図ってい
きたい、かように考えているわけでございます。

○近藤忠孝君 問題は、滋賀県が今の条例で目
いっぱいやって、これは今局長が言われたことも含
めて、下水対策も含めてすべてのことをやってお
るわけですが、ABC作戦と言ひまして、それでも
なおかつ、今指摘したように、窒素について南湖
で四五％、北湖で一五％、磷について南湖で三五
％カットが必要である。これを今の方法ではカッ
トできないんですからそれをどうカットするの
かという問題だと思ふんです。

一昨日の私の指摘に対して、新聞報道によりま
す、これは京都新聞ですが、「このシミュレー
ションについて、滋賀県は「富栄養化防止条例で
うたっている対策だけを続けた場合を想定した試
算値であり、環境基準部会でその妥当性も含めて
検討してもらっている段階」と説明したという
んですが、しかし、私が思いますには、恐らく県
に問い合わせたと思うんですが、検討段階の資料
だとしまして、検討してもそんなに数値が、四五
％がこれが一〇％段階というふうなことじゃな
い、大体その前後です。とね、専門家がずっと
調べてきた数値ですから。となると相当のカット
が必要である。しかも今の方法ではそれはカッ
トできない。となると一体何が必要なのか。新たな
対策が必要なんです。それをどう考えておるの
か、これを聞いています。

○政府委員(佐竹五十六君) 一つには、規制面で申
し上げますと、もしどうしても不十分な場合には
総量規制を適用いたしまして、既存施設を含めて
規制によるカット量をふやすということが一つあ
るわけでございます。

○近藤忠孝君 そうですね、まさに総量規制なん
です。しかし、今それには立ち至ってないわけ
です、今のところだと、まず水濁法で窒素、磷
の一律排水基準を設けまして、それでずっとや

てみて、それでもうだめならば今度の湖沼法二十三条を適用していくことだと思ふんです。しかし、もう既にわかっておるんですよ、今のを目標にやってもこれだけのものはだめなんだと。となれば、なぜ今すぐ湖沼法の中に水質を規定し、すぐ実施しないのか。

我が党は後に修正案を出しますけれども、窒素、磷をきっちりと法文上も規定し、それについての総量規制を直ちにやるべし、こういうのが我が党の修正案ですけれども、むしろ琵琶湖などについてはまさにそれを今やるべきではないのか。もうそれは明らかなんじゃないか。これが一昨日からの私の一番の疑問とするところですし、この法案の一番の問題じゃないか、こう思ふんです。

○政府委員(佐竹五六郎) 確かに、明々白々であるというふうな御指摘でございまして、これは滋賀県が現に富栄養化防止条例で数年前から実施しているものでございまして、その成果が、先ほど申し上げましたように、要削減量がもう少し下がるのではないかと思います、それにしても確かにおっしゃる通りにそうひどく大きく数字が動くわけではないわけでございまして。その意味で、水濁法による窒素、磷の規制に限界があつて総量規制が必要ではないか、こういう御指摘だろうと思ひます。

法律の仕組みといたしましては、県の条例で現にやっていることを前提に仕組むわけにもまいりませんで、一応水濁法それから湖沼法というふうな仕組みになっているわけでございまして。現にこの総量規制につきましては、手続が、水濁法でも御案内のように総量規制でございまして、御案内のように総量規制でございまして、手続よりもはるかに簡素化されて、水濁法ではやや難しい場合にも湖沼法で総量規制ができるように仕組まれているわけでございまして。

その点は、直接琵琶湖の水質保全に御努力なさつておられる滋賀県とも相談いたしまして、この総量規制の発効の時期等についてはよく相談して

まいりたい、かように考えております。

○近藤忠孝君 今までの質疑の中で、ともかくも現状を目いっぱいやっても、あらゆる手段を通じて残るものがある。それを削減していくのがこの法の目的だとなりますと、今すぐやれというのが私の意見だけれども、それがこの法案でそのままでのことですか。しかし成立した暁には、これは早速その問題にぶち当たるのじゃないか。となれば、これはもううちうちよししないで直ちにそういう総量規制の方向を、いち早く窒素や磷を明確に環境基準の規制を設けてそして直ちに総量規制すべきだ、私はそう伺つてよろしいですか。

○政府委員(佐竹五六郎) 先生、先ほど来、目いっぱいやつても、滋賀県が現に目いっぱいやっている、こういうことでございまして、その目いっぱいやるに際しましては、滋賀県におかれては今後の下水道事業の予算の伸びの見通し等もやり、それからまた、個々の施設について果たして技術的に、それからまた経済的に可能であるかどうかということ等を詰めた上で規制値を決められているわけでございまして、これは総量規制ということになれば当然、濃度規制で滋賀県は御検討になつたわけで、今度は総量規制で同じような作業が必要になるわけでございまして、やはり県政運用上余り無理な規制をするわけにもいかないというふうな問題もあらうかと思ひます。

私が先ほど滋賀県とよく相談してと申し上げましたのもその辺でございまして、私も、もちろん湖沼の水質浄化は環境庁の目的でございまして、これを第一義的に考えることは申すまでもないことでございまして、県で現実的な運用の可能性ということもやはり考えていかなきゃいけない。そういうようなことから、直ちにということを今ここで先生にお約束するわけにはまいらないわけでございまして。その点御了承いただきたいと思ひます。

○近藤忠孝君 県が六十年目標値を決めまして、その達成のために努力をされていますね。しかし、それはもう既に審議の中で出ておるとおり、やっ

ぱり県のできる範囲という、そういう段階のものなんです。

しかし、問題は、上田長官もこれは京都で堂々と云われたとおり第一類型を五年で達成するのだ、五年でいくかどうかは別ですけれども、そこを目指すのだということだし、前回も第一類型にしたいということですからね。となると、まさに国、滋賀県が一緒になつてそこを目指すべきじゃないかぬですね。となれば、もうこれが施行されるともうすぐさまその問題にぶち当たる。今直ちにということでは難しいということかもしれませんが、それはやっぱり早急にそういう方向に行くべきだと思ひます。

その場合に、今の局長の答弁でもわかるとおりの、やはり財政的な裏づけがないので直ちにできるかどうかという問題、直ちにしないといけないのだけれども、財政問題が一番ひっかかっていると思ふんです。そこで、これは我が党の修正案は、財政的措置をしつかりやれということですが、政府案はそれがぼろぼろ落ちておる。極めて残念なことで、これは指摘だけにとどめたいと思ひます。

そこで問題は、この実効ある条文の規定として、制度的に今言った削減をどう実行していくかという点で幾つか問題がありますし、政府案が要削減分の対策として実効ある制度となつておるかどうかということが問題ですので、順次質問をしたいと思ふんです。

工場、事業場の新増設に対する対策の問題ですが、なぜ許可制を導入しないのか。今以上に新たな汚濁源あるいは汚濁負荷量の増加があれば、これはますます汚濁がふえていくわけですね。まづ、それがないうことが前提で減らしていくことが問題ですね。なぜここで許可制が導入できなかったのかという点です。

○政府委員(佐竹五六郎) やはり許可制ということとは、指定湖沼の周辺では一切原則として工場、事業場の立地を禁止する、禁止した上で特定の場合だけ許可で解除する、こういうことにならうか

と思ひます。これは、制度的にはやはりかなり重い意味を持つわけでございまして、土地利用に対する非常に重要な規制になるわけでございまして。

したがって、現在の憲法に基づく法律制度のもとでは、やはり国民に対する権利義務の規制は必要最小限にとどめるべきであるという一般的な議論があるわけでございまして。したがって、要するに、基準に合致すれば許可する。今度は逆に言えば、届け出をさして基準に合致するように変更命令をかける、そうすれば論理的には全く同じことになるわけで、したがって、私どもとしては、届け出に対する計画変更命令という、国民の権利義務に対する規制としては許可制よりはるかに緩やかになるわけでございまして。同じ目的が達成せられるならばそのような仕組みでやるべきではないか、かような観点から届け出と計画変更命令、こういうふうな仕組みをとつたわけでござい

ます。

○近藤忠孝君 これ以上汚濁を進めない、そういうものの設置は認めないという立場に本當に立てば許可制以外にないんで、我が党は許可制の修正案を出しますが、この点は社会党案は許可制になつておるので、この点は高く評価をしたいと思ふんです。

次の問題は、既設のすべてのものに対する総量規制の導入についてであります、これはなぜ環境基準とリンクさせ、その達成のために必要となる削減量を総量削減目標としないのか、これが第一点です。

それから、原案のままですと総量規制を実施しても環境基準の達成はいつのことになるのか、これはわからないのではないかと、こういう疑問がござい

ますが、この点はどうですか。

○国務大臣(上田健吉) 先生の御指摘は、産業系のNとPが非常に大きなウェイトを占めておるといふことを前提にお話をいたしておつたのではなからうかと思ひます。しかし、琵琶湖の場合におきまして、NとPの出してくる割合というものは生活系が一番大きくございまして

て、この生活系をやはり抑えていけない限りNとPはなかなか抑えられないというのが私の考え方でございます。

先ほどからたびたび申し上げておるのでございますけれども、琵琶湖の周辺、滋賀県に張りついてきております工場につきましては、その排出する水質について非常に各知事さんは神経質にお取り扱いになっておられまして、今までの張りついております工場につきましては、そういう水質を悪くするような、汚濁するようなそういう排出はないか、あるいはNとPを多く含んでおるようなものはないか、こういうことでそれを調べてそうして許可をしておられる。許可というか、規制をしていただいております。こういうことをしておられるのであります、その方針はやはり続いて私は滋賀県においては行われていくというふうに確信をいたしておるものでございます。

したがって、生活系をやはり下げていくかという限り、今先生がおっしゃっておられた負荷量は下げられないのではなからうかと思うのであります。その生活系を極力下げる、そういう計画を私は立てていただきたい。もちろん産業系につきましてもこれは下げていく計画をさらに詳細に調べて立ててもらわなければなりませんけれども、そういうことが一番大事ではなからうか。あるいはまた、そのほかの、何といいますか汚濁をするNとPを含んでおるもの、あるいはまた水質を汚濁するものを含んでおるもの、こういうものに対しての対策を立てていかなければならないと考えております。

それから、NとPが減っていきますと湖沼の中での汚濁の進行といいますか、そういうものも少なくなっていくだろう、この調査もあわせてずっとやっていただくということをやっていかなければならないと考えております。

特に、琵琶湖におきまして赤潮が発生し始めたのは六、七年かそこらぐらい前からしか起こり始めたと思うのでございます。したがって、それからの汚濁負荷量、NとPの負荷量というものがふえてきたことによって今の赤潮が発生をしておるといふふうに考えられるのですが、もう少し下げていかないといけないかもしれません。一度発生しますとまた起こりやすくなっておりますので、そういったようなことも込めて、赤潮の発生しないように、アオコの発生しないように早くしていきたい、こういうふうに考えておるものでございます。

〇近藤忠孝君 次に、湖面の埋め立て、干拓、水辺環境保全のための規制、これが入っていないわけですが、湖沼の一定の水域がそっくり消滅してしまふ湖面の埋め立て、干拓その他の湖岸の人工改変、これを規制することはやはり湖沼の環境保全すべての根本条件だと思います。これを入れなかった理由について伺います。

〇政府委員(佐竹五六君) 埋め立てあるいは干拓が湖沼の水質に重要な影響があることは私もひとしく認識しておるわけでございます。

この点につきましては、公有水面埋立法に基づきまして、都道府県知事が埋め立て免許をする際に、知事は、その埋め立てが環境保全及び災害防止に十分配慮せられたものと認める場合でなければ免許を行うことができないことになっておるわけでございます。このために、湖沼法案においては特に埋め立て、干拓の新たな規制措置を設けることはしなかった、こういうような次第でございます。

〇近藤忠孝君 それから、丸谷先生せっかくそこにお座りですので、若干の質問をさせていただきますと、一つは、富栄養化防止対策についての社会党案についてです。社会党は、先ほどの許可制の問題、それから湖沼環境の保全という点では我が修正案とも同じなんです。ただ、条文の上で提案者の趣旨がはっきりしない面があるものから一つ伺います。

これは主に二十五条関係ですが、これは環境庁の考えでも、水濁法の政令改正で窒素、磷の一律排水基準を設定し、さらに必要に応じた条例による上乗せ規制の対策が打てるようになっておるんですが、この社会党案ですと、これはいわゆる瀬戸内法流の指定物質削減指導方針なんですね。排水規制を私はかけた方がいいと思うんですが、かけなかった理由です。これをかけない、現に滋賀県や茨城県が富栄養化防止条例の先進的な排水規制を進めているのに対して悪影響がありはしないか、こう思うんですが、その点いかがですか。

〇丸谷金保君 法案の作成の段階におきまして、私も、できるだけ厳しくすることも必要ですが、私どもは、大方の合意を得るような、しかもそれで中公審にできるだけ近い線までとめていこう、こういう考えを持っておりまして、したがって、富栄養化の問題につきましても、窒素や磷の数量規制というふうなことも一応考えたのですが、現況の状態では厳しい規制をしても果たしてそれが実行可能かどうかというふうなことになる、瀬戸内海の法案でございましてと野党、野党それぞれ賛成なさっている向きもございますので、恐らく現在の政府案よりは一歩進んだ我が党案に満場賛成をしていただけるんじゃないか、こういうふうなことを実は頭に入れたながら、この点についてはその程度の規制でいく。

ただし、地方自治法の精神から言いますと、それから、この法案の水質をよりよくしていくという精神からいいますと、都道府県知事がさらに踏み込んで進めることについては何らの支障はないのでないか、かように考えております。

〇近藤忠孝君 この点私は成立した場合のことを心配しまして一言申し上げるのですが、基本に水濁法があり、それに対して条例の上乗せがあり、その上に湖沼法が乗るといふんですが、事この富栄養化防止対策につきましては、その下の基盤がなくなつてしまつて、それで指導方針ということなんです。下へ来てしまつてしまつていまいかなという心配をします。これは御一考願いたい。できれば賛成できるようなことに変わってもらえればこれは大変ありがたいと思うんです。

〇丸谷金保君 この富栄養化対策につきましても、なかなか現行の法体系の中で、先ほど近藤委員もおっしゃいましたように、直ちに実効を上げられるような方法があるかという、これはなかなか難しい問題だと思うんです。

ただ、私はその点については、現在の機構、例えば流域下水道というふうなものに固執してありますからなかなか簡単にはいかない。相模湖だけ見ましても、例えばCODは神奈川県の方が七％で山梨県の方が九％、窒素や磷になると神奈川県の方が六％で山梨県の方が四％というふうにはほとんど山梨県の方が多いのです。それじゃ、山梨県の方で隣の県の相模湖の方にいくのに現況の中で流域下水道がそんなに進むかという、それはなかなかそういうふうにはいかないようでは、桂川流域にしろ上野原の公共下水道にしろみん十年、二十年かかるんです。

私の経験から言いますと、小さな人口一万二千の町で、北海道の池田町はもう近く供用開始ができるようになる、下水道が。これは十勝川流域下水道に入らなかつたんです。うちはちまちまと自分のところだけでやる、その方が早くいく、こういう私は体験を持っています。

ですから、今のようではできないかわからない工場の廃液まで全部入れることを想定して、莫大の金をかけて終末処理場をつくっていく、こういうことの政策を大きく転換して、例えばソフト・ウオーター・パス、いわゆる小さなところにもどんどん小さな処理機能を生かしていく。恐らく今の国の予算の中でもっとも上手にできる方法もあるんじゃないか。ただ、遺憾ながら私が内閣総理大臣じゃないのでそういうわけにいかないわけです。

そうしますと、現況の中で富栄養の問題を考えた場合には、まず最低ガイドラインとしての瀬戸内、こういう考え方で進めてまいっておりますので、よろしくその点御理解の上御賛同をお願いいたします。御協力をお願いしたいと思っております。

〇近藤忠孝君 その議論はその程度にしたいと思っております。

次に、もう時間がないので、建設省が来ていますから建設省の質問に移ります。

湖沼水質保全の面で下水道整備事業が大変重要なウェイトを占めていることは明らかですが、ただ、重要湖沼を抱えている県の下水道普及率というものは極端に悪い。それから、指定湖沼に予定されている十湖沼の下水道普及率も、数字は算出されているけれども、これもよくないわけで、琵琶湖は八割ちょっとという状況なんです。

それで、問題はこの低い状況をどう打開していくのかということですが、これは公共事業のマイナスイメージが重くのしかかっているわけなんです。そこで建設省、こういうマイナスイメージの中で、やはりせつかく湖沼法でできるわけですから、どのように前向きにこの下水道の整備をしていくのか、この点が一つです。

それからもう一つは、これは各自自治体の切望しているものは、要するに、処理面積が五百ヘクタール未満の地域で口径三百ミリ以上、これが補助対象ですね。これを二百ミリから二百五十ミリに拡大してもらいたいというのが切望なんです。というの、三百ミリがずっと来まして実際に家庭に入るところはもっと細い二百から二百五十で、ここを補助してもらわぬと実際進まないんじゃないかという点が実際のようなんです。

この点二点についてお答えいただきたいと思えます。

○説明員(斎藤健次郎君) お答えいたします。

現在の下水道の整備状況は、先ほど来いろいろ御議論いただいておりますように、五十七年度末の総人口普及率が三二・三にすぎないという状況でございます。今後とも限られた予算の中で効率的な事業の執行に努めまして、普及率の向上に努めてまいりたいというふうに基本的な考えでいるところでございます。

現在、湖沼関連につきましては、四十カ所の湖沼にかかわります地域につきましては下水道の整備が進められておりますけれども、今後とも湖沼の水質保全を図るためにこれらの湖沼に関連する

下水道の整備を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、補助率の改善といいますが、補助対象の範囲の拡大を図るべきではないかという御質問でございますけれども、今申し上げましたように、現在四十カ所の湖沼についてそれぞれ地域特性に応じた下水道の整備を推進しているところでございますが、ただいまも御説明いたしましたように、全国の下水道の整備状況はまだ三二・三にすぎないというところでございます。したがって、湖沼周辺の下水道の補助対象につきましても、厳しい財政状況のもとでございますが、当面、その補助対象の範囲の拡大よりも、予算の範囲内での事業量の確保を優先して整備の促進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○近藤忠孝君 もう時間ですので最後に、これは自治体の湖沼研究所に対する補助をお願いしたいと思っております。やはり実際に自治体の対応が一番必要であるというところは、今までの議論で明らかであります。湖沼浄化対策を効果的に講ずるために、湖沼の環境保全に関する調査研究、これは不可欠だと思っております。

例えばこれは滋賀県の琵琶湖研究所、この研究事業に対する補助です。施設整備については分析機器などに一定の補助があるようですが、もうちょっとと広くこの補助がでないか。さしあたって来年度予算の概算要求の中でそういう補助予算を確保すべきだ、それが私は具体的に進めていく湖沼法ができたということの一つのあかしだろうと思っております。その点の答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(佐竹五六君) 都道府県の公害関係の研究所に分析機器の補助があるのは先生もう既に御承知でございます。

問題は、湖沼に関する研究所と申しますと具体的に琵琶湖の研究所等が考えられるわけでございまして、これについての助成ということでございますが、この種の補助金の新設というのは非常に難しいわけでございまして、調査研究につきまして

も既存の諸制度でさまざまな補助制度がございまして、琵琶湖研究所のテーマのうちにそれらのものに合致するものがあれば、積極的にこれを取り上げて実質的に琵琶湖研究所の運営を援助していきたい。私どもとしても、大変有意義な研究をしていただいているところでございまして、そのような方法で対応してまいりたい、かように考えているわけでございます。

○近藤忠孝君 ちょっと正確にしてもらいたいんですが、いいのがあればそれをどうなさるのか、補助をされるのかされないのか、そこが大事なんです。

○政府委員(佐竹五六君) 水質保全局を含まして環境庁にはさまざまな委託費とかそういうような制度があるわけでございます。私どももお願いしたいテーマと研究所のテーマが一致すれば十分それはやれるわけでございます。そのような方法で対応していきたいというふうに考えております。

○中村鋭一君 初めに、本法案の名称は湖沼水質保全特別措置法案でございますので、お伺いいたしますが、湖沼という単語の定義でございます。環境庁はどのように湖沼を理解しておられますか。

○政府委員(佐竹五六君) 私どもは、湖沼については社会通念上の湖沼ということにとらえまして、特に定義はいたしておりません。

ただ、実際問題といたしまして、この制度を運用していく上では環境基準の当てはめが必要になるわけでございまして、環境基準の当てはめられるべき水域として、これは水質汚濁法の体系で規定されております。それに比しますと、天然湖沼とそれから貯水量一千万立米以上の人工湖、こういうことになりましたので、現実問題としては、この定義、つまり天然湖沼と貯水量一千万立米以上の人工湖がこの湖沼法の言う湖沼として運用されるような結果になるというふうに考えております。

○中村鋭一君 そうすると、単語としては湖沼という言葉を使っておられますが、今の御説明によれば、湖という言葉と沼という言葉にその違いはないわけですね。

○政府委員(佐竹五六君) 特にございませぬ。広く湖沼というふうに社会通念上言えると思っておりますので、そのように御理解いただいて結構でございます。

○中村鋭一君 今おっしゃいました湖沼によれば、その湖沼を構成するところの水の種類といいますが、例えば汽水、塩水、淡水等々ありますが、これはもう全然今の湖沼の定義の中には含まれていないわけでございませぬ。

○政府委員(佐竹五六君) 具体的には、塩水が除かれるのはこれは当然だろうと思っております。問題は、汽水湖が果たしてどうなるかということでございます。汽水湖が果たしてどうなるかということでございます。汽水湖の塩水濃度によってかなり性質の違いがあるようでございまして、この湖沼法を目的論的に解釈しまして、この法律に定められました諸対策で目的が達成できるようなものについては、汽水湖のうちの一部は取り込む。具体的な境界については、ちょっと現在データ等を用意しておりませんのでお答えできませんが、そのように運用してまいりたいと考えております。

○中村鋭一君 そうしますと、鳥根原の中海は当然湖沼に入るわけですね。

○政府委員(佐竹五六君) これは入ることになります。

○中村鋭一君 中海を含めまして、今の定義に基づきます湖沼は幾つぐらい日本にございませぬか。

○政府委員(佐竹五六君) 先ほど申し上げましたように、社会通念上の天然湖沼を全部挙げますと、これはちょっと私も集計しておりませんが、天然湖沼で面積が一ヘクタール以上のものが、これは約五百ございまして、それから貯水量一千万立米以上の人工湖が約三百ございまして、大体八百ぐらいということになります。

○政府委員(佐竹五六君) 湖沼法適用の可能性のある湖沼につきましては、おっしゃられるとおりでございます。

○中村鋭一君 私は長官にちょっとお尋ねしたいんですが、先年カナダに参りまして、カナダのこういう水質のことを担当しておりますセクションの人と懇談をいたしました。そのときに、これはまあそのサンパチという言葉がありますが、カナダの役人の方がおっしゃっていたのは、我が国にはおよそ三百万の湖があります、というところでございました。カナダ国としてはその三百万の湖について、後世誇るに足るだけの立派な水質と周辺環境を保全するために率先して一生懸命やっているんだ、どこでも見てください、我がカナダは世界のどの国と比較しても、どの湖を見てもらっても負けないだけの頑張りをやっております、こういうことだったんですね。

私も実際カナダの湖、これは釣りに行ったんですけれども、幾つか回りをまして、それはもうサケからマスから見事なものでございました。また、その保護に対する国民やまた行政当局の熱意というんですか、これは打たれるのみでございまして、

私、そこで長官にお尋ねしたいんですが、カナダは三百万です。確認したわけじゃございませんが、少なくとも百万以上はあると思います。これだけのことをやっているわけですから、カナダは、我が国は、今御説明を伺いますと、まあ言ってもたった八百です。その八百の湖の相当多くが今日既に取り返しがつかないぐらゐ汚染の度が進んでいるわけではございまして、だからそここういう法律をつくらせてこれから少しでも汚染の度合いの進行を遅くする、逆にきれいにしていこう、そういうことをやらなければいけないわけではございまして、ここです長官に、本法律案成立につきましの御決意をいま一度お伺いしておきたい、こう思います。

○国務大臣(上田徳君) お答えを申し上げます。

ただいまカナダの例を挙げていただきましたが、日本の湖をもっとしっかり保護をやれ、こういう御激励を賜りました。

私も、この湖沼法をつくっていただきましたが、今八百でございませうけれども、そのうちで最も急を要するものは二十以下と言った方がいいのではなからうかと思ひますが、さしたって十ぐらゐのものを早くきれいにしていきたい、こういうことでやらしていただくのでございまして。

この湖沼の水質の悪化というのが終戦前の時代からだんだん進んでおるのでございましてけれども、終戦後特に人口増とともに悪化をしまして、特にならぬので、その原因を十分に追求いたしまして、特に生活雑排水からだというところでございまして、それに對する対策を十分に立ててきれいにしていきたい、そうして使っていただきたいと念願をいたしております。

○中村鋭一君 そこで個々にお伺いいたします。朝から各委員がお尋ねになったものとほとんどが重複すると思いますが、同時にそれは私の疑問でもございまして、同じことをお尋ねすることに思ひますけれども、お答えをお願い申し上げます。

五十六年一月に中公審から答申が出て、この法案が提出されたのが昨年の五月でございました。その間大分時日の経過がございました。これはどうなんでしょう、やっぱり各省庁間の調整等に手間取ったわけではございませうか。どの辺に、答申から法案提出までこんなに時日がかったという理由、原因があるんでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 中公審答申に基づきまして私ども制度を仕組むことを検討を開始したわけではございまして、その検討の過程で、ただいま御指摘にございましたように各省庁との相談もございまして、その過程で時間がかかったというのが率直なところでございまして。

○中村鋭一君 答申では、これも何人もの委員がお尋ねでございまして、許可制にすべきである、こういう御意見があったわけではございまして、これ

が届け出制になりました。後退以外の何物でもないと思ひます。いま一度理由をお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐竹五六君) 許可制と申しますのは、私が今から申し上げますまでもなく、指定湖沼の周辺には一切工場、事業場は立地することを禁止をする、禁止をした上で、特定の場合には解除して工場、事業場を立地することを認める、こういうことでございまして。これは国民の財産権に對するかなり厳しい規制になるわけではございまして、それだけの実質的な理由が必要になるわけではございまして。

瀬戸内法につきましては、おっしゃる通りに工場、事業場の立地はすべて許可制になっておりますが、これは瀬戸内海の場合には非常に大企業が立地して、しかもその負荷割合が全体の汚濁負荷の中でウェイトが高い、全体として八割ぐらゐだったかと記憶いたしますが、そういう実質的な利用があるところからそういう厳しい規制について法律的にも認められたことかと思ひわけではございまして。

これに對して湖沼の場合には、一般的に中小企業の割合が高く、かつ汚濁負荷の割合では、再三申し上げておりますように、産業系のものよりも生活系の汚濁負荷の割合がかなり高いというところから、そういう実態があれば、一切禁止するのはちょっと法律制度としていかがであらうか。結局、要は禁止をして特定の場合解除するというところでございまして。そうしますと、届け出させて、特定の場合、つまり許可制がしいてあれば認められるであろうような基準にならないものについて、計画変更命令をかけることにすれば、同じく目的は達成できるわけではございまして。

したがいまして、国民の権利義務に對する規制というものは必要最小限にとどめるべきであるというような法律上の法制局の御判断もあつて届け出制をとった、かような次第でございまして、御理解いただきたと思ひます。

○中村鋭一君 それは、環境庁の例えば局長を中

心とするスタッフで、何の問題もなく今のような結論に達したのか、それとも例えば通産省との調整等を待って、今おっしゃったような法制局等が見解を引き出した上でのこういう法律の案文になったんでございませうか。その辺をはつきりと御答弁をお願いいたします。

○政府委員(佐竹五六君) 政府案検討の段階ではいろんな過程があつたかと思ひますが、確かに御指摘のように、中公審答申では許可制として仕組むべきではないか、こういうふうな御答申をいただいているわけではございまして。したがって、政府案の内部での検討の過程で許可制で案を仕組んだ時期があることは間違ひございせん。その後、各省とのいろいろな折衝、法制局へ對する説明の過程で現在の姿になったというところでございまして。

○中村鋭一君 その点だけ確認をしておきます。だから、言葉をかえれば、最初の環境庁プロパールの案文の作成時におきましては確かに許可制というものも論じられた、このように理解しておいてよろしゅうございませうね。

○政府委員(佐竹五六君) 中公審答申にできるだけ忠実に仕組むのがやはり一つの考え方だと思ひますので、そのような検討をなされた時期があつたことは間違ひございせん。

○中村鋭一君 何回も同じことを聞いておりますけれども、「湖沼の環境保全を図る上では、湖沼の水質及びその周辺の自然的環境を一体のものとして保全することが肝要である。」一昨日の美濃部委員の御質問にございまして、これは答申にはつきりと明示されているのですが、これを水質保全に限定されました。この点についてお答えをお願いいたします。

○国務大臣(上田徳君) お答えを申し上げます。環境と水質保全、この両方を適合して、そうして保全を全うしていく、湖沼の水質を保全していくということについては、これはもう方向としては間違ひがない、中公審の方向と同じでございまして。しかし、今現在におきましていろいろと各省

が法律をお持ちになられまして、そうして環境保全に對しての手当てをしていただいておりますのでございます。これを調べてみますと、今考えております湖沼の周辺というものはそういう法律で十分に守っているのではないかとということがわかってきたのでございます。

ところで、それではどこに今それじゃ欠陥があるのだと言いますと、これを水質保全、環境保全、湖沼の周辺の保全ということを考えていろいろ計画がまちまちに動いていくところにあるいろいろな問題がある。一つの方向に向かってこれを計画的にやってももらえるところになったから、これは非常に有効になってくるということではなからうかと思つております。

環境庁というのは大体調整官庁として生まれたのでございますが、そういう縦割り行政の不備と申しますか、この省のお持ちになつておられるこの法律はこれではできませんけれども、今そんなところ考えていません、こつちです、こういうふうな言われるところに、せつかくこういうふうな法律があつて、こういうふうなしようと思つたときにそれが働いてこないというやうなことが間々生じてくる。これをやはり一つに調整官庁で調整をして、そうして水質保全とその周辺の環境保全の諸法律、こういうものを調整をして目的を達成できるようにするというのがやはり環境庁の仕事であらう。

そしてまた、そういうふうにして調整ができるならば、各省は各省のいろいろな思惑、今おやりになつておられることをフルに發揮していただいて、そうして御協力がいただけるのではないかと。全部環境庁の仕事でございまして、環境庁の法律に書き入れましてそうして実行しようといひますと、そこに非常に無理ができる。特に、調整官庁でありますから、予算の面におきましても実行の面におきましても、工事とかそういう実行面でございまして、そういうことに對しての権限の問題もございまして、それはやはり各省庁を動かす方がいいのではなからうか、こ

ういう観点から、水質保全というものと、そうして環境のいろいろな保全というものを、片一方の方は各省がお立てになるものに任せ、そうして水質の方だけを計画を立ててやらせていただくというようにしたのでございます。

○中村統一君 長官のお言葉を伺つておりますと、実に説得力がございまして、もつともだ、なるほどなという感じがいたします。でも、言葉じりをつかまえるわけではないですが、そのまた長官の今の御言葉をじっくりと拝聴しております。例へば縦割り行政の不備という言葉をございまして、調整官庁ということは何回もおっしゃいました。調整官庁というのを何回もおっしゃいました。

ですから、お認めのように縦割り行政の不備があり、環境庁そのものが調整官庁でございまして、これは長官、言葉をかえまして、常に環境庁というものは、例へばこういう法律案を提出いたしましたけれども、その提出に至るまでに妥協を繰り返さなければいけない。結果としては、その法律案が当初もくろんでいた点よりもやはり相対的に妥協を繰り返すことによって後退をしたものにならざるを得ない宿命があるかのように思ひますが、この点については長官の御見解はいかがでございでしょうか。

○国務大臣(上田稔君) お答えを申し上げます。各省におきまして法律をつくり出すときには、自分の方で考えた、その省において考えたやり方、それをもつて法律をつくつて、そうして各省に協議をするわけでございます。そうするとまた向こうの省は向こうの省で自分の方から考えたやり方でこれを討議をいたしまして、そうして意見の一致を見て政府案というふうになつていくわけでございます。

したがひまして、これは環境庁も初めは自分のところというやうな考え方も出たのでございまして、けれども、やはりそういうやり方をやっておりますとこの法律はうまいかない面が出てくるというところもあわせ考へて、そうしてそのかわり調整官庁としての面に立つてやらしていただく。閣

僚會議というものを活用できるようにして、そうして調整官庁としての役目を果たさせていただこう、こういうふうな考へてきたものでございまして。

○中村統一君 私もそうだと思うんですよ。ただ、野党としての立場から申し上げますと、これは率直な私の気持ちなんですけれども、この委員会でこうやって時間をちやうだいて質疑をいたしまして、現実には与党の方が数が圧倒的に多くて、それでこの委員会が審議をして幾ら質疑をして幾ら問題を突き詰めても、最終のところは、やはりこれは民主主義でございまして多数決になります。ですから、もう委員会の審議に入つたときには既にほとんど修正も不可能というのが私は現実だと思ふんですね。丸谷提案者も立派な法律案を本委員会に御提案でございまして、先ほども質疑がありましたけれども、まあ結果においては、残念ではありますが丸谷提案の環境保全特例措置法案は恐らく成立をしないということは数

の原理にのつて明らかであります。だから、私がお願ひをしたいのは、やはり法律案提出に至るまでに、なるだけ、例へばこの法律案についていへば、中公審の答申に近いものを調整官庁ではありましてもお出しただくように、これからまたアセスメント法案等がきつと提出をいただけると確信をしておりますけれども、そういうときに同じ嘆きを繰り返さないためにひとつよろしく御陳情を申し上げます。お願ひを申し上げます。

ベストがそれはいいに違ひないんですけども、やっぱりワーストよりはベターがいいに違ひないんですから、私はその点においてこの湖沼法案がベターであるという点において評価していることは指摘をしておきたいと思ひます。

農水省来ていただいておりますが、中海の干拓事業につきまして、工事の着手、それから現在工事の進捗はどこまで来ている、完成しているなら完成している、それから締め切りに必要とします水門は既に稼働しているのかどうか、その干拓事業

業についての総予算は幾らかつたのか、お伺ひをいたします。目的もお願ひいたします、干拓事業の目的です。

○説明員(吉川汎君) 御説明申し上げます。

中海干拓事業につきましては、鳥根県の斐伊川、宍道湖、中海の総合開発計画、それから鳥根県の西部地域の総合開発計画の一環といたしまして発足したものでございます。

事業の内容は、中海に約二千ヘクタールの農地を造成するとともに、干拓地とそれから周辺の沿岸の耕地合わせまして約九千三百ヘクタールの農業用水を確保するために宍道湖、中海を淡水化するというのが中海事業の概要でございます。

これらの工事の進捗状況につきましては、主要工事であります干拓淡水化工事につきましては、四十三年度の関係協定と代替補償交渉等も経まして、本格的に工事を進めてまいりまして、現在干拓につきましては五地区でございますが、そのうち三地区は干陸ななし埋立てを終えております。まだ完成というところまでいっておりませんが、ほぼ完成に近い状態でございます。残りの二地区につきましては既に干陸目前というところでございます。現在その準備工事を進めておるところでございます。

事業費でございますが、全体の事業費は現在時点で八百四十億円を想定いたしております。五十八年度までに支出いたしました事業費は五百三十八億円、名目の進捗率で六四％ということになっております。

それから、淡水化を行うためには樋門の操作が必要なのでございますが、淡水化に必要な樋門工事につきましては既に完了いたしております。既に操作が開始できる状態になっております。

現在、淡水化を行うに当たりましては関係機関との協議が必要であるということで、特に淡水湖の水質問題につきましては非常に大きな関心をいただいておりますので、農林省といたしましても慎重に対処したいということで、内部でも関係の

いろんな専門家の御意見を伺いまして検討を進めてまいりましたので、ご意見を伺います。

現在、昨年の末に県の水質の将来計画というのが公表されたので、そういう計画に沿いまして、淡水化が行われた後の水質がどうなるかというような水質予測を現在やっております。それと同時に、淡水化をどういう手順でやるのか、船の航行なんかもございまして、そういう面を検討いたしまして淡水化施行計画を現在策定中でございます。これでございます。関係機関といろいろ協議を開始いたしまして、水につぎましては、大変早い時期に欲しいという周辺農家の希望もございまして、なるべく早くそういう工事に着手できるようにしたいというふうに考えております。

○中村鋭一君 数年前にこの委員会で、当時は公害特別委員会というおりましたが、視察に参りました。その現地の御説明では、たしか、干拓したところへ畜産農家を導入したいということをおっしゃっていたと思いますが、そういう計画はありましたか。

○説明員(吉川汎君) 中海干拓事業の営農計画につきましては、現在幾つかの営農類型を立てましていろんな試算を現在やっております段階でございます。入植をどのくらいするか、あるいは増反をどのくらいするかというところで、数字につきましてはまだ確定したものはございせんが、営農類型といたしましては、酪農入植というののも一つの基本的な考え方として考えております。

○中村鋭一君 具体的な戸数で伺ったように思いますが、何戸ぐらい導入したいという……。

○説明員(吉川汎君) 酪農入植のパターンでございますが、一戸当たりの配分面積から勘定いたしますと、全部入植で埋めるといふことになりまして戸数が大体九十五戸ぐらいが埋まりそうだという計算になります。

○中村鋭一君 環境庁にお尋ねいたしますが、今審議しております湖沼法によれば、畜舎等も規制の対象になるのでございしたね。どういう内容

でありますか。

○政府委員(佐竹五六君) 畜舎につきましては、必ずしも直接公共水域への排水がない、あるいは排水の量が非常に少ない、しかしながら汚濁負荷量は非常に多いという場合もございまして、これにつぎましては特に指定施設という制度を設けて、その構造基準を定めまして、外部に汚濁負荷が流出しないように規制をしていくことを考えておるわけでございまして。

○中村鋭一君 中海、宍道湖、まあ中海と宍道湖は短いカナルで結ばれておりますが、中海、宍道湖は指定湖沼の対象になっておりますか。

○政府委員(佐竹五六君) 現在、指定する方向で関係県と協議をしております段階でございます。

○中村鋭一君 とすれば、仮に、今農水省おっしゃったように九十五戸の営農農家が導入をいたしますね、干陸に。そうしますと、当然指定湖沼でございまして今おっしゃったような規制を受けることになる、こう理解してよろしゅうございしますね。

○政府委員(佐竹五六君) 入植酪農家の具体的な指標、つまり飼育頭数が何頭ぐらいになるというようなことがわかりませんと明確な答えはいいたしかねますが、当然のことながら、私も指定が定めまします指定施設としての要件を備える場合にはきちっとそれを守っていただくようなことになることはもうこれは当然のことでございます。

○中村鋭一君 工事に着手を農水省されたのは昭和四十三年でございしたね。四十三年といいますが、農水省としては、日本海の水が池々で通過しております中海、宍道湖を締め切りましてあつた湖を淡水化した場合に、漁業においてあるいは観光価値の低減において、それからまた、当時陳情もありましたけれども、あそこはコハクチョウの泊地になっておりました、たくさんコハクチョウが渡ってきたんですが、こういう干拓化が進み、締め切った淡水化した場合に、例えばコハクチョウは渡ってくるのか、漁業はどうなるのか。そ

れから、淡水化することによって湖水の汚濁がどのように進むかということにつきましても徹底したアセスメントは、農水省としておやりでございましたか。

○説明員(吉川汎君) 淡水化によりまして水質がどのように変わるかということにつきまして、先ほど申し上げましたように、いろいろな調査なり推測なりを突はっております段階でございます。既に中間報告等も得ておるわけでございしますが、さらに、将来予測も含めまして、淡水化が行われた場合にはどのような状態になるかということを含めまして検討をしておりますことでございます。

○中村鋭一君 今検討をしております。今例えば地方自治体の鳥取県や島根県のそういう調査の結果を待っているというのと、四十三年に着手するときに、将来これをやったら、この工事が完成したら、なるほど農業用水はいい、酪農家も入ってくる、しかし我々の宍道湖や中海がどうなるのか、淡水化したら水がどうなるのかということに對しての配慮というものが私は欠けていたと思ひますし、ちゃんとおやりになっていけば、今そんな鳥取県や島根県の調査結果を待ってだとか、水門が既に完成しておりますのにまだ締め切りもできないというふうな事態には立ち至らなかつた、こう思ふんですが、その点についての御認識はいかがですか。

○説明員(吉川汎君) 御指摘のとおり、環境問題につきましてもいろいろな御意見があることも事実でございます。したがって、そういう御意見を踏まえまして、農水省としても独自にそういう検討をした上で、淡水化をする場合にはこのようにな手順でやります、淡水化をしたら大体このようになるといふものを含めまして、ガイド操作を開始する前に県知事さんと協議をするというお約束になっております。したがって、いまして、なるべく早くそういう協議に入るべく今準備をしておるということをおし上げたわけでござい

ましたが、いまして、四十三年の時点から環境問題

は変わっているということをお十分認識した上でやっておりますわけでございまして。

○中村鋭一君 でも、私さばり申し上げますが、それは淡水化したらその淡水化した湖がどんな汚濁になってCODだつて上がってきますし、まして窒素やリン酸、PやNの値がもうどんどん高くなつていく、いわゆる富栄養化するというのはこれは自明の理、子供にでもわかる理屈であつたと思ふんです。だからいまだに水門をおろすことができない、私はそのように理解をしております。環境庁は、この中海の干拓についてどのように

かかわつておりましたか。

○政府委員(佐竹五六君) 先ほど農水省から御説明がございしたように、農水省が締め切るに当たつて水質のシミュレーションをやられておるわけでございますが、昨年末、島根県で水質管理計画を定めて、いわば将来の湖に対する汚濁負荷がいろいろ見通しが変わつてきたということで、今現在それに基づいてもう一遍水質のシミュレーションをやられておるわけでございまして。近い段階で恐らく御協議いただけたと思ひます。その際に十分説明を伺つて対処してまいりたいと思ふわけでございまして。

いすれにいたしましても、農水省におかれても、淡水化しても水質が悪化しては非常に使上で制約が出るということこれはもう当然のことでございます。私もその点で水質の保全を図るという環境庁の立場と一致できる点はあるのではないかと。その意味で、若干時間はかかっても慎重に農水省が対応されていることは私も私どもとしても非常に妥当な対応ではないかというふうに考えているわけでございまして。

○中村鋭一君 これはほかの話になりますけれども、例えば「むつ」が今日のような状況になって国費のむだ遣いと言われておりますが、これは不可知の部分がありますから、ある程度理解できる面

も、三台の中継器のうち二台が故障いたしました。あの放送衛星打ち上げに六百十億円金がかかかっているわけでございます。それは全部国民にツケは返ってきているわけですね。今一台しか働いていない。しかし、これも三万五千キロの上空に衛星を打ち上げているわけですから、それは打ち上げた後で中継器が故障する、これはまあある程度しやうがないということも言えます。

しかし、中海の場合には、もし締め切ることによって淡水化してどんな実道潮と中海の汚濁が進んでいって、結局最後のところはどうしても締め切ることができないというような事態に立ち至った場合は、これは予測可能なことについて八百数十億円という国費をむだ遣いをしたというせしりは免れ得ない、こう私は思うんですが、その点につきまして農水省は、これはもういろいろな調査結果を待ち、地元の住民の皆さんの同意も得た上で当初の計画どおりに干陸を完成し、そして農民の皆さんにも喜んでいただける農業用水を確保し、当初の予定どおり営農畜産農家も導入することができ、そういう確信がございますか。

○説明員(吉川汎君) 中海の淡水化につきましては、周辺の関係農家から一日も早い淡水化を進めてほしいという強い要望が出てきておるのも事実でございます。それから、先ほど先生が御指摘のどのようによりに、淡水化をすることによって環境がどのようになり、淡水化するかという不安をお持ちの方々もいらっしゃるということも事実でございます。

そういう前提の中で私どもも慎重に検討をしておるわけでございまして、中間報告等によりまして、これは現在の負荷量でございまして、将来の負荷量を想定いたしておりますが、現在の負荷量量のままで十分環境は保持できるという報告も実はいただいております。しかし、将来予測も十分やっておく必要があるのではないかと、そういうことで、現在将来予測をやっておるわけでございまして、それができ上りましたら、なるべく早い機会に関係機関の方へ御説明いたし

なからうか。

そういうことをこの法律に——法律といいますが、湖沼の水質の保全ということにおいては一体にして考えていきますが、そういうやり方で一体にしてやらせていただきます、こういうことではないですか、その一体にするということについては同じでございます。

○美濃部亮吉君 この議論はこのくらいで打ち切ります。というのは、幾ら議論をしてもとめがないので、私のきょうの目的はそういうことではないので、理解は一向いたしませんけれども、これ以上議論をしてもむだだと思つて打ち切ることになります。

それで、つまり健康にして文化的な生活を保障するということは、私は、環境庁の最終目標であると同時に、また地方自治体も、やはり自治体の住民に対して健康にして文化的な生活を送る権利を実現する、その義務を果たすということが地方自治体の任務であるというふうに思ふんです。

それで、私は十二年間、東京の都知事をいたしました、この健康にして文化的な生活をできるだけ都民に差し上げることが自治体の政治の目標である、環境庁と同じような任務を持っていますと考へまして一生懸命で努力をいたしました。

例えば、この湖沼法と似た問題では、隅田川、東京湾が非常に汚染をしてしまひまして、私が知事になりました当座は、隅田川の両国橋の上に行くと、ぶんと臭いにおいがする、悪臭がするといふくらいに隅田川が汚れて、そして東京湾もそういう河川を受け入れて非常に汚染をして、魚もいなくなる。昔は七月、八月になるとハゼ釣りの都民でにぎわった東京湾がもうハゼ釣りもできなくなる寸前になっているという状態でございます。

そうして私は、こういうのは健康な生活環境というのとは真つ向から逆であるからしてこれは何とかしなければならぬというふうに考へまして、そうして非常にたくさんのお金を投じて隅田川その他の河川の流域の下水を完備いたしました。

して、そうして都民全体の下水処理が三五％ぐらいだったのが七五％くらいに上げることができて、また東京湾の海もよほどきれいになってハゼ釣りもできるようになり、それからミヤコドリもたくさん飛んでまいりますし、それから隅田川の火花もできるというほどになってまいりました。

しかしながら、こういうふうに東京湾の水が清くなったというだけでは十分ではないのであつて、それを取り巻く環境をよくしなければならぬというので、私が就任しない前に計画がありまして湾岸の埋め立てを進めざるを得ない状態でございますましたけれども、その埋め立ての上には工場その他の建物は一切建てさせない。その上には公園をつくる、それからハゼ釣りについてできるだけ便宜を与える、それから鳥がたぐさん集まつてくるバードサンクチュアリーもつくるというふうなことをいたしました、東京湾の水が清くなつた。清くといつては少し大げさでございますけれども、汚染が少しよくなったということに尽きまして、周囲の環境もまたできるだけよくするというところに努力をいたしました。

〔理事山東昭子君退席、委員長着席〕
そしてそれは、今の環境庁の湖沼法におきまして、水質をよくすると同時に自然環境もそれに応じてよくする、そして国民の健康な憩いの場とする、そういうことが湖沼法の最終目標でなければならぬと思ひますけれども、いかがでございますか。

○国務大臣(上田穂君) 先生の御指摘のとおりでございます。環境をよくしていかなければならぬ、これはそのとおりでございます。

隅田川の汚染につきまして、荒川から水を入れましたときの私は河川局長、責任者でございますので、当時のことは一番よく私は承知をいたしておきます。その後下水道を東京都の方でおやりをいただきまして新河岸川の方の水が漸次、長時間かかってよくなつてきた。その結果が今だんだんとあらわれておるのでございまして、これは本当に御同慶にたえない次第でございます。

今の湖沼の方の周辺でございますが、これは水質とそれから周辺の自然とこれを一体にして考へて、そして憩いの場といひますか、水も十分に住民の方々に活用をしていただく、利用していただけるようにしていきたいというのが私どもの願ひでございます。

○美濃部亮吉君 私は、そういうふうにして東京都民の憩いの場所というものも考へなければならぬ。

そうして、それは伊豆七島、これも自然のままをできるだけ保存をしてそして憩いの場所とする。それから森林地帯として多摩丘陵、これも完全に手を入れてはいけないということを市長さんに頼みまして、手を全然入れさせなかった。その結果として、埼玉県の多摩丘陵のこつち側に行つてみますと、埼玉側は全部開拓をして住宅を建てていて、その向こう側の東京都の領分には森が非常に茂つていて、そして建てた家の広告には、背後に非常に景色がいい森が茂っているといふうなことが書いてありましたけれども、とにかくあの多摩丘陵の森をできるだけ保存をする。

それから、今問題になっております霞ヶ浦一帯の湖沼、これもまた何とかしてきれいにしたい憩いの場所にして、そして憩いの場として、霞ヶ浦一帯は私のいひますか、都知事の権限外ではございませうけれども、何とかしてこれも都民の憩いの場にしてほしいというふうに考へていたわけでございます。

そういう考へ方、いかがでございますか。

○国務大臣(上田穂君) 東京の首都圏の周辺に近郊緑地をつくり、そしてその近郊緑地に東京都民、あるいはまたその周辺の勤労者と申しますか、そういう方々、あるいはまたそのほかの商店の方々、そういう方々が憩いの場として御利用をいただくような計画を実は首都圏整備本部の計画におきまして立てていただいたのでございます。

ちょうど私はそのときには近畿圏の整備本部の次長をやつておりました、東京都の首都圏の方とタイアップいたしまして、両方に保全地域をつくり

りそして近郊緑地を実は計画をさしていただいたのでございます。そのときに多摩の方でももちろん入つておりました、それを憩いの場にしていただくというところは結構でございますし、また霞ヶ浦につきましては、これは建設省の方でいろいろと御計画をさせていただきまして、今その水質をよくしようということとそれから導水も図りをいたしていおるのでございますので、早くそれができて、そしてそういう憩いをしていただく、あるいは水を十分に活用していただけるように、私もこの湖沼法の一日も早い成立をお願いいたしておるところでございます。

○美濃部亮吉君 非常にいいお話でございますが、そのためには、一昨日も申しましたけれども、霞ヶ浦の付近で最もきれいな牛久沼を大切にすることが必要であると思ふんです。

それで、牛久沼のほとりには住井さんとおつしやる作家がおられます。この方は「橋のない川」を書いた方でございます、それから「暮しの手帖」には毎号牛久沼に関する随筆を書いておられます。そして「牛久沼のほとり」という本を出しておられます。その中に「もとより、大河、長流の気品には欠ける。大洋、大海の豪快さとも無縁。けれども沼は大地のえくぼ。沼は人々に愛をささやく。」と書いておられます。それほど牛久沼を非常に愛しておられる方でございます。この住井さんは八十三になられます。そして八十三の住井さん、牛久沼の競艇練習場に反対する会という市民運動の会長をされて、この運動の先頭に立って、牛久沼を競艇練習場にするということに反対をされているんです。

そのいきさつを簡単にこれからお話ししたいと思いますけれども、牛久沼を競艇の練習場にするというところ、これは騒音でいっぱいになってしまひますか、付近の住民に対しても大変な迷惑であり、それから国民の憩いの場にしようという計画に対しては決定的な障害になる、そういう競艇

の練習場にするというのです。その話は一昨日はまだお聞きにならなかったという事でございしますが、そういう企てがあるということ、その点についてはどうお考えになるでしょうか。

○国務大臣(上田稔君) 先生が今御指摘の牛久沼でございますが、あそこは冬季には鳥が非常に飛んでくるのでございまして、ヨシガモであるとかコガモであるとか、これが飛んできて、そうしてそこに休むのでございまして、これはやはりそういうえさがあり、そしてまた水がきれいであるというところからそこへ飛来してくるのであると思うのでございまして。そしてまた周辺も自然の状態に今あるわけでございまして、これをひとつ何とか守らなければいけないじゃないかということから、実は先ほどもちょっと申し上げましたけれども、首都圏近郊緑地保全法というのがございますが、それによって緑地を今守っておるのでございます。それで水面及びその周辺を保全をしていくという事でこの指定がされておるのでございます。

また、鳥が飛んでくるということを申し上げましたが、県の方では鳥獣保護区によりまして野鳥の保護を図ろう、こういうことで今指定がされて保全に努めておるのでございます。

したがって、そういう状態において今保たれておりました、水質の方は今のところそう悪くはなっておらないという状態でございますので、これは首都圏でございますから、国土庁の方において十分監視をしていただいておりますという状態でございます。

○美濃部亮吉君 お話を伺いまして大変心強く思うわけでございますが、この企画を進めているのがかの有名な笹川良一さんなんですか。

少し簡単にプロセスを申しますと、五十八年の六月に練習場誘致の陳情書というものがこの周辺六カ町の町長の企画として議会に提案されそうになったのです。そのことは、その六カ町の町長さんが笹川良一氏にそういうことを頼んだ、依頼をしたということで、これを議会にかけるというこ

とが新聞に載りまして、そうしてそれが非常に問題になりまして大変な市民運動が起こって、先ほど申しました住井さんが先頭に立ってこれに反対をした。そうして一時この話はやめになってしまったんです。

そういたしましたらば、牛久沼地区の六市町村が、ことしの三月及び五月になりまして、曙地所というのと三建土地株式会社という二つの土建業者が笹川良一先生から依頼を受けましたと、そして牛久沼地区にトレーニングセンターの設立につき協力を要請されて、笹川さんから今度は要請されて、そうして今周辺の町議会に出すという協力依頼書というのが出ています。そうしてその協力依頼書は、もしこれを許していただければ、運動場を初めとして何でも金に糸目はつけないで援助をする。これは笹川さんのB.G.計画、つまり、市町村が土地を提供したら、そこにいろいろな施設を自分の金で建ててあげる、それだから土地を提供してくれ、そういう計画の一環だと思われるわけです。

そうして、笹川さんというのは有名な右翼の闘士でございまして、そうしてギャンブルの大將でございまして。そういう方が結局は牛久沼を支配するという計画を立てているのではないかと。そうして、それが笹川さんの計画であるだけに私は非常に問題であるというふうに考えます。

したがって、今長官が言われたように、この美しい牛久沼を守るためにあらゆる手段を講じていただきたいということを心からお願いをいたしますが、いかがでございましょうか。

○国務大臣(上田稔君) 今先生がいろいろと牛久沼の現況についてお話がございました。しかし、現在では地元市町村の具体的な動きは私はないというふうにお聞きをいたしておるのでござい

ます。それから、先ほど私が申し上げましたが、首都圏の近郊緑地にこれは該当——該当というか、指定をされておりますし、また、牛久沼そのものは河川法上建設省の一級河川ということになってお

りまして、これもやはり建設大臣から知事さんに管理を委託されておられる区域に該当をしておるのでございます。

そういうようなことがございまして、環境庁とは今のところ直接にはこれは関係がございせんが、そういう両省の方にも、また県知事さんの方にも申し上げておきたいと思っております。

○美濃部亮吉君 前にそういう動きがあつて、その動きは一応おさまったんです。そうして、各町長さんが署名をして、その署名は取り消すということになりましたけれども、それがことしの五月二十五日に、これは曙地所株式会社というところから協力要請書簡というものが基崎町の議会に出されているわけでございまして。それは「モーターボート競走会連合会及び船舶振興会の会長笹川良一先生から依頼を受けた牛久沼地区に造る予定の競艇選手のためのトレーニング・センター設立の件につき」町会の協力を要請するという要請書。それからもう一つ藤代町の議会にも全く同じ文句の要請書が出されております。

それでありまして、動きがないというのは環境庁が御存じないんで、お調べになりましたならば、ことしの三月及び五月、前は笹川氏という名前は表面には出ないで、笹川氏にトレーニングセンターをつくることを依頼するという形で話があつて、笹川さんは後ろに隠れていたんですけれども、今度は笹川さんが表に出まして、そうして笹川さんの依頼によってトレーニングセンターのことを討議していただく、その場合にはよろしくお願ひするという要請書が出ています。問題はその要請を許さないという状態になっておりますので、環境庁も十分慎重な態度で対処していただきたいということをお願いをして、私の質問を終わります。

○委員長(橋山篤君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(橋山篤君) 参考人の出席要求に関する

○委員長(橋山篤君) 参考人の出席要求に関する

件についてお諮りいたします。
湖沼水質保全特別措置法案及び湖沼環境保全特別措置法案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(橋山篤君) 御異議ないと認め、さよう
なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(橋山篤君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。

○委員長(橋山篤君) 委員派遣承認要求に関する
件についてお諮りいたします。
湖沼水質保全特別措置法案及び湖沼環境保全特別措置法案審査のため、委員派遣を行うこととし、その取り扱いについては委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(橋山篤君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後五時十九分散会

昭和五十九年七月十六日印刷

昭和五十九年七月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局